

令和2年度版

事業概要

〈令和元年度実績〉



埼玉県マスコット
「コバトン」 & 「さいたまっち」

埼玉県秩父保健所

目 次

第1 管内の概況

1 管内の概要	1
2 管内の人口等	2

第2 沿革及び組織

1 沿革	3
2 組織及び事務分掌	4
(1) 組織	4
(2) 各担当事務分掌	4

第3 事業概要

I 総務・地域保健推進担当	7
1 衛生関係免許事務	7
(1) 免許事務の概要	7
(2) 免許の種類	7
(3) 申請の種類	7
2 厚生統計調査	9
(1) 人口動態調査	9
(2) その他の調査・報告	9
3 地域医療体制の整備	10
(1) 秩父保健医療圏の医療施設等の状況	10
(2) 埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会	12
(3) 救急医療体制	13
(4) 医療従事者の状況	14
(5) 立入検査等	15
4 ちちぶ医療協議会への支援	15
5 学生実習等の受入	16
6 地域・職域連携事業	16
7 地域医療連携推進事業	16
8 保健所別研修	17
II 保健予防推進担当	18
1 健康づくり・栄養	18
(1) 健康増進（栄養等）の実施	18

(2) 食環境整備事業の実施	18
(3) 食育・地域栄養活動事業の実施	19
(4) 地域・職域連携推進事業の実施	20
(5) 受動喫煙防止対策	22
2 母子保健	22
(1) 相談指導の実施	22
(2) 療育医療の給付	23
(3) 不妊治療費助成事業助成金の支給	23
(4) 子どもの心の健康相談事業の実施	23
(5) 母子保健連絡調整会議等の開催	24
(6) ふれあい親子支援事業の実施	25
(7) 妊娠期からの虐待予防強化事業	25
3 歯科保健	25
(1) 歯科口腔保健連携推進事業	26
4 精神保健福祉	26
(1) 精神保健福祉法による申請及び通報処理の状況	26
(2) 相談、訪問指導の実施	26
(3) 嗜癖問題対策事業の実施	26
(4) 精神障害者を地域で支えるシステム構築事業	27
(5) ひきこもり対策の実施	28
(6) 家族会の育成	29
(7) 措置入院者退院後支援事業	29
(8) 他機関との連携	30
(9) 自殺対策	30
5 感染症対策	32
(1) 積極的疫学調査の実施	32
(2) 感染症（結核を除く一類～四類）の発生の状況	32
(3) 感染症発生動向調査事業について	32
(4) 感染症担当者連絡調整会議	32
(5) 感染症に関する研修・訓練	33
(6) 性感染症等に関する検査及び相談の実施	33
(7) 肝炎治療特別促進事業の実施	33
6 結核対策	34
(1) 結核登録者数の推移	34
(2) 新規登録者（市町別・活動性分類）	34
(3) 新規登録者（年齢階級別）	34

(4) 感染症診査協議会	34
(5) 管理検診・接触者健康診断の実施	35
(6) 訪問指導・来所相談及び電話相談の実施	35
7 難病対策	36
(1) 指定難病の医療給付	36
(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	42
(3) 先天性血液凝固因子欠乏症医療の給付	42
(4) 相談指導の実施	42
(5) 難病相談事業の実施	43
(6) 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会	44
8 原子爆弾被爆者対策	45
9 保健師人材育成	45
10 秩父地区地域看護推進会議	45
Ⅲ 生活衛生・薬事担当	46
1 医薬品、血液等の安全確保	46
(1) 薬務関係施設数及び立入検査数	46
(2) 麻薬・覚せい剤関係業務	47
(3) 大麻・けし	47
(4) 薬物乱用防止事業	47
(5) 献血推進事業	47
(6) 温泉	48
2 食品の安全性の確保	48
(1) 市町別・業種別食品営業施設数	48
(2) 食品衛生法に基づく許可施設数	49
(3) 条例に基づく許可施設数	50
(4) 食中毒の発生状況	50
(5) 立入監視・指導	50
(6) 講習会	50
3 生活環境の確保	51
(1) 衛生的な生活環境の確保	51
(2) 動物の適正な飼育管理	52
(3) 水道普及状況	53
(4) 水質検査	53
(5) 特定動物の飼養又は保管の許可	54
(6) 動物取扱業者	54

IV CSF（豚熱）への対応	55
----------------	----

V 新型コロナウイルス感染症への対応	57
--------------------	----

第4 衛生統計資料

1 人口	61
（1）管内人口の年次推移	61
（2）人口〔年齢階級別・男女別・埼玉県・管内〕	62
（3）人口〔年齢階級別・男女別・市町別〕	64
2 人口動態	66
（1）人口動態総覧	67
（2）出生	69
（3）死亡数・死因〔死因簡単分類別・埼玉県・管内・市町別〕	70
（4）死亡率順位〔死因別・管内〕	73
（5）がんの死亡数〔部位別・管内〕	74
（6）諸率の年次推移〔全国・埼玉県・秩父保健所管内〕	75

第5 参考資料

1 秩父保健所感染症診査協議会委員	83
2 埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会委員	83
3 埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会 地域医療構想作業部会委員	83
4 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会委員	84
5 関係団体	85
6 健康相談等日程表	85
（1）健康相談	85
（2）検査	85

第 1 管内の概況

1 管内の概要

秩父保健所は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町の 1 市 4 町を所管区域としている。管内地域は県の北西部に位置し、東京、群馬、長野、山梨の 1 都 3 県に接し、荒川の水源地を擁するとともに緑豊かな自然環境に恵まれ、長瀬に代表される優れた景観を有している。

管内面積は 892.62 平方キロメートルで県土の約 4 分の 1 を占め、人口は令和 2 年 1 月 1 日現在、98,357 人で県人口の 1.3% を占めている。

都心から 80 キロメートル圏内に位置し、一般国道 140 号・299 号、秩父鉄道及び西武鉄道が地域の主要交通手段となっている。

古くは秩父絹の産地としてその名を全国に轟かせ、秩父鉄道開業後には秩父セメントの創業（大正 12 年）に始まる武甲山の石灰石を利用したセメント産業が盛んとなり、昭和 30～40 年代の高度経済成長期には、衰退した養蚕・絹織業・林業に代わり、電気・精密等の機械工業の進出も見られた。

近年は、余暇活動の増加を背景に、観光農林業など都市住民との交流を通じた新たな産業が展開されている。

【秩父保健所管内図】



2 管内の人口等

令和2年1月1日現在の管内の推計人口は98,357人、世帯数は41,378世帯である。平成31年の同期に比べ人口は1,480人減少、世帯数は49増加しており、一世帯当たりの人数は2.4人である。

若年層の流出と出生数の減少により人口は減少の一途をたどっている一方、高齢化及び核家族化が年々進行し、特に高齢者のみの世帯が増加している。

65歳以上の老年人口が全人口に占める割合は34.4%と県内で最も高く、県平均の約1.3倍に達している。

〔市町別人口世帯数等〕

令和2年1月1日現在

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
埼玉県	7,389,961	3,353,947	3,797.75	1,945.9
管内計	98,357	41,378	892.62	110.2
秩父市	62,005	26,412	577.83	107.3
横瀬町	8,194	3,335	49.36	166.0
皆野町	9,677	4,011	63.74	151.8
長瀬町	7,022	2,932	30.43	230.8
小鹿野町	11,459	4,688	171.26	66.9

*人口・世帯数：埼玉県町(丁)字別人口調査（埼玉県総務部総計課）

面積：全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

令和2年1月1日時点、秩父市及び横瀬町は境界の一部が未定のため参考値

〔市町別年齢3区分別人口〕

令和2年1月1日現在

	総数 (人)	年齢区分別人口(人)			構成比(%)		
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
埼玉県	7,389,961	900,976	4,553,252	1,935,733	12.2	61.6	26.2
管内計	98,357	10,510	54,028	33,819	10.7	54.9	34.4
秩父市	62,005	6,887	34,526	20,592	11.1	55.7	33.2
横瀬町	8,194	892	4,583	2,719	10.9	55.9	33.2
皆野町	9,677	987	5,097	3,593	10.2	52.7	37.1
長瀬町	7,022	641	3,762	2,619	9.1	53.6	37.3
小鹿野町	11,459	1,103	6,060	4,296	9.6	52.9	37.5

*埼玉県町(丁)字別人口調査（埼玉県総務部統計課）

第2 沿革及び組織

1 沿革

昭和 19年 10月 1日	逓信省簡易保険健康相談所が県に移管され、大宮、川越、熊谷、幸手の各保健所とともに、県下第6番目の保健所として、秩父町大字大宮（現上町）1289番地に開設される。 （管内は5町20村、職員数は5人）
22年 9月	保健所法改正により、行政事務が移管（職員数10人）
25年 12月 1日	機構改革により、庶務課、衛生課、予防課の3課制
27年 7月 1日	新庁舎を秩父市大宮（現熊木町）527-6番地に建設
40年 5月 1日	保健婦室を新設（庶務課・衛生課・予防課・保健婦室の1室3課制 職員数39人）
44年 7月 10日	新庁舎を現在地（秩父市桜木町8番18号）に竣工、移転
47年 5月 1日	計画課を新設（庶務課・計画課・衛生課・予防課・保健婦室の1室4課制）
51年 5月 1日	保健婦室を保健婦課に改称（5課制 職員数31人）
平成 3年 4月	計画課を廃止、地域保健企画担当を新設
11年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と保健医療に係る施策の総合調整を行う組織として埼玉県福祉保健総合センターが設置される。 ・組織は、企画管理部（総務担当、計画推進担当）及び福祉保健部（地域福祉・保護担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当）の2部・5担当制（職員数43人）
13年 4月 1日	細菌検査・水質検査等の業務を衛生研究所へ移管
22年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父福祉保健総合センターが改編され、秩父保健所と秩父福祉事務所に再編 ・秩父保健所の組織は、総務・地域保健推進担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当の3担当制（職員数21人）

2 組織及び事務分掌

(1) 組織

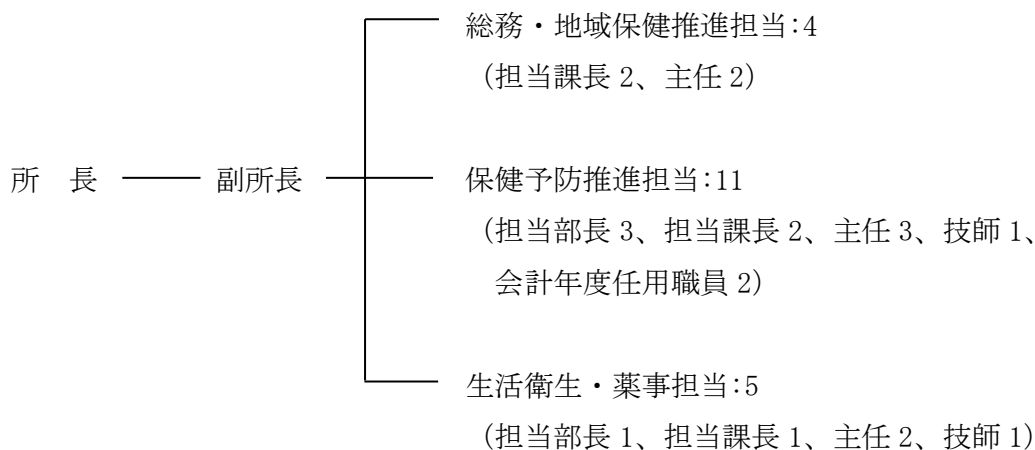
秩父保健所は、総務・地域保健推進担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当の3担当で構成され、職員数は22人である

〔職員数〕

令和2年4月1日現在

所 長	副所長	担当部長	担当課長	主 任	技 師	会計年度 任用職員	合 計
1	1	4	5	7	2	2	22

【秩父保健所組織図】 (令和2年4月1日現在)



(2) 各担当事務分掌

〔総務・地域保健推進担当〕

- ア 人事、給与、服務、文書、公印、福利厚生等に関すること
- イ 経理に関すること
- ウ 公有財産及び物品の取得、管理及び処分に関すること
- エ 調理師、栄養士等の免許等に関すること
- オ 表彰に関すること
- カ 地域保健に関する市町村支援の企画・調整に関すること
- キ 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること
- ク 初期救急医療を始めとした地域医療提供体制の整備に係る市町村支援に関する
こと
- ケ 小児救急医療及び周産期医療（分娩を含む。）を始めとした地域医療提供体制の
整備に向けた取組の推進に関すること
- コ 保健・医療・介護・福祉の連携の推進及び関係機関のネットワークづくりに関す
ること

- サ 保健・医療・介護・福祉に係る情報等の収集、分析及び提供に関する事
- シ 地域保健医療計画の推進に係る保健所内の調整に関する事
- ス 圏域別取組の作成及び取組の推進に係る企画・調整並びに医療提供体制の確保に関する事
- セ 病院等の許可、立入検査、医療安全相談（埼玉県虐待禁止条例に基づく通報の対応含む）等の医事に関する事
- ソ 臨床研修医、臨床研修歯科医の研修に関する事
- タ 地域包括ケアシステムづくりの推進に関する事
- チ 災害等非常時における保健・医療・介護・福祉の体制整備等対応策の策定等に関する事
- ツ 調査・研究事業の調整に関する事
- テ 学生実習の受入れ調整に関する事
- ト 広聴広報の調整に関する事
- ナ ホームページの運用に関する事
- ニ 福祉事務所との総務事務に関する連絡調整事務

〔保健予防推進担当〕

- ア 健康づくりに関する事業の企画・実施に関する事
- イ 健康相談の実施に関する事
- ウ 健康教育の企画・実施に関する事
- エ 専門的母子保健に関する事
- オ 専門的栄養指導、特定給食施設等に対する指導等の栄養改善に関する事
- カ 栄養成分表示に関する事
- キ 受動喫煙防止対策に関する事
- ク 歯科保健に関する事
- ケ 精神保健福祉相談、精神障害者の社会復帰対策等の精神保健福祉に関する事
- コ 難病対策及び被爆者の援護等に関する事
- サ 結核・感染症対策に関する事
- シ 健康増進、母子保健、栄養改善等に係る市町事業に対する専門的かつ技術的支援等に関する事
- ス 地域における保健・医療・福祉・介護職等の多職種連携による地域包括ケアシステムの構築推進に関する事
- セ 児童虐待予防・防止に関する事
- ソ 不妊治療の支援に関する事
- タ 石綿健康被害対策に関する事
- チ 公費負担医療給付の申請受理・支給に関する事
- ツ 学生実習の受入れに関する事

〔生活衛生・薬事担当〕

- ア 食品営業許可並びに食品営業施設等の監視又は指導及びH A C C Pに沿った衛生管理に関すること
- イ 食中毒処理等に関すること
- ウ 食品関係業者及び消費者の衛生教育等の企画・実施に関すること
- エ 理容所、美容所、クリーニング所の確認及び旅館、公衆浴場、興行場の営業許可並びにそれらの監視・指導その他の環境衛生に関すること
- オ 特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導に関すること
- カ 薬局等の許可及び監視・指導並びに医薬品等の適正使用に関すること
- キ 麻薬取扱者の免許等及び監視・指導に関すること
- ク 麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止に関すること
- ケ 献血の普及啓発、献血組織の育成及び献血受入れ体制の整備の促進に関すること
- コ 毒物劇物業者等の登録、届出及び監視並びに毒物劇物の適正管理に関すること
- サ 狂犬病予防、犬の捕獲及び犬の引取り並びに犬の適正な飼養に関すること
- シ 動物取扱業の登録、監視・指導等に関すること
- ス 特定動物の許可、監視・指導等に関すること
- セ 動物虐待の予防・防止など動物愛護に関すること
- ソ 水道事業の認可等、水道施設の監視・指導及び水質検査等の飲用水の衛生確保に関すること
- タ 温泉利用の指導に関すること
- チ 遊泳用プールの指導に関すること
- ツ 化製場等の許可、監視・指導等に関すること

第3 事業概要

I 総務・地域保健推進担当

1 衛生関係免許事務

(1) 免許事務の概要

衛生関係免許には、大臣免許（厚生労働大臣が与える免許）と知事免許（都道府県知事が与える免許）がある。免許は「籍」や「名簿」等に登録することにより与えられ、申請者に免許を与えたときは免許証を交付する。

大臣免許の申請書は、住所地（保健師・助産師・看護師は就業地）の知事が受理し、厚生労働省あて進達している。

知事免許は、地域機関事務の委任及び決裁に関する規則に基づき、申請書受理から免許証交付までの事務を保健所長が行っている。

[根拠法令：医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、調理師法ほか]

(2) 免許の種類

[大臣免許]

種 類	登録
医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師	籍
臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士	名簿
薬剤師	
管理栄養士	

[知事免許]

種 類	登録
栄養士、調理師、製菓衛生師	名簿
登録販売者	
准看護師	籍
クリーニング師	原簿

(3) 申請の種類

原則として、管内に住所地のある県民を対象に新規登録等の申請に関する事務を行っている。（准看護師は、他都道府県知事の免許も受付）

- ① 免許申請…………… 新規登録
- ② 籍（名簿）訂正・書換え申請… 登録事項（氏名・本籍地都道府県名など）に変更があった場合
- ③ 再交付申請…………… 紛失、毀損等をした場合
- ④ 抹消（削除）申請…………… 死亡・失踪宣告の場合、健康上の理由の場合

[令和元年度 衛生関係免許申請受付件数]

申請種類		新規登録	訂正・書換	再交付	抹消（削除）	計
免許種類						
厚生労働大臣免許	医師	2	-	-	-	2
	歯科医師	2	-	-	-	2
	薬剤師	9	3	-	-	12
	管理栄養士	5	-	-	-	5
	保健師	4	1	-	-	5
	助産師	-	1	-	-	1
	看護師	21	12	1	-	34
	診療放射線技師	-	-	-	-	-
	臨床検査技師	5	1	-	-	6
	衛生検査技師	-	-	-	-	-
	理学療法士	4	-	-	-	4
	作業療法士	1	-	-	-	1
	視能訓練士	-	-	-	-	-
	計	53	18	1	-	72
知事免許	調理師	60	7	12	-	79
	製菓衛生師	-	1	-	-	1
	クリーニング師	-	1	-	-	1
	准看護師	3	1	2	-	6
	栄養士	4	2	1	-	7
	登録販売者	11	1	-	-	12
	計	78	13	15	-	106
他県	准看護師		2	-	-	2
合計		131	33	16	-	180

2 厚生統計調査

保健医療行政の基礎資料を作成するため、各種の厚生統計調査等を実施している。

(1) 人口動態調査

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の5種類の「人口動態事象」について、調査を実施している。また、5年に一度、国勢調査が行われる年度は、人口動態調査（職業・産業）も実施しており、令和2年度はこの調査の実施年となっている。

毎月、管内の市町から提出される人口動態調査票をとりまとめ、県保健医療政策課を経由して国に提出している。 [根拠法令：統計法、人口動態調査令]

※調査結果の詳細は、「第4 衛生統計資料 2 人口動態」を参照。

(2) その他の調査・報告

ア 特殊調査

調査名	実施時期	調査内容
国民生活基礎調査 (世帯票)	毎年 ※令和2年度は中止(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について、世帯面から総合的に明らかにする。 3年周期で大規模調査(令和元年度実施。調査票に健康票・介護票が追加となる。)
社会保障・人口問題 基本調査	毎年	社会保障・人口問題に関する事項を調査し、関連諸施策の策定に必要な基礎資料を得る。国立社会保障・人口問題研究所実地調査
医師・歯科医師・薬剤師統計	2年周期 ※令和2年度実施予定	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにする。
医療関係従事者調査	同上	保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士について、住所、従事場等による分布を明らかにする。

イ 定期報告

調査名	実施時期	調査内容
地域保健・健康増進 事業報告	毎年	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握。
医療施設動態調査	毎月	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握。 ※静態調査は3年周期で実施(令和2年度実施)
病院報告	毎月	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握。
衛生行政報告例	毎年	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握。

※このほか「患者調査」、「受療行動調査」を3年周期で実施(令和2年度実施)

3 地域医療体制の整備

(1) 秩父保健医療圏の医療施設等の状況

秩父保健所管内の病院は、一般病院が8施設（うち公立病院2施設）である。病床数は、一般病床が513床、療養病床が237床、合計750床である。

一般診療所は有床診療所が4施設（60床）、無床診療所が83施設、合計87施設である。（予防接種等のための臨時の診療所は含まない。）

歯科診療所は50施設となっている。

管内の医療機関は秩父市内に集中しており、秩父地域の特殊性から地域格差が生じている。今後も、過疎地域医療（在宅医療）の充実及び中枢的な病院の整備など、住民への医療需要に応じていくことが必要である。

また、管内に産科医療機関が1施設しかないため、産科医療の維持に向けた産科医師の確保と産科施設の整備が急務となっている。

〔管内市町別・医療施設数〕

令和2年4月1日現在

市 町 名		秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	管内計	
人 口 (人)		59,787	7,997	9,432	6,779	10,928	94,923	
病 院	施 設 数	5	-	2	-	1	8	
	病 床 数	一般	358	-	60	-	95	513
		療養	87	-	150	-	-	237
		精神	-	-	-	-	-	-
		結核	-	-	-	-	-	-
		感染症	-	-	-	-	-	-
		計	445	-	210	-	95	750
一 般 診 療 所	施 設 数	有床	2	-	-	2	-	4
		無床	59	4	7	3	10	83
		計	61	4	7	5	10	87
	病 床 数	34	-	-	26	-	60	
歯 科 診 療 所		33	2	6	3	6	50	
助 産 所		-	-	-	-	-	0	
施 術 所		75	12	7	8	7	109	
歯 科 技 工 所		7	-	-	2	3	12	

注) 1 一般診療所は、別に往診のみ（秩父市1施設）有り

2 施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（出張専業を除く。）及び柔道整復師に係る施術所の合計

〔医療施設数〕

令和元年度末現在

	病 院		一 般 診 療 所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
全 国	8,273	1,522,377	102,662	89,210	68,332
埼 玉 県	342	62,955	4,381	2,568	3,558
管 内	8	750	87	60	50

注) 全国及び埼玉県の施設数・病床数等については、「医療施設動態調査(令和2年3月末概数)」(厚生労働省)による。

〔医療関係施設数の推移〕

各年度末現在

年 度	病 院							一 般 診 療 所			歯科診療所	助産所	施 術 所
	施 設	病 床 数						有 床	無 床	病 床 数			
		一 般 数	一 般 率	療 養	精 神	結 核	伝 染						
平成 元	12	552	447.1	-	141	-	26	28	52	243	46	6	77
2	12	632	512.5	-	141	-	26	28	52	243	46	4	67
3	13	693	556.3	-	176	-	26	27	50	232	46	4	72
4	13	703	565.2	-	180	-	26	27	53	232	46	4	74
5	13	703	565.8	-	180	-	26	27	54	240	47	4	80
6	13	703	567.3	-	180	-	26	27	56	240	47	4	83
7	13	698	565.0	-	180	-	26	27	55	240	47	4	84
8	12	662	538.8	-	180	-	26	27	54	242	46	3	86
9	12	655	535.5	-	180	-	26	25	57	234	49	2	86
10	12	680	558.7	-	180	-	26	24	61	233	49	2	88
11	11	685	565.6	-	180	-	-	25	59	252	50	2	88
12	12	835	692.7	-	180	-	-	13	77	124	51	2	90
13	12	820	684.6	50	180	-	-	11	79	108	53	2	88
14	11	608	511.4	224	180	-	-	12	79	127	51	2	87
15	10	444	376.2	331	180	-	-	12	80	145	52	2	88
16	10	444	379.6	336	180	-	-	12	78	112	52	2	87
17	9	424	365.3	336	123	-	-	12	80	130	51	2	74
18	9	457	398.4	297	123	-	-	13	78	150	51	-	72
19	9	457	402.6	297	123	-	-	12	79	148	52	-	77
20	9	457	407.0	297	123	-	-	12	76	146	51	-	79
21	9	457	411.2	297	123	-	-	11	76	143	53	-	78
22	9	457	425.6	297	123	-	-	10	77	126	52	-	86
23	9	457	430.5	297	123	-	-	9	80	110	52	-	89
24	9	457	436.3	297	123	-	-	9	79	110	52	-	89
25	9	457	442.5	297	123	-	-	8	80	97	51	1	94
26	9	457	448.7	297	123	-	-	6	81	76	50	1	100
27	9	457	453.7	297	123	-	-	6	81	76	49	-	105
28	9	462	465.1	292	123	-	-	6	80	76	51	-	106
29	9	462	471.9	292	123	-	-	6	80	76	50	-	108
30	9	462	479.3	292	85	-	-	5	81	62	50	-	109
令和 元	8	513	540.4	237	-	-	-	4	83	60	50	-	109

注) 率は人口10万対病床数である。一般診療所は、別に往診のみ1施設有り

(2) 埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会

秩父保健医療圏（構想区域）における埼玉県地域保健医療計画を推進すること及び医療法第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下、「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的として、埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会（以下「協議会」という。）を設置している。また、協議会は構想の推進に関する必要な協議を行うために、地域医療構想作業部会を設置している。※委員構成は、「第5 参考資料2及び3」の委員名簿参照。

ア 令和元年度 開催状況

〔埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会〕※書面による開催

開催日	議 題
令和2年 3月10日 (通知送付日) ～17日 (回答期限)	(1) 第7次埼玉県地域保健医療計画・秩父保健医療圏の取組状況について (2) 第7次埼玉県地域保健医療計画の一部変更について (3) 民間医療機関も含めた医療提供体制の議論について (4) その他 ア 秩父保健医療圏における災害時対応等について ① 埼玉県秩父保健医療圏地域災害保健医療対策会議の設置等について ② 「難病患者災害時個別支援計画作成マニュアル」の作成について ③ 令和元年度秩父地域災害時医療従事者研修会について イ 新型インフルエンザ等の対策について

〔埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会 地域医療構想作業部会〕

開催日	議 題
令和元年 11月28日	(1) 第7次埼玉県地域保健医療計画に基づく病床整備について (2) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について (3) その他 ① 医療提供体制のあり方検討（KDB分析及び病院アンケート調査）について ② 第7次埼玉県地域保健医療計画の一部変更について

イ 秩父保健医療圏「圏域別取組」

埼玉県地域保健医療計画【第7次】（以下「計画」という。）が平成30年3月に策定されたことから、新たな秩父保健医療圏の圏域別取組を平成30年5月に策定した。

圏域別取組は、計画を地域の実情に応じて、市町村、地域の医療機関や保健医療・福祉関係団体等の協力を得て着実に推進するため、圏域における重点課題を解決するための具体的方策を示すものである。

この計画の計画期間は、平成30年度～令和5年度（2018～2023年度）の6年間である。

【秩父保健医療圏 圏域別取組】

- ・救急医療（小児救急を含む）
- ・親と子の保健医療対策

- ・在宅医療の推進
- ・生活習慣病対策の推進
- ・精神医療と自殺防止対策の推進
- ・健康危機管理体制の整備充実

(3) 救急医療体制

ア 埼玉県の救急医療体制

本県の救急医療体制は、病気やけがの症状の度合いに応じ、次の体制を整備している。

- ① 外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療体制
- ② 入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制
- ③ 重篤な救急患者に対応する第三次救急医療体制

令和2年4月1日現在

<p>第三次救急医療体制</p> <p>〔重篤〕な救急患者 ＜全県単位＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター 8病院 ・小児救命救急センター 2病院
<p>第二次救急医療体制</p> <p>〔手術〕又は〔入院〕が必要な救急患者 ＜県内14地区＞</p>	<p>救急告示医療機関(193)＋その他(1) 所沢市市民医療センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制病院(大人)：134医療機関 ・小児救急輪番病院等：28病院
<p>初期救急医療体制</p> <p>〔軽症〕の救急患者 ＜各市町村単位＞</p>	<p>在宅当番医制度：28郡市医師会</p> <p>休日夜間急患センター：27か所</p>

イ 管内の救急医療体制

① 救急医療機関

秩父市立病院 (秩父市桜木町)	埼玉医療生活協同組合皆野病院 (皆野町大字皆野)
医療法人花仁会秩父病院 (秩父市和泉町)	国民健康保険町立小鹿野中央病院 (小鹿野町小鹿野)
秩父第一病院 (秩父市中村町)	

② 初期救急(秩父郡市医師会休日急患当番医)

休日診療所	秩父郡市医師会休日診療所〔内科・小児科〕
在宅当番医	秩父郡市医師会加入診療所による当番制
在宅歯科当番医	秩父郡市歯科医師会加入診療所による当番制

③ 第二次救急（病院群輪番制）

秩父市立病院	(秩父市桜木町)
医療法人花仁会秩父病院	(秩父市和泉町)
埼玉医療生活協同組合皆野病院	(皆野町大字皆野)

(4) 医療従事者の状況

ア 医師・歯科医師・薬剤師届出数

医師法、歯科医師法及び薬剤師法では、医師、歯科医師及び薬剤師に対し、2年に1度、住所や勤務場所などの保健所を通じて、厚生労働省に届け出ることが義務づけられている。

① 医師

平成30年12月31日現在の管内医師(管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する、医師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人)数は、147人である。うち、医療施設従事医師数は、142人となっている。

② 歯科医師

平成30年12月31日現在の管内歯科医師(管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する、歯科医師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人)数は、82人である。

③ 薬剤師

平成30年12月31日現在の管内薬剤師(管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する、薬剤師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人)数は、137人である。

〔医師・歯科医師・薬剤師数〕

各年12月31日現在(単位:人)

	医 師		歯 科 医 師		薬 剤 師	
	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年
全 国	327,210	319,480	104,908	104,533	311,289	301,323
埼 玉 県	12,928	12,172	5,358	5,293	15,793	15,100
管 内	147	154	82	80	137	132
秩 父 市	109	116	58	59	100	92
横 瀬 町	3	3	5	3	3	3
皆 野 町	13	13	9	9	15	16
長 瀨 町	6	7	3	3	5	6
小 鹿 野 町	16	15	7	6	14	15

注) 従事地別。ただし、資格を必要としない業務に従事している人や無職の人は、住所地に含む。

イ 保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士業務従事者数

業務に従事している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、法令の定めるところにより、2年に1度、住所や従事場所等を届け出ることになっている。

〔管内市町従事地別・業務従事者数〕

各年12月31日現在（単位：人）

	保健師		助産師		看護師		准看護師		歯科衛生士		歯科技工士	
	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年
管内	63	59	10	11	569	570	354	378	105	110	11	13
秩父市	33	31	9	11	415	427	229	244	69	77	5	8
横瀬町	6	6	1	-	6	9	19	22	6	6	1	1
皆野町	7	6	-	-	73	59	36	40	17	14	-	-
長瀬町	6	5	-	-	18	17	31	31	2	3	3	3
小鹿野町	11	11	-	-	57	58	39	41	11	10	2	1

(5) 立入検査等

令和元年度は、8病院及び1有床診療所に対し、定例の立入検査を実施した。

なお、新規開設や構造設備の変更に伴う検査（現地調査）件数は次のとおりである。

	定 例	新 規 開 設	構造設備の変更等	計
病 院	8	0	0	8
一般診療所	1	1	0	2
歯科診療所	0	3	0	3
計	9	4	0	13

〔市町別立入検査等件数〕

	病 院	一般診療所	歯科診療所	計
秩 父 市	5	1	1	7
横 瀬 町	-	0	0	0
皆 野 町	2	0	1	3
長 瀬 町	-	1	0	1
小鹿野町	1	0	1	2
計	8	2	3	13

4 ちちぶ医療協議会への支援

秩父保健所管内の1市4町では、人口減少の抑制と地域発展を目指し、平成21年に秩父市が中心市となって4町と協定を締結し、「ちちぶ定住自立圏」を形成した。協定項目のうち

医療分野を推進するための下部組織として、平成23年9月に「ちちぶ医療協議会」が設置され、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力を得て、医師や看護師等の医療従事者の確保、救急医療、産科医療、予防医療等の充実を図ってきた。

平成27年度からは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「ちちぶ版地域包括ケアシステム（愛称：ちちぶいきあいシステム）」が立ち上げられた。

当所では、委員として各会議に出席するほか、研修等を協働で開催し、課題解決への支援を行っている。

5 学生実習等の受入

医師、保健師、管理栄養士などの専門職の育成を支援するため、各大学から実習生を受け入れ、地域保健の実務について実習指導を行った。

〔令和元年度 実習生の受入数〕

区分	学校名	グループ数	人数	受入日数
保健師課程	早稲田医療技術専門学校	2	6	計11日間
管理栄養士課程	女子栄養大学	1	1	10日間
	東洋大学	1	2	5日間
その他	秩父看護専門学校		26	1日

6 地域・職域連携事業

地域保健と職域保健の連携を強化するため、関係団体や管内市町の特定健診・保健指導担当者等を対象に研修会等を開催した。

また、特定健診受診率向上を支援するため、県民等を対象に講演会や広報を実施した。

7 地域医療連携推進事業

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、地域包括ケア推進のための在宅医療体制の充実を目指すため、関係機関と協働して、普及啓発のための研修会を開催又は講演会に参加した。

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 6月23日	第5回 ちちぶいきあいフォーラム 権利擁護、成年後見制度について学ぶ ～あなたの“人生”を生きるために～ (1)講演：「認知症 ～こんなことで困っていませんか？～」 講師：秩父郡市医師会 副会長 西 秀夫 氏 (秩父脳外科内科クリニック院長)	622人

	<p>(2) 劇団いきあい（地域の医療・介護・福祉業務に従事する有志）公演 地域包括ケアシステムが支えるある地域の物語 ～「権利擁護編」～</p> <p>(3) 基調講演 「意思決定支援を踏まえた成年後見活動について」 ～本人情報シートと意思決定支援ガイドラインを適切に活用するために～ 講師：法テラス埼玉法律事務所 弁護士 水島 俊彦 氏</p>	
令和元年 9月29日	<p>秩父まちづくり塾 地域医療講演会</p> <p>講演：少子高齢化時代の地域医療 講師：自治医科大学 学長 永井 良三 氏</p>	185人

8 保健所別研修

県及び市町の地域保健福祉関係職員等の資質向上を図り、地域保健福祉行政を効果的に推進することを目的に、地域の実情に応じた保健・医療の今日的課題に関する研修を行っている。

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 9月9日	<p>新任期保健師研修会</p> <p>講義：効果的な支援のための面接の基礎 講師：埼玉県立精神保健福祉センター 地域支援担当 神前 まい子 氏</p>	11人
令和元年 10月2日	<p>医療安全研修会（秩父郡市医師会との共催）</p> <p>(1) 講演：「感染症に関する最近の話題」 ～ワクチン予防可能疾患から新興感染症まで～ 講師：国立感染症研究所感染症疫学センター 第二室長 砂川 富正 氏</p> <p>(2) 秩父保健所からの情報提供 情報提供者：秩父保健所 総務・地域保健推進担当職員</p>	72人
令和元年 11月18日	<p>感染症対策研修会</p> <p>(1) 報告：管内の高齢者の結核患者発生状況と対策について 報告者：秩父保健所 保健予防推進担当職員</p> <p>(2) 講義（実技）：施設における感染症対策について ～感染症から高齢者を守るポイント～ 講師：埼玉医科大学病院 院内感染対策室 副室長 感染管理認定看護師 吉原 みき子 氏</p>	48人

II 保健予防推進担当

1 健康づくり・栄養

健康増進法に基づき、高齢化社会に向けて生活習慣病を予防することで、「健康寿命」の延伸を図ることを目的とする。その実現のため、食生活・運動・休養・喫煙等の生活習慣を見直し、健康づくり・栄養改善を目的として事業を実施した。

(1) 健康増進(栄養等)の実施

県民に対して、専門的な栄養指導及び食生活支援を行い、生活習慣病を予防することを目的として実施した。

令和元年度（単位：人）

指導別 対象	個 別		集 団		
	栄 養	禁 煙	栄 養	運 動	禁 煙
乳 幼 児	-	-	-	-	-
20歳未満	-	-	-	-	-
20歳以上	29	0	190	0	0
合 計	29	0	190	0	0

(2) 食環境整備事業の実施

地域における食に関する環境を整備するため、給食施設等における栄養改善の向上や栄養管理についての指導及び助言を行った。また、食品製造業者に対して、栄養成分表示の指導を行い、県民に食生活に関する正しい知識や情報を適切に提供した。

ア 給食施設指導

令和元年度

	特 定 給食施設	その他の 給食施設	合 計
栄養管理指導（延施設数）	51	73	124
喫食者への栄養・運動指導（延人数）	-	-	-

イ 栄養成分表示普及促進事業

令和元年度

対 象	内 容	回数又は店舗数
住民・食品事業者等	栄養成分表示普及・啓発	集団 2回 個別 92件
埼玉県・健康づくり協力店	指定基準指導	0店舗

(3) 食育・地域栄養活動事業の実施

地域における栄養関係団体等の活動を支援するとともに、地域におけるリーダーの育成及び栄養改善の体制を整備するため、関係団体に対して、質の向上のための研修会を実施した。

その結果、各関係団体とも管内市町の保健事業で積極的に活動している。

栄養関係団体育成事業の実施（令和元年度）

〔研修〕

実施年月日 (会場)	内 容	参加者
令和元年 9月17日 (秩父保健所)	「令和元年度秩父保健所管内給食施設研修会」 (1) 講義：「給食施設の衛生管理について」 講師：秩父保健所 生活衛生・薬事担当職員 (2) 報告講義：「給食施設の栄養管理状況について」 講師：秩父保健所 保健予防推進担当職員	管内給食施設栄養 担当（主に管理栄養 士・栄養士）と施設 管理者等 52人
令和元年 9月26日 (秩父保健所)	「秩父郡市食生活改善推進員リーダー研修会」 講義・実技： 「オーラルフレイルについて～要介護になる前に～」 講師：秩父郡市歯科医師会（倉林歯科クリニック） 倉林 利明 氏（歯科医師） 山岸 志津江 氏（歯科衛生士）	管内食生活改善推 進員連絡協議会、事 務局職員 11人

※ このほか令和2年3月13日に、熊谷保健所、本庄保健所、東松山保健所、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団嵐山郷との共催で、病院・老人保健施設・老人福祉施設・障害者福祉施設等職員等を対象とした「令和元年度 摂食・嚥下研修会」を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

〔管内市町食生活改善推進員団体の活動支援〕

対 象 団 体	内 容
長瀨町食生活改善推進員協議会	健康講座・調理実習（11/11、18人） 調理実習献立助言（12/9、2/14）

〔市町村支援〕

実施年月日 (会場)	内 容	参加者
令和2年 2月18日 (秩父保健所)	「令和元年度秩父地域栄養・食育検討会」 議題：栄養・健康づくり・食育事業について その他情報交換	管内市町保健主管課 栄養士、児童福祉主管課 栄養士 6人

令和元年 10月4日 (長瀨町役場)	長瀨町健康増進計画・食育推進計画策定に係る ヒアリング	長瀨町健康福祉課、健 康長寿課、秩父保健所 6人
令和元年 5月22日 (歴史文化伝承館) 9月19日 (秩父市役所)	ちちぶ医療協議会食習慣調査担当者会議への出 席 (1)平成30年度実施のBDHQまとめ (2)令和元年度の事業について	秩父市地域医療対策 課、管内市町保健主管 課担当者 8人

(4) 地域・職域連携推進事業の実施

ア 働く世代の健康づくり支援等健康課題対策支援事業

令和元年度

実施年月日 (会場)	内 容	参加者
令和2年 1月20日 (深谷上柴公民館)	「働く世代の糖尿病重症化予防研修会」 熊谷保健所、本庄保健所、鴻巣保健所との共催 講演：働く世代の糖尿病重症化予防について 講師：埼玉医科大学かわごえクリニック 医学博士 片山 茂裕 氏 事例報告：事業所等における保健指導の実例 報告者：全国健康保険協会埼玉支部 保健師	事業所管理者、事業 所健康管理担当者、 病院等で保健指導 に従事する者、管内 保健主管課・保険年 金課職員、保健所職 員等 44人

イ 特定健診受診率向上事業

関係機関の研修や会議で健診受診勧奨を実施した。

ウ 効果的な保健指導実施支援事業

令和元年度

実施年月 (会場)	内 容	参加者
令和元年6月 (管内各市町)	管内5市町を訪問して、特定健診・特定保健指導、 健康づくり関連事業等の実施状況について確認 と情報共有を行った。	管内市町国民健康 保険主管課、保健主 管課、保健所職員 延22人

エ 地域健康長寿情報のPR

保健所ホームページでの健康情報提供。

関係団体へ特定健診受診率向上とがん検診受診率向上PR。

オ 市町村健康長寿のための情報担当者会議

令和元年度

実施年月日 (会 場)	内 容	参加者
①令和元年 9月10日 (深谷上柴公民館)	「データヘルス推進に係る拠点保健所別研修」 熊谷保健所、鴻巣保健所、本庄保健所、埼玉県国民健康保険団体連合会との共催	市町国民健康保険 主管課・保健 主管課職員、保健 所職員、埼玉 県国民健康保険 団体連合会職員 等
②令和元年 12月12日 (国保会館)	①(1)講演：「特定健診受診率向上のポイント」 講師：人間総合科学大学人間科学部 健康栄養学科 教授 奥田 奈賀子 氏 (2)グループ討議：「特定健診受診率向上のポイン ト～実践編～」 助言者：埼玉県立大学保健医療福祉学部 看護学科 関 美雪 氏 ②(1)事例発表：「特定健診受診率向上対策の取組 事例」(宮代町、鴻巣市) (2)グループ討議：「特定健診受診率向上のため の体制整備のポイント～説得 力のある資料づくり～」 助言者：保健事業支援・評価委員会委員 (3)講演：「特定健診受診率向上のための体制整 備のポイント」 講師：合同会社生活習慣病予防研究センター 代表 岡山 明 氏	①39人、②84人

カ 健康長寿サポーター養成に関する支援

実施年月日 (会 場)	対象者	参加者
平成31年4月24日 (秩父保健所)	保健師・管理栄養士臨地 実習生	6名 (保健師実習生)
令和元年5月29日 (秩父保健所)		30名 (保健師・管理栄養士実習生)
令和元年9月27日 (秩父保健所)		3名 (管理栄養士実習生)
令和2年1月27日 (寄居皆野有料道路皆野料金所)	日本ハイウェイサービス 株式会社	8名
令和2年2月4日 (農園ホテル)	秩父旅館業組合	18名

(5) 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律（改正法）」が公布された。この中で当該施設の管理者が講ずるべき措置等が定められたため、各施設が適切に対応できるよう周知を図った。

また、令和元年6月1日に施行された「埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度」に基づき、法律上の義務を上回る受動喫煙防止対策を積極的に推進する施設を認証した。

令和2年4月1日時点で既に営業している小規模な飲食店については、事業の継続に配慮し、経過措置として届出により屋内の全部又は一部の場所に喫煙可能室（飲食可）を設置できることとなっているため、この設置届等の受理も行った。

ア 埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度による認証件数 令和元年度

区分	施設種別	区分別認証数（件）	
敷地内禁煙	飲食店	11	小計 28
	事業所等	17	
屋内禁煙	飲食店	33	小計 63
	事業所等	30	
合計認証数		91	

イ 喫煙可能室設置届受理数等 令和元年度（単位：件）

届出種別	受理数	台帳上の施設数
開始届	2	2
変更届	0	0
廃止届	0	0

2 母子保健

子どもの心の健康問題や育児不安、虐待リスクのある親を支援するため、健康相談等を実施した。また、地域における母子保健体制のさらなる向上を目的に、連絡会議、研修会、事例検討会を実施した。

(1) 相談指導の実施

子どもの心の問題を抱える家庭や虐待のおそれのある親子等に対して、訪問指導、面接相談や電話相談を随時実施した。

令和元年度（単位：人）

	妊産婦		乳幼児（含未熟児）		児童・生徒等		その他	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
訪問指導	1	7	1	6	0	0	1	1
面接相談	0	0	4	6	13	19	9	26

◆電話相談 延 140 人

(2) 療育医療の給付

結核にり患し長期の入院を要する児童に対し、治療と教育を併せて行うために学習用品、日用品及び医療を給付している。令和元年度の承認件数は、0件であった。

(3) 不妊治療費助成事業助成金の支給

次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険の適用外による高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精治療及び顕微授精治療）及び男性不妊治療（特定不妊治療を行う上で必要とされる精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法等）にかかる費用の一部について助成している。令和元年度の男性不妊治療費の助成実績は2件であった。

また、令和元年度に国の回数制限を超えて助成した実績は、9件であった。

[支給件数等]

令和元年度（単位：件）

新規支給件数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	計
19	54(29)	2(2)	13(7)	0(0)	7(4)	76(42)

注) 新規支給件数以外は延件数で、()内が実件数となっている。

(4) 子どもの心の健康相談事業の実施

子どもの心の健康問題は複雑で多岐にわたり、保健・医療・福祉・教育などの複数の機関による連携した対応が求められる。子ども達の健全育成を図るため、専門の医師・臨床心理士等による相談や、関係機関との検討会等を実施した。

ア 子ども心の健康相談

令和元年度

実施回数	月1回（予約制）
相談利用者数	実人数 8人 延人数 11人
相談従事者	医師、臨床心理士、保健師
相談児童の年齢	内訳：小学生以下8人、中学生0人、高校生以上0人
相談者	内訳：本人家族11人、関係機関の職員0人
相談経路	内訳：本人・家族3人、市町村4人、教育関係機関4人
相談内容	不登校、心理的問題、発達の問題など

イ 子ども心の問題に関する研修会

1市4町教育委員会指導主事、秩父特別支援教諭を対象に研修会を実施した。

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 10月23日	秩父特別支援学校主催の「令和元年度学区協議会」との 合同開催 話題提供：「複雑かつ多様な課題を有する母子や家族への 支援 ～地域の体制と課題～」 講師：秩父保健所 保健予防推進担当職員	13人

ウ 小児精神保健医療推進連絡会議

管内の医療機関での子どもの心の相談状況について情報交換を行い、ネットワークの構築に向けた検討を行った。

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 10月29日	(1)講義：秩父市立病院における子どもの心の相談の2年 間の取り組み 講師：秩父市立病院 小児科部長 加藤 哲司 氏 (2)情報交換 ア 各機関における「子どもの心の相談」の実施状況 報告者：医療法人全和会 つむぎ診療所 副院長 吉川 信一郎 氏 イ 他機関との連携について	市町保健福 祉担当者、保 育士、幼稚 園・小・中学 校教諭等 40人

(5) 母子保健連絡調整会議等の開催

地域における母子保健体制のさらなる向上を図ることを目的に、保健所別連絡調整会議を開催し、管内の母子保健の課題について協議するとともに、対応力向上のための研修会を開催した。

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 7月3日	「母子保健連携調整会議」 (1)管内市町・保健所の母子保健事業について (2)子育て世代包括支援センターの運営状況について	10人
令和2年 1月30日	研修会 「複雑かつ多様な課題を抱える対象者の理解と支援者のレジ リエンス（ストレスを跳ね返す力）を高めるために」 講師：どんぐり発達クリニック、あいクリニック、駿河台大学 公認心理師・臨床心理士 工藤 剛 氏	16人

(6) ふれあい親子支援事業の実施

育児不安を抱える家族や虐待のリスクのある家族に対して、適切な養育への動機づけ及び心理的安定を図ることを目的に、グループミーティングや個別相談を実施するとともに、関係者とケースカンファレンスを行った。

また、児童虐待予防スキルの向上、児童虐待予防のための連携強化を目的に、市町担当者を対象とした事例検討会を開催した。

令和元年度

グループミーティング	延 2 例
個別面接・相談	延 20 例
ケースカンファレンス	延 8 例

児童虐待予防事例検討会

令和元年度

実施年月日	開催市町及び参加者	助言者
令和元年 8月21日 午前	横瀬町 6人	中央児童相談所 市町村支援専門員 萬燈 章雄 氏
8月21日 午後	皆野町、長瀬町 6人	
令和2年 2月5日 午後	秩父市、小鹿野町 19人	

(7) 妊娠期からの虐待予防強化事業

平成28年度から、県内全ての産婦人科と地域保健機関等が連携することで、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を積極的に把握し、訪問支援等を行うことにより、育児不安等の軽減や孤立の防止を図り、児童虐待の予防を図ることを目的に、事業を実施している。当所では、事業が効果的に運用されるよう、関係機関の研修会を実施した。

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和2年 2月17日	研修会 (1) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第15次報告) (2) 講義 「望まない妊娠対策 ～産む選択、産まない選択をした対象者への支援～」 講師：埼玉県助産師会 助産師 桜井 裕子 氏	管内母子保健・児童福祉担当者、管内県立高校養護教諭、特別支援学校教諭 14人

3 歯科保健

地域における歯科保健対策として、生涯を通じて歯の健康づくりの推進と保健・医療・福祉と連携した歯科保健事業を推進する。

(1) 歯科口腔保健連携推進事業

地域における歯科保健関係者、関係機関が連携し、歯科保健事業の在り方を検討することを目的に実施した。

令和元年度

実施年月日 (会場)	内 容	出席者
令和2年 1月30日 (秩父保健所)	講演：「オーラルフレイルについて」 講師：秩父郡市歯科医師会 地域保健部理事 高田 直樹 氏 実習：「口唇閉鎖力測定、口腔水分測定、口臭測定」 講師：倉林歯科クリニック 歯科衛生士 山岸 志津江 氏	秩父郡市歯科医師 会員、管内市町職 員（保健主管課、 高齢介護主管課）、 秩父地域歯科衛生 士会員等 40人

4 精神保健福祉

社会環境の多様化に伴い、相談内容も複雑化し、多機関での対応が求められる傾向にある。市町及び関係機関と連携しながら、地域精神保健福祉の向上に努めている。

(1) 精神保健福祉法による申請及び通報処理の状況

令和元年度（単位：件）

区 分	申請・通報件数	措置入院	措置不要	診察不要
一般人申請	0	0	0	0
警察官通報	19	11	4	4
検察官の通報	1	1	0	0
矯正施設の長の通報	7	0	0	7
計	27	12	4	11

(2) 相談、訪問指導の実施

令和元年度（単位：人）

面接相談							電話 相談	訪 問 指 導						
実 人 数	延 人 数	主 な 内 訳					延 人 数	実 人 数	延 人 数	主 な 内 訳				
		社 会 復 帰	高 齢 者	・ 薬 物 等	ア ル コ ー ル	思 春 期				そ の 他	受 診 援 助 等	社 会 復 帰	高 齢 者	・ 薬 物 等
67	169	7	2	5	1	154	1,023	32	112	22	4	4	0	82

(3) 嗜癖問題対策事業の実施

平成15年度から嗜癖問題について「地域住民や関係者への普及啓発」「予防や早期治

療のための地域ネットワークの構築」を目的として事業を展開している。

当所では、平成 18 年度から嗜癖問題の予防及び早期治療のための地域ネットワーク構築を目的に、保健・医療・福祉職員、学校教職員、薬物乱用防止指導員、障害者福祉機関職員等を対象にした研修会等を開催している。（薬物乱用防止指導員研修会との合同研修として実施）

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 11 月 28 日	嗜癖問題対策関係者研修（生活衛生・薬事担当と協働） テーマ：「薬物非行の背景」 講師：さいたま少年鑑別所 地域非行防止調整官 秋田 悠希 氏	42 人

（４）精神障害者を地域で支えるシステム構築事業

埼玉県精神障害者を地域で支えるシステム構築事業実施要綱に基づき、精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、安心して充実した生活を送ることができ、併せて精神障害者の地域移行の推進を目的に、平成 30 年 4 月から開始した。

ア 会議及び研修会

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 6 月 12 日	精神保健福祉連絡調整会議 (1) 「つむぎ診療所について」 報告者：医療法人全和会 つむぎ診療所 医療福祉相談室長 山崎 三和子氏 (2) 「生活支援センターアクセスの取り組みについて」 報告者：医療法人全和会 生活支援センター アクセス 施設長 新井 康代 氏 (3) 意見交換 (4) 情報提供	管内関係 機関等 18 人
令和 2 年 1 月 16 日	精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築推進研修 ～医療と保健・福祉の連携～ (1) 精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築に向けて 報告者：障害者福祉推進課 主任 吉田 太郎 氏 (2) 各機関からの取組報告 ア 皆野町の精神保健の実態 報告者：皆野町健康福祉課 主幹 梅津 順子 氏 イ 訪問看護の役割 報告者：医療法人全和会 訪問看護ステーションいと 所長 小林 美佐子 氏	管内関係 機関等 29 人

	ウ 居宅介護の現状 報告者：社会福祉法人皆野町社会福祉協議会 サービス提供責任者 霜田 春美 氏 エ 地域相談支援の現状や相談支援専門員の役割 報告者：医療法人全和会 生活支援センター アクセス 施設長 新井 康代 氏 (3)事例報告 (4)各グループでの意見交換及びまとめ ファシリテーター：精神保健福祉センター 主幹 広沢 昇 氏	
--	---	--

※ このほか令和2年3月4日に、「気分障害を中心に」（講師：医療法人全和会 つむぎ診療所院長 内田 里華 氏）をテーマとした精神疾患基礎研修会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

イ ピアサポーター育成支援

地域移行に向けた支援を円滑に行うため、平成21年度に当事者による地域移行推進員を養成し、平成21年12月に発足した秩父当事者会「メンバー」の育成支援を、生活支援センターアクセスと協働して行った。

令和元年度

内 容	参加回数	参加者
秩父当事者会メンバー 定例会	9回	延53人

ウ ピアサポーター養成講座

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和元年		
11月13日	「ピアサポーターの役割について」	新規
11月27日	「自分の体験や思いを話してみよう！聞いてみよう！」	実1人
12月4日	「自分の魅力を引き出そう！ ～自分と相手を大切にするためのスキルアップ講座～」	延5人
12月11日	「話を聴くってどんな感じ？ コミュニケーションの豆知識」	実3人
12月25日	「自分にできることってなんだろう！？」	延15人

(5) ひきこもり対策の実施

ア 一般相談

ひきこもり状態の方及びその家族を対象として、精神保健福祉相談員及び保健師による相談を随時行った。個人や家族だけで抱えてきたひきこもりの相談をすることで、家族や当事者のメンタルヘルスが向上していく様子が見られた。

イ 専門相談

ひきこもり状態の方及びその家族を対象として、公認心理師による相談を行った。ひきこもり状態への対応について助言し、相談者の行動を変えるきっかけになっている。

ウ 家族ミーティング

ひきこもり状態の方への家族の接し方について、グループワーク形式で実施した。家族の行動が少しずつ変化する中で、家族間のコミュニケーションが改善し、家族自身のメンタルヘルスの向上と当事者の行動の変化が見られるようになった。

令和元年度

一般相談（延人数）			専門相談		家族ミーティング	
訪問	電話	面接	実施回数	延人数	実施回数	延人数
1人	60人	48人	6回	13人	5回	16人

エ 講演会等

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和2年 2月14日	ひきこもり講演会 テーマ：～当事者と家族が語る理解と対応の道しるべ～ 講師：マロウドの会 2人、まどべ倶楽部 1人	管内関係 機関等 27人

(6) 家族会の育成

秩父郡市精神保健福祉会（心和会）

家族同士の交流を図るとともに、精神障害者への理解を深めるため、昭和49年に精神障害者の家族を中心に設立された。平成2年には心和会が運営主体となって作業所を設立し、平成18年にNPO法人に委譲した。現在は家族会の基本的な機能である「分かち合い」「学びあい」を中心に活動しており、当所ではそのための支援を行っている。令和元年度は、総会及び拡大役員会に各1回出席した。

(7) 措置入院者退院後支援事業

措置入院者が、退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることで、措置入院者の社会復帰の促進等を図ることを目的に、平成30年4月1日から施行された。

ア 埼玉県精神障害者支援地域協議会（代表者会議）

地域における措置入院の運用、措置入院者の退院後の支援体制、医療機関及び関係機関の役割分担並びに地域における課題等について検討することを目的に、当所では、措置入院者支援会議として開催した。

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 10月8日	(1)措置入院者退院後支援事業における埼玉県内の取り組み 状況 (2)埼玉県における措置入院10年間の推移 (3)秩父地域における措置入院及び退院後支援の状況	管内関係 機関 21人

イ 埼玉県精神障害者支援地域協議会（調整会議）

措置入院者の退院後について、医療その他の関係者と退院後の支援計画を協議し、また、支援の実施に係る連絡調整を行うことを目的としている。

令和元年度

支援対象者	回 数	参加者
7人	7回	延43人

（8）他機関との連携

ア 事例検討会・業務連絡会等

管内関係機関の求めに応じて、保健、障害福祉等に関わる会議、事例検討会に20回出席した。

イ 自立支援協議会

秩父郡市で暮らす障害児・者のよりよい生活を目的にした秩父地域自立支援協議会に参加している。令和元年度は「相談支援連絡会議」に10回、「運営会議」に6回、「全体会」に2回、「そだてる部会」に3回出席した。

また、平成28年度から秩父地域障害者差別解消支援地域協議会も併せて実施され、代表者会議に2回、実務者会議に2回出席した。

ウ 認知症疾患医療連携協議会

ちちぶ圏域認知症初期集中支援チーム検討委員会へ、委員として1回出席した。

（9）自殺対策

ア 自死遺族のつどい

平成24年度から、自死遺族の支援として、身近な地域で安心して語り合える場を提供している。ファシリテーターは、NPO法人全国自死遺族総合支援センターの当事者に依頼している。また、平成30年度から自主的なつどいも開催している。

令和元年度

実施年月日 *は自主的なつどい実施日	参加者
令和元年 6月 14日	1人
令和元年 9月 10日 *	2人
令和元年 11月 8日	4人
令和元年 1月 21日 *	2人

※ 令和2年3月13日も実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

イ 講演会

平成21年度から自殺予防に関する普及啓発を目的に実行委員会として行ってきたが、平成24年度から「ちちぶ定住自立圏事業」として位置付けられ、当所は委員として参加している。

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 11月16日	秩父地域自殺予防フォーラム テーマ：「自殺の少ない地域から学ぶ生きやすさのヒント ～フィンランドに学ぶ7つの原則～」 講師：みどりの杜クリニック院長 森川 すいめい 氏	350人

ウ 自殺対策連絡会議・研修会

平成20年度から各市町の自殺対策担当者を対象に、有効な自殺予防対策の実施を目的として始まった。平成24年度から、ちちぶ定住自立圏事業「秩父地域自殺予防対策連絡会」として再編された。また、平成27年度からは、本連絡会の中から秩父市セルフコミュニティ自殺予防対策委員会の委員が選任されることとなり、当所は当該委員を兼ねて本連絡会に参加している。

令和元年度は、令和2年3月8日に開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

5 感染症対策

感染症の発生予防及びその蔓延防止を目的として、感染症に迅速かつ的確に対応できるよう対策を実施した。

(1) 施設等への感染症集団発生対応

感染症の発生及び原因を明らかにするため、調査や保健指導等を実施した。

令和元年度件数	5 件
---------	-----

(2) 感染症（結核を除く）の発生の状況

令和元年度

疾患名	分類	発生件数
E型肝炎	四類	4
レジオネラ症	四類	2
アメーバ下痢	五類	1
クロイツフェルト・ヤコブ病	五類	1
後天性免疫不全症候群	五類	1
百日咳	五類	6

(3) 感染症発生動向調査事業について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県内の患者発生状況、病原体の検索など流行の実態を早期かつ的確に把握するために行っている。

(4) 感染症担当者連絡調整会議

感染症対策に関する情報交換を目的に、管内市町感染症担当者との会議を実施した。

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 6月18日	(1) 新型インフルエンザ等対策の体制整備について 「新型インフルエンザ等住民接種計画について」 説明者：保健医療政策課 感染症・新型インフルエンザ対策担当 渡邊 千鶴子 氏 (2) 管内の感染症発生について (3) 麻疹・風しん対策について	市町・ 保健所 12人

(5) 感染症に関する研修・訓練

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 11月8日	新型インフルエンザ等情報伝達訓練 ・メールによる伝達訓練	5 医療機関
令和元年 11月11日	新型インフルエンザ等専用外来患者搬送対応訓練 ・陰圧テントの設置と運用検討 ・患者対応手順や動線、連絡調整の確認 ・搬送車両での患者搬送手順の確認 ・反省会	新型インフ ルエンザ等 専用外来医 療機関・行政 機関 35人
令和2年 3月4日	新型コロナウイルス感染症対策研修会 (秩父福祉事務所との合同開催) (1)新型コロナウイルス感染症に関する福祉施設向け行政 情報について 説明者：秩父福祉事務所 介護保険・施設整備担当職員 (2)施設における新型コロナウイルスの感染予防対策につ いて 説明者：秩父保健所長 関井 秀明	福祉施設職 員 40名

(6) 性感染症等に関する検査及び相談の実施

性感染症等の相談は随時行い、H I V 検査及び梅毒、B型肝炎、C型肝炎、クラミジアの検査を、夜間を含めて毎月2回実施した。

令和元年度（単位：人）

性感染症等相談		性感染症等検査				
電話	来所	H I V	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	クラミジア
70	68	39	39	35	35	37

(7) 肝炎治療特別促進事業の実施

C型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー並びにB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の一部を公費負担することにより、早期治療を促進し肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図っている。

令和元年度

C型肝炎インターフェロンフリー治療受給者（再治療を含む）	24人
B型肝炎核酸アナログ製剤治療受給者（更新を含む）	76人
B型・C型肝炎インターフェロン治療受給者（2回目を含む）	0人

6 結核対策

結核新規登録患者・登録者数ともに、減少傾向にある。発生時の調査及び相談、服薬中の服薬支援、服薬終了後の経過観察などにより、予防対策を実施している。

(1) 結核登録者数の推移

(単位：人)

年次	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年
登録者数	41	41	42	37	33	23	28	20	14	24
新登録者数	13	15	20	10	20	17	13	8	8	13

注) 登録者数：各年12月31日現在

新登録者数：各年1月1日から12月31日（令和元年は、平成31年1月1日から令和元年12月31日）までの新規登録者（平成28年よりLTBI・転症除外者は除く）

(2) 新規登録者（市町別・活動性分類）

令和元年中（単位：人）

分 類		秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	計
活動性結核	肺結核塗抹陽性	2	1	-	-	1	4
	その他の菌陽性	3	-	-	-	1	4
	菌陰性・その他	1	-	-	-	-	1
	肺外結核	1	-	1	-	2	4
総 計		7	1	1	-	4	13
別 掲	潜在性結核感染症	1	-	-	-	2	3

(3) 新規登録者（年齢階級別）

令和元年中（単位：人）

	0~9 歳	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 代	100 歳~	計
活動性結核	-	-	-	-	1	-	3	2	4	3	-	13
潜在性結核感染症	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	3

(4) 感染症診査協議会

感染症法第18条による就業制限及び第19条による入院勧告、第20条による入院期間の延長、並びに第37条の2による結核医療について審査を行うため、委員3人を委嘱し開催している。

令和元年度

開催回数	諮問件数	内 訳 (件)		
		就 業 制 限 (法18条)	入 院 勧 告 (法19、20条)	公 費 負 担 (法37条の2)
15	41	4	14	23

(5) 管理検診・接触者健康診断の実施

結核登録者で、医学的状況を把握する必要がある者の管理検診と、患者の家族及び接触者に対しての接触者健康診断を実施することで、結核の早期発見・早期治療を図った。

ア 管理検診結果

令和元年度（単位：人）

対象者 実人数	受診者 延人数	延内訳		結果
		委託医療機関受診	その他の自己健診	
10	12	0	12	再発者なし

イ 接触者健康診断結果

令和元年度（単位：人）

対象者 実人数	受診者 延人数	延内訳			結果
		保健所	委託医療機関受診	その他の自己健診	
103	103	IGRA 検査	胸部レントゲン	胸部レントゲン	異常なし 102 結核発病恐れ、 要治療者 1
		95	7	1	

(6) 訪問指導・来所相談及び電話相談の実施

結核対策の個別指導として、患者及び家族等への訪問指導及び来所相談、電話相談を随時行った。

また、平成 17 年度からは埼玉県版DOTS（服薬確認を軸とした患者支援）事業が開始され、すべての新規登録患者への服薬支援を行うとともに、治療完了率の向上に努めている。

令和元年度（単位：人）

相 談		訪 問 指 導			
電 話	来 所	実人数		延人数	
延人数	延人数	11	(再掲) DOTS	61	(再掲) DOTS
			164		33

7 難病対策

指定難病等及び小児慢性特定疾病の診療に係る費用を公費で負担することにより、当該疾患の治療を推進し、医療の確立と普及を促進するとともに、患者とその家族の負担軽減を図ることを目的として実施している。

(1) 指定難病の医療給付

国が指定する指定難病及び県が指定する特定疾患に罹患し、認定基準に合致し、原則として治療を必要とする者に医療給付をしている。

[受給者数合計 709 人]

令和元年度末現在 (単位: 人)

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
01	球脊髄性筋萎縮症	1	24	亜急性硬化性全脳炎	-
02	筋萎縮性側索硬化症	11	25	進行性多巣性白質脳症	-
03	脊髄性筋萎縮症	-	26	HTLV-1 関連脊髄症	1
04	原発性側索硬化症	1	27	特発性基底核石灰化症	-
05	進行性核上性麻痺	5	28	全身性アミロイドーシス	-
06	パーキンソン病	65	29	ウルリッヒ病	-
07	大脳皮質基底核変性症	-	30	遠位性ミオパチー	-
08	ハンチントン病	1	31	ベスレムミオパチー	-
09	神経有棘赤血球症	-	32	自己貪食空胞性ミオパチー	-
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	33	シュワルツ・ヤンペル症候群	-
11	重症筋無力症	28	34	神経線維腫症	1
12	先天性筋無力症候群	-	35	天疱瘡	4
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	19	36	表皮水疱症	-
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	2	37	膿疱性乾癬 (汎発型)	1
15	封入体筋炎	1	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	-
16	クロウ・深瀬症候群	-	39	中毒性表皮壊死症	-
17	多系統萎縮症	13	40	高安動脈炎	4
18	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	17	41	巨細胞性動脈炎	1
19	ライソゾーム病	2	42	結節性多発動脈炎	1
20	副腎白質ジストロフィー	-	43	顕微鏡的多発血管炎	9
21	ミトコンドリア病	2	44	多発血管炎性肉芽腫症	1
22	もやもや病	18	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1
23	プリオン病	1	46	悪性関節リウマチ	3

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
47	バージャー病	-	79	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	-
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	-	80	甲状腺ホルモン不応症	-
49	全身性エリテマトーデス	69	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	17	82	先天性副腎低形成症	-
51	全身性強皮症	34	83	アジソン病	-
52	混合性結合組織病	8	84	サルコイドーシス	26
53	シェーグレン症候群	7	85	特発性間質性肺炎	10
54	成人スチル病	1	86	肺動脈性肺高血圧症	3
55	再発性多発軟骨炎	2	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	-
56	ベーチェット病	15	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	5
57	特発性拡張型心筋症	10	89	リンパ脈管筋腫症	2
58	肥大型心筋症	-	90	網膜色素変性症	14
59	拘束型心筋症	-	91	バッド・キアリ症候群	-
60	再生不良性貧血	6	92	特発性門脈圧亢進症	1
61	自己免疫性溶血性貧血	2	93	原発性胆汁性胆管炎	45
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	94	原発性硬化性胆管炎	-
63	特発性血小板減少性紫斑病	18	95	自己免疫性肝炎	7
64	血栓性血小板減少性紫斑病	-	96	クローン病	30
65	原発性免疫不全症候群	3	97	潰瘍性大腸炎	74
66	IgA 腎症	2	98	好酸球性消化管疾患	-
67	多発性嚢胞腎	8	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-
68	黄色靭帯骨化症	3	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-
69	後縦靭帯骨化症	16	101	腸管神経節細胞僅少症	-
70	広範脊柱管狭窄症	5	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	-
71	特発性大腿骨頭壊死症	15	103	CFC 症候群	-
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	1	104	コステロ症候群	-
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	-	105	チャージ症候群	-
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	-	106	クリオピリン関連周期熱症候群	-
75	クッシング病	-	107	若年性特発性関節炎	-
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	-	108	TNF 受容体関連周期性症候群	-
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	109	非典型溶血性尿毒症症候群	-
78	下垂体性前葉機能低下症	1	110	ブラウ症候群	-

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
111	先天性ミオパチー	1	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	-	144	レノックス・ガストー症候群	-
113	筋ジストロフィー	4	145	ウエスト症候群	-
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	-	146	大田原症候群	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	-	147	早期ミオクロニー脳症	-
116	アトピー性脊髄炎	-	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	-
117	脊髄空洞症	-	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	-
118	脊髄髄膜瘤	-	150	環状 20 番染色体症候群	-
119	アイザックス症候群	-	151	ラスムッセン脳炎	-
120	遺伝性ジストニア	-	152	P C D H19 関連症候群	-
121	神経フェリチン症	-	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	-	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	-
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	-	155	ランドウ・クレフナー症候群	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	-	156	レット症候群	-
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	-	157	スタージ・ウェーバー症候群	-
126	ペリー症候群	-	158	結節性硬化症	-
127	前頭側頭葉変性症	-	159	色素性乾皮症	-
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	-	160	先天性魚鱗癬	-
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	-	161	家族性良性慢性天疱瘡	-
130	先天性無痛無汗症	-	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	-
131	アレキササンダー病	-	163	特発性後天性全身性無汗症	-
132	先天性核上性球麻痺	-	164	眼皮膚白皮症	-
133	メビウス症候群	-	165	肥厚性皮膚骨膜炎	-
134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	-	166	弾性線維性仮性黄色腫	-
135	アイカルディ症候群	-	167	マルファン症候群	-
136	片側巨脳症	-	168	エーラス・ダンロス症候群	-
137	限局性皮膚異形成	-	169	メンケス病	-
138	神経細胞移動異常症	-	170	オクシピタル・ホーン症候群	-
139	先天性大脳白質形成不全症	-	171	ウィルソン病	-
140	ドラベ症候群	-	172	低ホスファターゼ症	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	-	173	V A T E R 症候群	-
142	ミオクロニー欠伸てんかん	-	174	那須・ハコラ病	-

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
175	ウィーバー症候群	-	209	完全大血管転位症	-
176	コフィン・ローリー症候群	-	210	単心室症	-
177	ジュベール症候群関連疾患	-	211	左心低形成症候群	-
178	モワット・ウィルソン症候群	-	212	三尖弁閉鎖症	-
179	ウィリアムズ症候群	-	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1
180	A T R - X 症候群	-	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	-
181	クルーズン症候群	-	215	ファロー四徴症	-
182	アペール症候群	-	216	両大血管右室起始症	-
183	ファイファー症候群	-	217	エプスタイン病	-
184	アントレー・ビクスラー症候群	-	218	アルポート症候群	-
185	コフィン・シリス症候群	-	219	ギャロウェイ・モワット症候群	-
186	ロスムンド・トムソン症候群	-	220	急速進行性糸球体腎炎	-
187	歌舞伎症候群	-	221	抗糸球体基底膜腎炎	-
188	多脾症候群	-	222	一次性ネフローゼ症候群	9
189	無脾症候群	-	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	-
190	鰓耳腎症候群	-	224	紫斑病性腎炎	-
191	ウェルナー症候群	-	225	先天性腎性尿崩症	-
192	コケイン症候群	-	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	-
193	プラダー・ウィリ症候群	-	227	オスラー病	-
194	ソトス症候群	-	228	閉塞性細気管支炎	-
195	スーナン症候群	-	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	-
196	ヤング・シンプソン症候群	-	230	肺胞低換気症候群	-
197	1 p 36 欠失症候群	-	231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	-
198	4 p 欠失症候群	-	232	カーニー複合	-
199	5 p 欠失症候群	-	233	ウォルフラム症候群	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	-	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	-
201	アンジェルマン症候群	-	235	副甲状腺機能低下症	-
202	スミス・マギニス症候群	-	236	偽性副甲状腺機能低下症	-
203	22 q 11.2 欠失症候群	-	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	-
204	エマヌエル症候群	-	238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	-
205	脆弱X症候群関連疾患	-	239	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	-
206	脆弱X症候群	-	240	フェニルケトン尿症	-
207	総動脈幹遺残症	-	241	高チロシン血症1型	-
208	修正大血管転位症	-	242	高チロシン血症2型	-

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
243	高チロシン血症 3 型	-	275	タナトフォリック骨異形成症	-
244	メープルシロップ尿症	-	276	軟骨無形成症	-
245	プロピオン酸血症	-	277	リンパ管腫症/ゴーハム病	-
246	メチルマロン酸血症	-	278	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	-
247	イソ吉草酸血症	-	279	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	-	280	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	-
249	グルタル酸血症 1 型	-	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	-
250	グルタル酸血症 2 型	-	282	先天性赤血球形成異常性貧血	-
251	尿素サイクル異常症	-	283	後天性赤芽球癆	2
252	リジン尿性蛋白不耐症	-	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	-
253	先天性葉酸吸収不全	-	285	ファンコニ貧血	-
254	ポルフィリン症	-	286	遺伝性鉄芽球性貧血	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	-	287	エプスタイン症候群	-
256	筋型糖原病	-	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	-
257	肝型糖原病	-	289	クロンカイト・カナダ症候群	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	-	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	-	291	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)	-
260	シトステロール血症	-	292	総排泄腔外反症	-
261	タンジール病	-	293	総排泄腔遺残	-
262	原発性高カイロミクロン血症	-	294	先天性横隔膜ヘルニア	-
263	脳髄黄色腫症	-	295	乳幼児肝巨大血管腫	-
264	無βリポタンパク血症	-	296	胆道閉鎖症	1
265	脂肪萎縮症	-	297	アラジール症候群	-
266	家族性地中海熱	-	298	遺伝性膵炎	-
267	高IgD症候群	-	299	嚢胞性線維症	-
268	中條・西村症候群	-	300	IgG4 関連疾患	1
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	-	301	黄斑ジストロフィー	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	-	302	レーベル遺伝性視神経症	1
271	強直性脊椎炎	2	303	アッシャー症候群	-
272	進行性骨化性線維異形成症	-	304	若年発症型両側性感音難聴	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	-	305	遅発性内リンパ水腫	-
274	骨形成不全症	-	306	好酸球性副鼻腔炎	1

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
307	カナバン病	-	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	-
308	進行性白質脳症	-	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	-
309	進行性ミオクローヌステんかん	-	05	◇スモン	1
310	先天異常症候群	-	18	◇難治性肝炎のうち劇症肝炎	-
311	先天性三尖弁狭窄症	-	32	◇重症急性膵炎	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	-	38	◇プリオン病（ト由来乾燥硬膜移植によるクワイフェル・ヤコブ病に限る。）	-
313	先天性肺静脈狭窄症	-	995	◎溶血性貧血	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	-	996	◎橋本病	-
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B 関連腎症	-	997	◎特発性好酸球増多症候群	-
316	カルニチン回路異常症	-	998	◎原発性慢性骨髄線維症	3
317	三頭酵素欠損症	-			
318	シトリン欠損症	1			
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	-			
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	-			
321	非ケトーシス型高グリシン血症	-			
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	-			
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	-			
324	メチルグルタコン酸尿症	-			
325	遺伝性自己炎症疾患	-			
326	大理石骨病	-			
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	-			
328	前眼部形成異常	-			
329	無虹彩症	-			
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	-			
331	特発性多中心性キャッスルマン病	2			

◇特定疾患 ◎県単独疾患

- 注) 1 難病の患者に対する医療等に関する法律として平成 27 年 1 月 1 日から施行
2 196 疾病（111～306）は平成 27 年 7 月 1 日から適用
3 24 疾病（307～330）は平成 29 年 4 月 1 日から適用
4 1 疾病（331）は平成 30 年 4 月 1 日から適用
5 2 疾病（332～333）は令和元年 7 月 1 日から適用

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法第19条の2に基づき、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を助成し、医療費の負担軽減を図る。

[受給者合計 84人]

令和元年度末現在（単位：人）

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
01	悪性新生物	11	09	血液疾患	2
02	慢性腎疾患	5	10	免疫疾患	-
03	慢性呼吸器疾患	4	11	神経・筋疾患	12
04	慢性心疾患	15	12	慢性消化器疾患	5
05	内分泌疾患	12	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2
06	膠原病	-	14	皮膚疾患	-
07	糖尿病	13	15	骨系統疾患	-
08	先天性代謝異常	2	16	脈管系疾患	1

(3) 先天性血液凝固因子欠乏症医療の給付

先天性血液凝固因子欠乏症等により患し、認定基準に合致し、原則として治療を必要とする者に医療給付をしている。

[受給者合計 9人]

令和元年度末現在（単位：人）

疾病番号	990000～990010	受給者	9
------	---------------	-----	---

(4) 相談指導の実施

難病患者及び家族に対して、申請時等の面接を中心にした相談指導や訪問指導、電話相談を随時行った。

令和元年度

	訪問指導 (実人数)	面接相談		(再掲) 面接の延相談主訴 (件数)									電話相談 (件数)
				申請等	医療	家庭看護	福祉制度	就労	就学	食事・栄養	歯科	その他	
		(実人数)	(延件数)										
指定難病	19	734	986	910	369	42	75	18	1	25	17	108	135
小児慢性	7	96	101	81	30	26	24	0	5	5	0	0	35

(5) 難病相談事業の実施

難病患者とその家族の療養支援を目的に、交流会や自助グループ支援等を実施している。平成24年度からは、災害時における難病患者支援に取り組み、関係者に対して連絡会等を開催している。また、平成28年度から、難病患者やその家族の相談等に従事する関係機関職員の資質向上を図るため、在宅難病患者支援従事者研修会を実施している。

ア 長期療養児教室の開催

小児慢性特定疾病児童等を受け入れる関係機関の支援者に対する研修会と、慢性疾患児とその保護者を対象とした交流会を実施した。

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 8月29日	『慢性疾患のお子様をお持ちの保護者の集い』 音楽会 演奏者：ボランティア団体「ながとろブレーメン」	保護者と 児、保育士 他 33人
令和元年 11月22日	「医療ケア児支援従事者研修会」 テーマ：在宅療養児への支援現場から見えてくる地域の 実状と課題～実症例を中心にみんなと考える～ (1)在宅医療ケアの実践と求められるケア 講師：秩父訪問看護ステーション 所長 宍戸 美智代 氏 (2)特別支援学校での遊びを通じた関わりと取組 講師：秩父特別支援学校教諭 屋代 しおみ 氏 (3)意見交換	指定事業 所、保育所、 特別支援学 校市町職員 他 13人

イ 難病患者交流会

令和元年度

実施年月日 (会 場)	内 容	参加者
令和元年 6月18日 (秩父保健所)	ALS患者と家族の集い ～おしゃべり交流会～ アドバイザー：日本ALS協会埼玉支部 佐藤 順子 氏	管内在住の ALS患者・家 族 3人
令和元年 9月7日 (上里町男女共同 参画推進センター)	ALS協会北部ブロック交流会 (日本ALS協会埼玉県支部、県北部ブロック保健所との 共催) (1)講話：「コミュニケーション機器を使う前に知ってお きたい事」 講師：埼玉県総合リハビリテーションセンター リハビリテーション工学科 河合 俊宏 氏 (2)交流会 患者の参加者を中心に自己紹介や情報交換	ALS患者と 家族、ALS協 会、関係機関 職員等 35人

ウ 自助グループ活動支援

◆花みずき会

平成 17 年 6 月から膠原病の地区患者会として自主活動を行っており、令和元年度は 6 回（4 月・5 月・7 月・9 月・11 月・1 月）、会場提供・材料の貸し出し・活動の P R・運営の相談等の支援を行った。

エ 在宅難病患者支援従事者研修会

令和元年度

実施年月日 (会 場)	内 容	参加者
令和元年 12 月 5 日 (熊谷保健所)	<p><県北部ブロック保健所合同開催></p> <p>(1) 講話：「難病対策の概要」 講師：熊谷保健所 保健予防推進担当職員</p> <p>(2) 講演：「神経難病の病態と治療」 講師：埼玉県総合リハビリテーションセンター 副センター長 市川 忠 氏</p>	熊谷・本庄・秩父保健所管内関係機関職員 38 人
令和 2 年 1 月 31 日 (秩父保健所)	<p>(1) 講義：「筋萎縮性側索硬化症（ALS）～病気と治療～」 講師：秩父第一病院 副院長兼在宅診療部長 大久保 毅 氏</p> <p>(2) 講義：「在宅神経難病患者の災害時支援について ～事例を通して災害時に必要な備えについて考える～」 講師：埼玉県難病医療連絡協議会 難病診療連携コーディネーター 中根 文江 氏</p>	管内市町保健福祉・防災担当等関係機関職員 19 人

(6) 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会

難病法第 32 条に基づき、関係機関等が相互の連絡を図り難病患者への支援体制に関する課題について情報共有し強化を図るために、平成 29 年度から設置されている。

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和 2 年 1 月 31 日	<p>(1) 秩父保健医療圏における難病対策事業報告</p> <p>(2) 秩父保健所管内の災害対策への取り組み状況</p> <p>(3) 「災害時個別支援計画作成マニュアル」の作成について</p>	委員 8 人

8 原子爆弾被爆者対策

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、広島、長崎において被爆した者に原子爆弾被爆者健康手帳を交付し、手帳所持者には、必要な医療費を給付している。

令和元年度

原子爆弾被爆者等健康手帳所持者数	6人
------------------	----

9 保健師人材育成

保健師の現任教育体制の整備・充実を図るため、県・市町村保健師連絡調整会議地域別会議を開催し、管内の課題を共有し現任教育計画を作成した。

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 6月5日	県・市町村保健師連絡調整会議地域別会議 (1)各所属における保健師現任教育の現状と課題について (2)管内における平成30年度保健師現任教育計画について	9人

管内には、市町及び保健所保健師を会員とする「秩父地域保健師会」が平成29年度に発足した。また、昭和38年度から活動を継続している「秩父保健師業務研究会」は、本会の発足に伴い、部会に位置づけられた。

「秩父地域保健師会」の令和元年度の主な活動としては、保健師の資質の向上を目的とした研修会と、保健師活動指針策定のためにワーキンググループでの検討会を開催し、策定に向けた活動を実施した。

10 秩父地区地域看護推進会議

平成26年度までは、北部3保健所輪番で年1回開催してきた「北部地区地域看護推進会議」を、平成27年度から各保健所で開催することになった。当所では、管内病院の看護部長相当職及び保健所・市町の統括的立場にある保健師間の連携を目的に、会議を開催している。

令和元年度

実施年月日	内 容	参加者
令和2年 2月21日	(1)感染症に関する情報提供 ア 新型コロナウイルスへの対応等について イ 2020東京オリンピック・パラリンピックに係る感染症対策 (2)感染症予防対策について	19人

Ⅲ 生活衛生・薬事担当

1 医薬品、血液等の安全確保

(1) 薬務関係施設数及び立入検査数

医薬品や毒物劇物等による健康上の危害を防止するため、関係する販売業・製造業等の許可・登録関係事務と施設の監視指導を行っている。

令和元年度

	立入検査 回数	施設 数	秩 父 市	横 瀬 町	皆 野 町	長 瀬 町	小 鹿 野 町
薬局	25	52	36	3	6	3	4
店舗販売業	16	23	14	2	2	1	4
卸売販売業	3	3	2	1	-	-	-
特例販売業	0	2	2	-	-	-	-
高度管理医療機器販売業	23	53	38	3	5	3	4
高度管理医療機器貸与業	4	24	20	1	-	1	2
管理医療機器販売業	28	180	118	12	22	11	17
管理医療機器貸与業	25	17	14	1	1	-	1
薬局製剤製造販売業	3	4	3	-	1	-	-
薬局製剤製造業	3	4	3	-	1	-	-
毒物劇物製造業（大臣）	0	3	3	-	-	-	-
毒物劇物製造業（知事）	-	-	-	-	-	-	-
毒物劇物輸入業（大臣）	-	-	-	-	-	-	-
毒物劇物輸入業（知事）	0	1	1	-	-	-	-
毒物劇物一般販売業	15	30	20	3	5	1	1
毒物劇物農業用品目販売業	6	13	7	1	2	1	2
毒物劇物特定品目販売業	0	1	1	-	-	-	-
電気めっき業	0	3	2	-	-	-	1
計	151	413	284	27	45	21	36

(2) 麻薬・覚せい剤関係業務

麻薬等に関する申請、届出の受理や監視指導を行っている。

〔麻薬取扱者数・施設数及び立入検査数〕

令和元年度

麻薬施用者	医 師 87	歯科医師 1	獣医師 5
麻薬管理者	医 師 9	薬剤師 5	
麻薬小売業者	31(22)		
麻薬卸売業者	-(-)		
麻薬施用機関	病 院 8(13)	診療所 30(3)	家畜診療所 5(0)
麻薬研究者	1(0)		

注) () 内は令和元年度の立入件数

(3) 大麻・けし

令和元年度不正大麻・けし撲滅運動(5月1日から6月30日)期間中に秩父市(5か所)127本、小鹿野町(12か所)330本、皆野町(8か所)379本、計886本(26か所)のけしを除去した。

これらのけしは、巡回により発見されたが、いずれも栽培してはいけないものとは知らずに栽培していたものや自生したものだった。

(4) 薬物乱用防止事業

埼玉県では、平成4年度末に医療圏ごとに地区覚せい剤乱用防止推進員協議会(県内10か所)を設置することとし、秩父郡市(東秩父村を除く。)には埼玉県秩父地区覚せい剤乱用防止推進員協議会を設置した。平成22年に埼玉県秩父保健所管内薬物乱用防止指導員協議会と改称し、青少年等を対象に啓発キャンペーンを実施するほか小学校・中学校等での薬物乱用防止教室(計6回)に薬物乱用防止指導員を講師として派遣するなどして、薬物乱用防止の啓発に努めている。

(5) 献血推進事業

献血による血液製剤の国内自給の推進のため、国が策定する毎年度の献血確保目標量に応じ、各市町村の人口などを基に目標を定め、その達成に努めている。

〔管内の献血実施状況〕

令和元年度

市町名	献血受付者数	目標数	達成率(%)
秩父市	2,001	2,160	92.6
横瀬町	185	168	110.1
皆野町	200	224	89.3
長瀬町	170	189	89.9
小鹿野町	375	392	95.7
合 計	2,931	3,133	93.6

(6) 温泉

秩父地域は地理的に恵まれ、令和2年3月31日現在21か所の源泉があり、温泉利用施設は44施設ある。

2 食品の安全性の確保

(1) 市町別・業種別食品営業施設数

営業許可事務は施設の所在地を管轄する保健所が行い、申請により施設基準等に適合することを確認し営業を許可するとともに、諸届出の受理、食中毒発生時の調査及び食品に関する衛生教育等を行っている。

また、本年度も昨年度に引き続き、食肉の生食や加熱不足を原因とする食中毒発生防止のため、食中毒予防対策強化月間を設定し、飲食店営業者に対し、食肉の生食での提供は控えるよう重点監視指導を行った。

なお、立入監視指導、収去等については、熊谷保健所食品監視担当が主に担当し、衛生管理の徹底を図っている。

令和2年3月31日現在

業種別 \ 市町名	総数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
総数	2,846	1,773	196	269	288	320
飲食店営業	1,380	906	101	106	145	122
喫茶店営業	117	68	4	12	13	20
菓子製造業	191	128	12	14	16	21
あん類製造業	1	1	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	5	4	1	-	-	-
乳処理業	1	-	-	-	-	1
乳製品製造業	4	3	-	-	-	1
乳類販売業	237	143	13	27	17	37
食肉処理業	12	5	-	2	1	4
食肉販売業	157	94	11	20	14	18
食肉製品製造業	1	-	-	-	-	1
魚介類販売業	114	70	7	17	10	10
魚介類せり売業	1	1	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	4	3	-	-	-	1
清涼飲料水製造業	11	5	1	-	1	4
氷雪製造業	2	2	-	-	-	-
氷雪販売業	2	-	-	1	-	1
食用油脂製造業	2	1	-	-	-	1
みそ製造業	14	6	2	3	-	3

醤油製造業	2	-	1	1	-	-
ソース類製造業	2	-	1	-	-	1
酒類製造業	14	10	1	-	1	2
豆腐製造業	18	11	-	1	2	4
納豆製造業	1	1	-	-	-	-
めん類製造業	44	25	5	6	5	3
そうざい製造業	32	15	3	5	4	5
缶詰又は瓶詰食品製造業	3	2	1	-	-	-
添加物製造業	7	4	2	1	-	-
菓子種製造業	2	1	-	1	-	-
こんにゃく類製造業	18	7	1	5	2	3
つけ物製造業	29	11	4	5	4	5
魚介類加工業	2	-	-	1	1	-
食料品販売業	409	241	24	41	52	51
行商	7	5	1	-	-	1

(2) 食品衛生法に基づく許可施設数

食品衛生法第52条により飲食店営業など34業種について、施設基準等が定められ、許可制となっている。

令和元年度

業種別	営業施設数	許可件数		業種別	営業施設数	許可件数	
		新規	更新			新規	更新
総数	2,379	132	209	清涼飲料水製造業	11	-	-
飲食店営業	1,380	92	120	冰雪製造業	2	-	-
喫茶店営業	117	12	15	冰雪販売業	2	-	-
菓子製造業	191	7	15	食用油脂製造業	2	-	-
あん類製造業	1	-	-	みそ製造業	14	-	1
アイスクリーム類製造業	5	-	-	醤油製造業	2	-	-
乳処理業	1	-	-	ソース類製造業	2	-	-
乳製品製造業	4	-	1	酒類製造業	14	3	-
乳類販売業	237	6	19	豆腐製造業	18	-	2
食肉処理業	12	-	2	納豆製造業	1	-	-
食肉販売業	157	8	16	めん類製造業	44	-	2
食肉製品製造業	1	-	-	そうざい製造業	32	1	4
魚介類販売業	114	3	10	缶詰又は瓶詰食品製造業	3	-	-
魚介類せり売業	1	-	1	添加物製造業	7	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	4	-	1				

(3) 条例に基づく許可施設数

令和元年度

業種別	営業施設数	許可件数		業種別	営業施設数	許可件数	
		新規	更新			新規	更新
総数	467	10	36	魚介類行商	-	-	-
菓子種製造業	2	1	-	食料品行商	4	-	2
こんにゃく類製造業	18	1	-	豆腐行商	3	-	-
つけ物製造業	29	-	3				
魚介類加工業	2	-	-				
食料品販売業	409	8	31				

(4) 食中毒の発生状況

令和元年度中に管内施設を原因とする食中毒の発生はなかった。

(5) 立入監視・指導

令和元年度秩父保健所監視指導計画に基づき監視指導を行った。

夏期一斉監視	134 施設
許可更新時等監視	816 施設

(6) 講習会

食品衛生法の改正により、令和2年6月からすべての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が求められることになった。

また、食品表示法に基づく新基準への経過措置期間が令和2年3月に終了した。

そこで、食品営業者等に対して特に「HACCP」と「食品表示」について講習を実施した。

令和元年度

対象者	実施回数	参加者
食品営業者、給食従事者	21回	751人
一般県民等	2回	39人

3 生活環境の確保

(1) 衛生的な生活環境の確保

ア 環境衛生営業施設

不特定多数の人々が利用する施設であって、衛生上の危害を防止するため施設の整備と衛生管理が必要とされる環境衛生関係営業については、許可（旅館、公衆浴場、興行場等）、あるいは確認（理容所、美容所、クリーニング所）を行うとともに、衛生監視指導等も実施している。

令和2年3月31日現在

区 分	総 数	理容所	美容所	クリーニング所	旅 館	公衆浴場	興行場
総 数	629	110	252	70(41)	145	48	4
秩父市	413	75	179	41(25)	85	30	3
横瀬町	36	5	15	6(2)	7	3	-
皆野町	49	8	16	8(5)	11	6	-
長瀬町	55	5	18	5(2)	24	2	1
小鹿野町	76	17	24	10(7)	18	7	-
監視指導数	154	23	45	8(6)	60	18	0

注) ()内は取次所を再掲

イ その他の環境衛生施設

令和元年度

区 分	特定建築物	プー ル	
		公 営	民 営
総 数	18	3	1
秩父市	14	2	1
横瀬町	-	-	-
皆野町	1	1	-
長瀬町	2	-	-
小鹿野町	1	-	-
監視指導数	-	6	

(2) 動物の適正な飼育管理

ア 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

狂犬病は、日本を含む一部の国を除いた大部分の国々で発生しており、各国との交流が深まるにつれて、海外から国内に狂犬病ウイルスが侵入する危険性が增大している。万一、狂犬病ウイルスが国内に侵入した場合に備えて、飼い犬に狂犬病ワクチンの注射を義務づけるとともに、飼い犬の登録制度を実施している。

令和元年度

区分	総数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
登録頭数	5,466	3,224	464	584	481	713
注射頭数	3,808	2,367	349	327	333	432

イ 犬による苦情等処理件数

犬による苦情や相談に応じ、野犬等の捕獲や飼い主に対する指導などを行い、苦情を処理するとともに正しい犬の飼い方の普及啓発を図っている。

令和元年度

区分	捕獲依頼	引取依頼	放し飼い取締依頼	咬傷事件
件数	50	7	43	7

ウ 犬の捕獲・引取り状況

狂犬病予防及び咬傷等の危害を防止するため、捕獲用器具等による野犬等の捕獲を実施するとともに、飼うことのできなくなった犬について引取りを行っている。

捕獲された犬は、大部分が飼い主に捨てられた犬あるいは飼い主宅から迷い出た犬と推定されるが、犬鑑札が首輪に装着されていないため飼い主が判明しないことが多い。

犬の引取りを希望する人に対しては、飼養を継続するよう指導し、やむを得ない場合に限り引取りを行っている。

令和元年度

収容犬頭数	内 訳			処分犬頭数	内 訳			
	捕獲数	引取数	前年度繰越数		センター送致数	返還数	保健所処分数	次年度繰越数
27	26	1	-	27	9	18	1	-

エ 狂犬病予防協会

管内の埼玉県獣医師会所属獣医師、管内市町及び保健所の狂犬病予防事務担当職員で構成され、狂犬病予防注射及び犬の登録等を円滑に実施するための調整等を行っている。

(3) 水道普及状況

管内の水道普及率は99.2%に達しているが、県全体の普及率99.8%に比較してやや低い。

令和2年3月31日現在

	人 口	総 数	上水道	簡易水道	給水人口	普及率 (%)	専用水道・自家用水道等
総 数	95,387	1	1	-	94,638	99.2	20
秩父市	60,649	1	*1	-	60,537	99.8	8
横瀬町	8,100	(1)	*(1)	-	8,053	99.4	-
皆野町	8,598	(1)	*(1)	-	8,635	90.0	11
長瀬町	6,863	(1)	*(1)	-	6,448	94.0	-
小鹿野町	11,177	(1)	*(1)	-	10,965	98.1	1

注) *は秩父広域市町村圏組合の水道事業による。()内は、秩父広域市町村圏組合(所在地: 秩父市)から給水を受けている数を内数で記載。

秩父広域市町村圏組合: 秩父地域の1市4町で設立した地方自治法に基づく特別地方公共団体(一部事務組合)

(4) 水質検査

ア 水質検査内訳

令和元年度

		総 数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
総 数		27 (13)	16 (6)	0 (0)	6 (4)	1 (1)	4 (2)
飲 料 水	水 道 水	上 水 道	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
		簡 易 水 道	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
		その他の水道	6 (0)	3 (0)	- (-)	2 (0)	- (-)
	井戸水等		21 (13)	13 (6)	0 (0)	4 (4)	1 (1)

注) ()内は不適件数

イ 井戸水の検査内容内訳

井戸水等では不適率が 62%となっており、細菌検査の不適率が高い。

令和元年度

井戸水等	検体数	不適数	内 訳	理化学検査不適	細菌検査不適
	21	13		7(5)	11(5)

理化学検査項目：アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、臭気、味、色度、濁度、pH 値、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、残留塩素

細菌検査項目：一般細菌、大腸菌

注）（ ）内は理化学検査、細菌検査ともに不適な検体数

（5）特定動物の飼養又は保管の許可

危険性の高い動物の飼育は、動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条の規定に基づき許可制になっており、管理状況については立入検査を行っている。

令和 2 年 3 月 31 日現在

獣種	許可施設数	許可頭数	所在地
ニホンザル	3	214	長瀨町

（6）動物取扱業者

動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条の規定に基づき登録制になっており、登録とそれに伴う立入調査を行っている。

令和 2 年 3 月 31 日現在

	総施設数	業種別登録数					
		販売	保管	貸出	訓練	展示	計
総数	38	23	12	4	6	10	55
秩父市	16	9	7	-	1	3	20
横瀬町	3	3	1	1	-	1	6
皆野町	3	2	1	-	-	-	3
長瀨町	6	3	-	-	-	3	6
小鹿野町	10	7	3	3	5	3	21

注）1 施設で複数業種の登録をしている場合がある。業種別登録数は延数となっており、総施設数とは必ずしも一致しない。

IV CSF（豚熱）への対応

令和元年9月13日、秩父市内の農場において関東地方で初めてCSF（豚熱）の発生が確認され、その後11月にかけて、県北部の合計6か所の農場において相次ぎ発生した。

当所では、9月13日に第1報を受けた直後から所内で対応策の検討を行い、時間的に地元保健所しか対応できないと判断し、防疫作業を行う県職員を対象とした健康管理業務を行う準備を進めた。直前になって本庁から派遣依頼の電話があり、健康観察に必要と思われる資材を車に積み込み、夕方には所長及び保健師2名で現地本部の体育館へ出発した。

現場では資材の搬入、健康相談ブースの設営、作業員への体温計や調査票の配布、説明などにぶっつけ本番で対応し、保健師は翌朝午前中まで徹夜で業務に当たった。翌日以降は保健医療政策課によるシフトが組まれ、全保健所による持ち回りとなった。

2例目の小鹿野町、3例目の本庄市の現地本部の立ち上げ時にも、資材搬入や手順の引継ぎのため、初日のシフトに当所保健師が加わった。

また、生活衛生・薬事担当の獣医師2名は、殺処分業務及び豚の予防接種業務に合計11回従事した。事務職員や薬剤師は防護服着脱に当たるなど総員体制で対応し、最終的に17日間・延35名（うち徹夜8名）の職員が従事した。

日ごとの従事人数と主な業務内容は、以下のとおりである。

従事月日	人数	従事場所	主な業務内容
9月13日(金)	4名	秩父市	資材搬入、設営、手順の調整、作業員への説明、健康管理、殺処分等 ※2名は翌朝まで、1名は翌昼間まで従事
9月14日(土)	4名	〃	健康管理、殺処分、防護服着脱
9月16日(月)	1名	〃	健康管理
9月17日(火)	6名	小鹿野町	資材搬入、設営、手順の調整、作業員への説明、健康管理、殺処分 ※2名は翌朝まで従事
9月18日(水)	1名	〃	防護服着脱
9月19日(木)	3名	〃	健康管理
9月20日(金)	1名	〃	健康管理
10月11日(金)	1名	本庄市・神川町	資材搬入、設営、手順の調整、健康管理
10月14日(月)	2名	〃	殺処分
10月15日(火)	2名	〃	防護服着脱
10月16日(水)	3名	〃	殺処分、防護服着脱 ※1名は翌朝まで従事
10月17日(木)	1名	〃	防護服着脱
10月30日(水)	1名	本庄市	殺処分 ※翌朝まで従事
10月31日(木)	1名	本庄市	防護服着脱

11月10日(日)	2名	深谷市	殺処分、防護服着脱 ※1名は翌朝まで従事
11月16日(土)	1名	行田市	豚の予防接種
11月18日(月)	1名	深谷市	豚の予防接種
合計 17日間	35名		

V 新型コロナウイルス感染症への対応

中華人民共和国の湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生したことが、令和元年12月下旬に武漢市保健当局から発表された。そこから始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、令和2年1月16日には日本でも一例目の患者が確認され、その後、パンデミック（世界的流行）となって拡大した。

当所の主な対応は以下のとおりである。

月 日	内 容
令和2年 1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各保健所に「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談窓口」を設置。電話相談に随時対応。（その後「帰国者・接触者相談センター」に位置付け） ・管内医療機関に専用外来を開設（その後「帰国者・接触者外来」に位置付け）
2月18日	秩父郡市医師会と対応について協議（以後、随時実施）
2月21日	秩父地区地域看護推進会議の内容を変更し、管内病院・有床診療所・透析医療機関・市町に対して新型コロナウイルス感染症について情報提供及び院内感染予防策について研修を実施。
〃	秩父郡市医師会主催のシンポジウム「新型コロナウイルス感染症」に保健所長が講師として出席し、医師会員向けに「新型コロナウイルス対応について、各医療機関へのお願い」と題して講演。
2月25日	秩父地域振興センター主催の秩父管内臨時地域機関会議に保健所長が出席し、警察・県立学校を含む秩父地域の県地域機関に情報提供。
3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父福祉事務所主催の福祉施設研修会に保健所長が講師として参加し、「施設における新型コロナウイルスの感染予防対策について」と題して講演。 ・福祉施設への入館者、職員向けに、感染拡大防止のリーフレットを独自に作成し、上記研修会にて配布。（58、59頁参照）
3月5～12日	管内病院を個別訪問し、院内感染対策の現状及び課題について情報交換。
3月6日	秩父郡市医師会臨時理事会に保健所長が出席し、今後の対応について説明。
3月9日	1市4町連絡会議に保健所長が出席し、各首長に今後の対応について説明。
3月11日	秩父市内の医療機関において新型コロナウイルス陽性者が発生。（患者の居住地はさいたま市）
3月16日	秩父郡市医師会臨時総会に保健所長が出席し、今後の対応について説明。
3月24日	新型コロナウイルス感染防止リーフレットを独自に作成し、市町、県地域機関、医師会、福祉施設に配布。（60頁参照）

入館制限 ご協力をお願い



ただいま新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、
入館制限をお願いしております。

**やむを得ず入館される場合には、
下記の事項についてご協力をお願いします。**

- 入館前に体温測定を行うこと。
- 手指消毒もしくは手洗いを実施すること。
- 適切にマスクを着用すること。
- 入館中は不用意にマスクに触らないこと。
触れた場合は、速やかに手指消毒もしくは手洗いをすること。
- 用務終了後は速やかに退館すること。

また、下記の方の入館はご遠慮ください。

- 発熱のある方。
- セキなどのカゼ症状がある方。
- 感染予防対策にご協力いただくことが困難な方。

利用者の安全確保及び地域の流行拡大防止のため、
ご協力をお願い申し上げます。

秩父福祉事務所 ・ 秩父保健所

福祉施設職員の皆様へ (委託業者・ボランティア等を含む) ご協力をお願い



ただいま新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、
様々な対策を実施しております。
施設の方針に従い、感染拡大防止対策の徹底にご協力をお願い申し上げます。

また、下記の事項について、十分ご注意ください。

【勤務前】

- 体温測定を行い、発熱の有無を確認すること。
- 本人または同居者に発熱や風邪症状がある場合、出勤前に施設に電話等で連絡し、指示を仰ぐこと。

【勤務中】

- 適切にマスクを着用し、勤務中は不用意にマスクに触らないこと。
- 手指消毒もしくは手洗いを勤務開始時及び勤務中、随時実施すること。

【健康管理】

- 不要不急の外出や人ごみに出かけるのは極力避けること。
特に換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間は危険です。
- マスク着用時は、不用意にマスクに触らないこと。
- 帰宅時及び外出中もこまめな手洗いに心がけること。
- 顔に触れる前、食事前、トイレのあとに手洗いすること。
- 同居者の健康管理にも十分注意すること。

利用者の安全確保及び地域の流行拡大防止のため、
ご協力をお願い申し上げます。

秩父福祉事務所 ・ 秩父保健所

(R2.3.4)

一人一人のこころがけが新型コロナの流行を防ぎます

3つの条件がすべてそろう場所や場面を避けましょう

これまで、屋形船、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等で、集団感染が発生しています。集団感染が確認された場所に共通するのは、次の3つの条件が重なった場です。

①換気の悪い密閉空間

可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行しましょう。

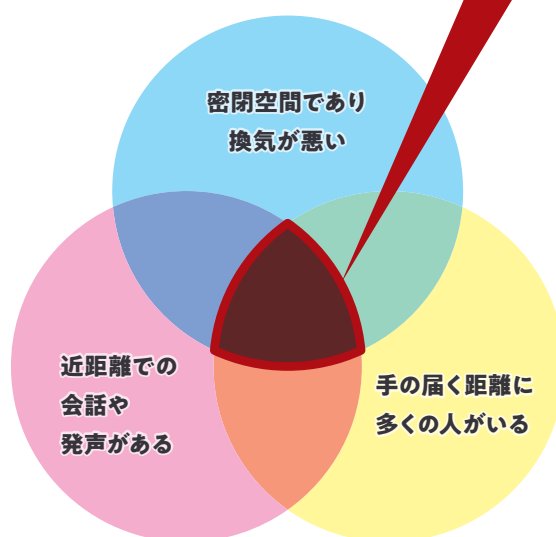
②多くの人が密集

人が多く集まる場合には、会場の広さを確保し、お互いの距離を1~2m程度あけるなどして、人の密度を減らしましょう。

③近距離での会話や発声

近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話等が必要な場合にはマスクを着用するなど、自分から飛沫を飛ばさないようにしましょう。

3つの条件がそろう場所が
集団感染のリスクが高い



これらの3つの条件が同時にそろう場所や場面を予測し、できるだけ避けることが大切です。

特に不特定多数が集まるイベントに参加する場合は、3つの条件がそろう場面がないか、よく考えてから参加を決めましょう。もし集団感染が発生した場合、参加者が分からないため、連絡を受けることができなくなってしまう。

こんなことにも注意

3つの条件がすべてそろわなくても、1~2つの条件がそろえば、何かをきっかけに3つの条件がそろうことがあります。

例:満員電車 → 通常は①と②ですから、③が重ならないよう注意しましょう。

一連の活動のなかで、多くの時間は3つ条件がそろわなくても、ある場面では3つの条件がそろうことがあります。

例:野外スポーツ → 着替えやミーティング等では、3つの条件がそろわないように注意しましょう。

※このチラシは新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の見解」(R2.3.9)をもとに作成しています。

第4 衛生統計資料

1 人口

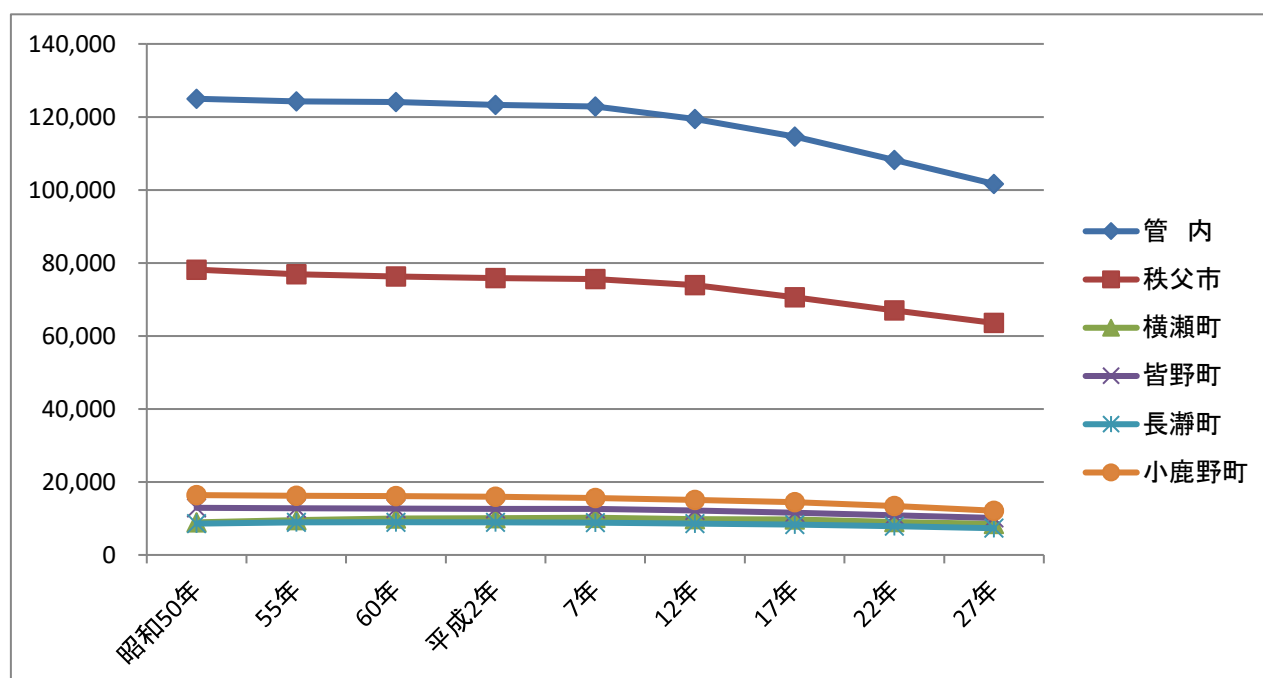
(1) 管内人口の年次推移

(単位:人)

	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年
埼玉県	4,821,340	5,420,480	5,863,678	6,405,319	6,759,311	6,938,006	7,054,243	7,194,556	7,266,534
管内	124,975	124,301	124,052	123,314	122,851	119,477	114,596	108,226	101,648
秩父市	78,166	76,875	76,275	75,845	75,618	73,875	70,563	66,955	63,555
横瀬町	8,917	9,511	9,989	10,073	10,194	9,782	9,684	9,039	8,519
皆野町	12,912	12,817	12,707	12,571	12,602	12,199	11,518	10,888	10,133
長瀬町	8,591	8,908	8,963	8,906	8,809	8,560	8,352	7,908	7,324
小鹿野町	16,389	16,190	16,118	15,919	15,628	15,061	14,479	13,436	12,117

* 各年国勢調査人口(総務省統計局)

* 平成12年まで(市町村合併前)の秩父市及び小鹿野町の人口には、現在の行政区域に合わせ、吉田町・大滝村・荒川村(現秩父市)及び両神村(現小鹿野町)の人口を計上している。



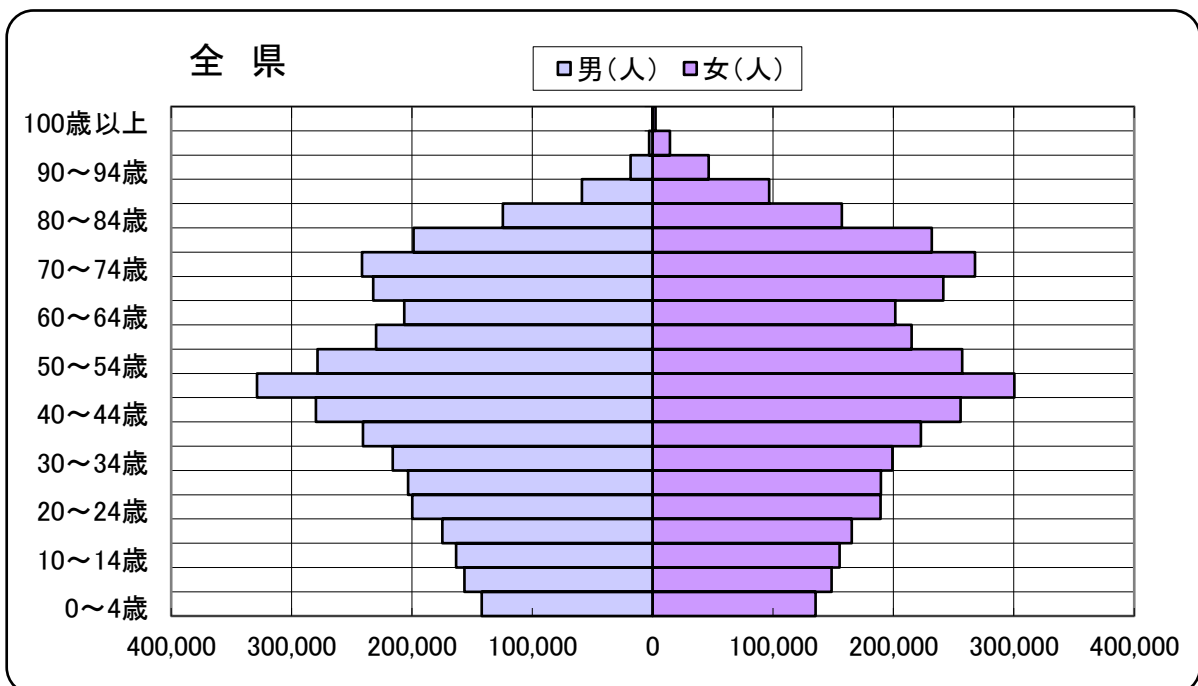
(2) 人口〔年齢階級別・男女別・埼玉県・管内〕

〔埼玉県〕

令和2年1月1日現在

年齢階級	総数(人)	構成比	男(人)	構成比	女(人)	構成比
総数	7,389,961	100.00%	3,696,903	50.03%	3,693,058	49.97%
0～4歳	277,226	3.75%	142,008	1.92%	135,218	1.83%
5～9歳	305,149	4.13%	156,490	2.12%	148,659	2.01%
10～14歳	318,601	4.31%	163,356	2.21%	155,245	2.10%
15～19歳	340,080	4.60%	174,743	2.36%	165,337	2.24%
20～24歳	388,769	5.26%	199,603	2.70%	189,166	2.56%
25～29歳	392,666	5.31%	203,170	2.75%	189,496	2.56%
30～34歳	415,109	5.62%	216,040	2.92%	199,069	2.69%
35～39歳	463,616	6.27%	240,755	3.26%	222,861	3.02%
40～44歳	535,622	7.25%	279,803	3.79%	255,819	3.46%
45～49歳	628,896	8.51%	328,570	4.45%	300,326	4.06%
50～54歳	535,647	7.25%	278,492	3.77%	257,155	3.48%
55～59歳	444,985	6.02%	229,794	3.11%	215,191	2.91%
60～64歳	407,862	5.52%	206,426	2.79%	201,436	2.73%
65～69歳	473,689	6.41%	232,273	3.14%	241,416	3.27%
70～74歳	509,098	6.89%	241,381	3.27%	267,717	3.62%
75～79歳	430,391	5.82%	198,645	2.69%	231,746	3.14%
80～84歳	281,793	3.81%	124,590	1.69%	157,203	2.13%
85～89歳	155,694	2.11%	58,904	0.80%	96,790	1.31%
90～94歳	64,959	0.88%	18,432	0.25%	46,527	0.63%
95～99歳	17,519	0.24%	3,090	0.04%	14,429	0.20%
100歳以上	2,590	0.04%	338	0.00%	2,252	0.03%
(0～14歳)	900,976	12.19%	461,854	6.25%	439,122	5.94%
(15～64歳)	4,553,252	61.61%	2,357,396	31.90%	2,195,856	29.71%
(65歳以上)	1,935,733	26.19%	877,653	11.88%	1,058,080	14.32%
(40歳以上)	4,488,745	60.74%	2,200,738	29.78%	2,288,007	30.96%
(75歳以上)	952,946	12.90%	403,999	5.47%	548,947	7.43%

* 埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県総務部統計課)

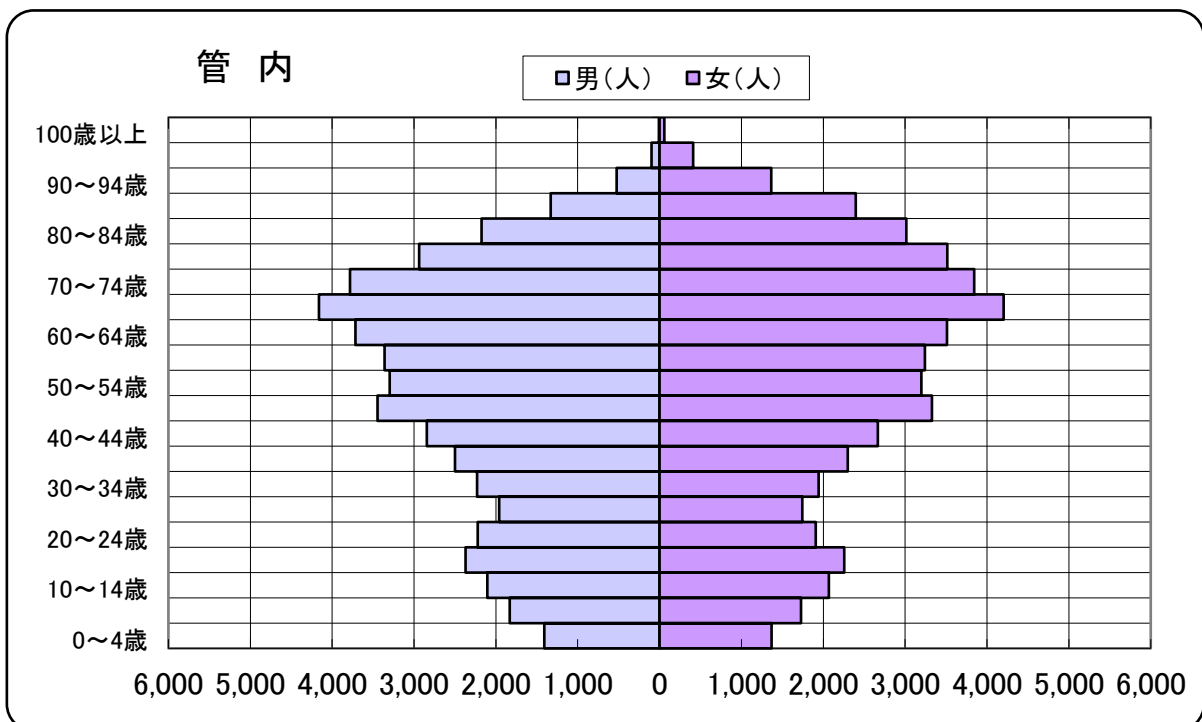


[管内]

令和2年1月1日現在

年齢階級	総数(人)	構成比	男(人)	構成比	女(人)	構成比
総数	98,357	100.00%	48,301	49.11%	50,056	50.89%
0～4歳	2,778	2.82%	1,409	1.43%	1,369	1.39%
5～9歳	3,558	3.62%	1,829	1.86%	1,729	1.76%
10～14歳	4,174	4.24%	2,106	2.14%	2,068	2.10%
15～19歳	4,627	4.70%	2,370	2.41%	2,257	2.29%
20～24歳	4,128	4.20%	2,220	2.26%	1,908	1.94%
25～29歳	3,703	3.76%	1,958	1.99%	1,745	1.77%
30～34歳	4,172	4.24%	2,230	2.27%	1,942	1.97%
35～39歳	4,796	4.88%	2,498	2.54%	2,298	2.34%
40～44歳	5,506	5.60%	2,842	2.89%	2,664	2.71%
45～49歳	6,770	6.88%	3,445	3.50%	3,325	3.38%
50～54歳	6,498	6.61%	3,299	3.35%	3,199	3.25%
55～59歳	6,600	6.71%	3,361	3.42%	3,239	3.29%
60～64歳	7,228	7.35%	3,716	3.78%	3,512	3.57%
65～69歳	8,364	8.50%	4,161	4.23%	4,203	4.27%
70～74歳	7,624	7.75%	3,782	3.85%	3,842	3.91%
75～79歳	6,451	6.56%	2,937	2.99%	3,514	3.57%
80～84歳	5,190	5.28%	2,176	2.21%	3,014	3.06%
85～89歳	3,730	3.79%	1,332	1.35%	2,398	2.44%
90～94歳	1,889	1.92%	525	0.53%	1,364	1.39%
95～99歳	508	0.52%	98	0.10%	410	0.42%
100歳以上	63	0.06%	7	0.01%	56	0.06%
(0～14歳)	10,510	10.69%	5,344	5.43%	5,166	5.25%
(15～64歳)	54,028	54.93%	27,939	28.41%	26,089	26.52%
(65歳以上)	33,819	34.38%	15,018	15.27%	18,801	19.12%
(40歳以上)	66,421	67.53%	31,681	32.21%	34,740	35.32%
(75歳以上)	17,831	18.13%	7,075	7.19%	10,756	10.94%

* 埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県総務部統計課)



(3) 人口〔年齢階級別・男女別・市町別〕

年齢階級	秩父市				横瀬町				皆野町			
	総数(人)	構成比	男(人) 女(人)	構成比	総数(人)	構成比	男(人) 女(人)	構成比	総数(人)	構成比	男(人) 女(人)	構成比
総数	62,005	100.0%	30,338 31,667	48.9% 51.1%	8,194	100.0%	4,068 4,126	49.6% 50.4%	9,677	100.0%	4,786 4,891	49.5% 50.5%
0～4歳	1,903	3.1%	977 926	1.6% 1.5%	254	3.1%	117 137	1.4% 1.7%	247	2.6%	121 126	1.3% 1.3%
5～9歳	2,322	3.7%	1,192 1,130	1.9% 1.8%	281	3.4%	137 144	1.7% 1.8%	347	3.6%	182 165	1.9% 1.7%
10～14歳	2,662	4.3%	1,337 1,325	2.2% 2.1%	357	4.4%	180 177	2.2% 2.2%	393	4.1%	210 183	2.2% 1.9%
15～19歳	2,897	4.7%	1,490 1,407	2.4% 2.3%	415	5.1%	207 208	2.5% 2.5%	430	4.4%	204 226	2.1% 2.3%
20～24歳	2,666	4.3%	1,412 1,254	2.3% 2.0%	345	4.2%	194 151	2.4% 1.8%	409	4.2%	222 187	2.3% 1.9%
25～29歳	2,465	4.0%	1,260 1,205	2.0% 1.9%	339	4.1%	203 136	2.5% 1.7%	299	3.1%	168 131	1.7% 1.4%
30～34歳	2,725	4.4%	1,468 1,257	2.4% 2.0%	353	4.3%	194 159	2.4% 1.9%	381	3.9%	209 172	2.2% 1.8%
35～39歳	3,157	5.1%	1,626 1,531	2.6% 2.5%	389	4.7%	202 187	2.5% 2.3%	454	4.7%	246 208	2.5% 2.1%
40～44歳	3,480	5.6%	1,812 1,668	2.9% 2.7%	426	5.2%	211 215	2.6% 2.6%	558	5.8%	281 277	2.9% 2.9%
45～49歳	4,318	7.0%	2,183 2,135	3.5% 3.4%	551	6.7%	277 274	3.4% 3.3%	687	7.1%	351 336	3.6% 3.5%
50～54歳	4,186	6.8%	2,106 2,080	3.4% 3.4%	590	7.2%	307 283	3.7% 3.5%	579	6.0%	293 286	3.0% 3.0%
55～59歳	4,194	6.8%	2,147 2,047	3.5% 3.3%	581	7.1%	291 290	3.6% 3.5%	590	6.1%	302 288	3.1% 3.0%
60～64歳	4,438	7.2%	2,295 2,143	3.7% 3.5%	594	7.2%	299 295	3.6% 3.6%	710	7.3%	365 345	3.8% 3.6%
65～69歳	5,001	8.1%	2,475 2,526	4.0% 4.1%	716	8.7%	371 345	4.5% 4.2%	913	9.4%	446 467	4.6% 4.8%
70～74歳	4,653	7.5%	2,258 2,395	3.6% 3.9%	604	7.4%	310 294	3.8% 3.6%	853	8.8%	447 406	4.6% 4.2%
75～79歳	3,920	6.3%	1,750 2,170	2.8% 3.5%	524	6.4%	240 284	2.9% 3.5%	660	6.8%	313 347	3.2% 3.6%
80～84歳	3,247	5.2%	1,339 1,908	2.2% 3.1%	434	5.3%	181 253	2.2% 3.1%	512	5.3%	221 291	2.3% 3.0%
85～89歳	2,311	3.7%	829 1,482	1.3% 2.4%	260	3.2%	96 164	1.2% 2.0%	390	4.0%	133 257	1.4% 2.7%
90～94歳	1,130	1.8%	325 805	0.5% 1.3%	136	1.7%	43 93	0.5% 1.1%	197	2.0%	58 139	0.6% 1.4%
95～99歳	292	0.5%	54 238	0.1% 0.4%	42	0.5%	8 34	0.1% 0.4%	61	0.6%	13 48	0.1% 0.5%
100歳	38	0.1%	3 35	0.0% 0.1%	3	0.0%	0 3	0.0% 0.0%	7	0.1%	1 6	0.0% 0.1%
(0～14歳)	6,887	11.1%	3,506 3,381	5.7% 5.5%	892	10.9%	434 458	5.3% 5.6%	987	10.2%	513 474	5.3% 4.9%
(15～64歳)	34,526	55.7%	17,799 16,727	28.7% 27.0%	4,583	55.9%	2,385 2,198	29.1% 26.8%	5,097	52.7%	2,641 2,456	27.3% 25.4%
(65歳以上)	20,592	33.2%	9,033 11,559	14.6% 18.6%	2,719	33.2%	1,249 1,470	15.2% 17.9%	3,593	37.1%	1,632 1,961	16.9% 20.3%
(75歳以上)	10,938	17.6%	4,300 6,638	6.9% 10.7%	1,399	17.1%	568 831	6.9% 10.1%	1,827	18.9%	739 1,088	7.6% 11.2%

*埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県総務部統計課)

令和2年1月1日現在

年齢階級	長瀬町				小鹿野町			
	総数(人)	構成比	男(人)	構成比	総数(人)	構成比	男(人)	構成比
			女(人)				女(人)	
総数	7,022	100.0%	3,421	48.7%	11,459	100.0%	5,688	49.6%
			3,601	51.3%			5,771	50.4%
0～4歳	156	2.2%	75	1.1%	218	1.9%	119	1.0%
			81	1.2%			99	0.9%
5～9歳	235	3.3%	131	1.9%	373	3.3%	187	1.6%
			104	1.5%			186	1.6%
10～14歳	250	3.6%	113	1.6%	512	4.5%	266	2.3%
			137	2.0%			246	2.1%
15～19歳	357	5.1%	189	2.7%	528	4.6%	280	2.4%
			168	2.4%			248	2.2%
20～24歳	274	3.9%	151	2.2%	434	3.8%	241	2.1%
			123	1.8%			193	1.7%
25～29歳	248	3.5%	132	1.9%	352	3.1%	195	1.7%
			116	1.7%			157	1.4%
30～34歳	242	3.4%	124	1.8%	471	4.1%	235	2.1%
			118	1.7%			236	2.1%
35～39歳	271	3.9%	140	2.0%	525	4.6%	284	2.5%
			131	1.9%			241	2.1%
40～44歳	409	5.8%	205	2.9%	633	5.5%	333	2.9%
			204	2.9%			300	2.6%
45～49歳	498	7.1%	250	3.6%	716	6.2%	384	3.4%
			248	3.5%			332	2.9%
50～54歳	453	6.5%	231	3.3%	690	6.0%	362	3.2%
			222	3.2%			328	2.9%
55～59歳	471	6.7%	234	3.3%	764	6.7%	387	3.4%
			237	3.4%			377	3.3%
60～64歳	539	7.7%	276	3.9%	947	8.3%	481	4.2%
			263	3.7%			466	4.1%
65～69歳	590	8.4%	296	4.2%	1,144	10.0%	573	5.0%
			294	4.2%			571	5.0%
70～74歳	621	8.8%	294	4.2%	893	7.8%	473	4.1%
			327	4.7%			420	3.7%
75～79歳	583	8.3%	271	3.9%	764	6.7%	363	3.2%
			312	4.4%			401	3.5%
80～84歳	376	5.4%	176	2.5%	621	5.4%	259	2.3%
			200	2.8%			362	3.2%
85～89歳	262	3.7%	90	1.3%	507	4.4%	184	1.6%
			172	2.4%			323	2.8%
90～94歳	135	1.9%	31	0.4%	291	2.5%	68	0.6%
			104	1.5%			223	1.9%
95～99歳	47	0.7%	12	0.2%	66	0.6%	11	0.1%
			35	0.5%			55	0.5%
100歳	5	0.1%	0	0.0%	10	0.1%	3	0.0%
			5	0.1%			7	0.1%
(0～14歳)	641	9.1%	319	4.5%	1,103	9.6%	572	5.0%
			322	4.6%			531	4.6%
(15～64歳)	3,762	53.6%	1,932	27.5%	6,060	52.9%	3,182	27.8%
			1,830	26.1%			2,878	25.1%
(65歳以上)	2,619	37.3%	1,170	16.7%	4,296	37.5%	1,934	16.9%
			1,449	20.6%			2,362	20.6%
(75歳以上)	1,408	20.1%	580	8.3%	2,259	19.7%	888	7.7%
			828	11.8%			1,371	12.0%

2 人口動態

<人口動態調査について>

a. 目的

我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

b. 調査の対象

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。

c. 調査の時期

調査の期間は調査該当年の1月1日から同年12月31日まで

d. 調査の方法

市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。

保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。

都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。

<比率の解説>

出生率・死亡率・婚姻率・離婚率	=	$\frac{\text{1年間の事件数}}{\text{10月1日の人口}}$	× 1,000
自然増減率	=	$\frac{\text{1年間の自然増減数(出生数-死亡数)}}{\text{10月1日の人口}}$	× 1,000
乳児死亡率	=	$\frac{\text{1年間の乳児(出生1年未満)死亡数}}{\text{1年間の出生数}}$	× 1,000
新生児死亡率	=	$\frac{\text{1年間の新生児(生後4週未満)死亡数}}{\text{1年間の出生数}}$	× 1,000
死産率(総数・自然・人工)	=	$\frac{\text{1年間の死産数(妊娠満12週以後)}}{\text{1年間の出産数(出生+死産)}}$	× 1,000
周産期死亡率	=	$\frac{\text{妊娠満22週以後の死産数+早期新生児(生後1週未満)死亡数}}{\text{1年間の出産数(出生+妊娠満22週以後の死産数)}}$	× 1,000
妊娠満22週以後の死産率 (後期死産率)	=	$\frac{\text{1年間の妊娠満22週以後の死産数}}{\text{1年間の出産数(出生+妊娠満22週以後の死産数)}}$	× 1,000
早期新生児死亡率	=	$\frac{\text{1年間の早期新生児(生後1週未満)死亡数}}{\text{1年間の出生数}}$	× 1,000
死因別死亡率	=	$\frac{\text{1年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日の人口}}$	× 100,000
合計特殊出生率	=	$\left[\frac{\text{1年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日の年齢別女性人口}} \right]$	* 15歳から49歳までの合計 (5歳階級で算出する時は5倍する)

<比率算出に用いた人口>

○ 全国・埼玉県

総務省統計局「人口推計(各年10月1日現在)」の日本人人口

※埼玉県の人口は1,000人未満四捨五入(厚生労働省「人口動態統計」で比率算出に用いている数値)

○ 市町

県総務部統計課「埼玉県推計人口(各年10月1日現在)」(総人口)

(1) 人口動態総覧

〔平成30年確定〕

区分		全国	埼玉県	管内計	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	
人口		124,218,285	7,175,000	97,283	61,133	8,172	9,635	6,987	11,356	
出生	率 (人口千対)	7.4	7.1	5.3	5.9	5.6	4.9	3.6	3.3	
	数	918,400	51,241	517	362	46	47	25	37	
	男	470,851	26,296	266	193	18	23	13	19	
	女	447,549	24,945	251	169	28	24	12	18	
死亡	率 (人口千対)	11.0	9.4	15.5	14.7	16.3	15.9	18.2	17.6	
	数	1,362,470	67,726	1,512	899	133	153	127	200	
	男	699,138	37,154	725	439	65	71	55	95	
	女	663,332	30,572	787	460	68	82	72	105	
乳児死亡 (再掲)	率 (出生千対)	1.9	1.7	-	-	-	-	-	-	
	数	1,748	89	-	-	-	-	-	-	
	新生児 死亡 (再掲)	率 (出生千対)	0.9	0.8	-	-	-	-	-	-
		数	801	41	-	-	-	-	-	-
自然増減	率 (人口千対)	-3.6	-2.3	-10.2	-8.8	-10.6	-11.0	-14.6	-14.4	
	数	-444,070	-16,485	-995	-537	-87	-106	-102	-163	
死産	率 (出産千対)	20.9	21.6	15.2	16.3	-	-	-	51.3	
	数	19,614	1,130	8	6	-	-	-	2	
	自然死産	9,252	521	2	2	-	-	-	-	
	人工死産	10,362	609	6	4	-	-	-	2	
周産期死亡	率 (出産千対)	3.3	3.1	3.9	5.5	-	-	-	-	
	数	2,999	160	2	2	-	-	-	-	
	妊娠満22週 以降の死産	2,385	133	2	2	-	-	-	-	
	早期新生児 死亡	614	27	-	-	-	-	-	-	
婚姻	率 (人口千対)	4.7	4.6	3.1	3.1	4.2	2.9	2.9	2.2	
	数	586,481	32,745	298	191	34	28	20	25	
離婚	率 (人口千対)	1.68	1.63	1.37	1.41	1.10	0.62	1.29	2.03	
	数	208,333	11,716	133	86	9	6	9	23	
合計特殊出生率		1.42	1.34	1.22	1.29	1.39	1.26	0.96	0.78	

* 全国:平成30年(2018)人口動態統計(確定数)の概況(厚生労働省)

* 埼玉県及び管内:平成30年埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

[令和元年概数]

区 分		全国	埼玉県	管内計	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
人 口		123,731,176	7,174,000	95,818	60,303	8,059	9,569	6,809	11,078
出 生	率 (人口千対)	7.0	6.7	4.6	5.2	6.0	3.7	1.9	3.1
	数	865,234	48,298	443	313	48	35	13	34
	男	443,430	24,799	214	157	21	16	4	16
	女	421,804	23,499	229	156	27	19	9	18
死 亡	率 (人口千対)	11.2	9.7	15.0	14.3	17.1	14.6	17.8	16.2
	数	1,381,098	69,537	1,439	860	138	140	121	180
	男	707,408	38,143	743	441	77	70	60	95
	女	673,690	31,394	696	419	61	70	61	85
乳児死亡	率 (出生千対)	1.9	1.8	-	-	-	-	-	-
	数	1,654	88	-	-	-	-	-	-
新生児死亡	率 (出生千対)	0.9	0.7	-	-	-	-	-	-
	数	755	36	-	-	-	-	-	-
自然増減	率 (人口千対)	-4.2	-3.0	-10.4	-9.1	-11.2	-11.0	-15.9	-13.2
	数	-515,864	-21,239	-996	-547	-90	-105	-108	-146
死 産	率 (出産千対)	22.0	22.7	32.8	31.0	20.4	78.9	-	28.6
	数	19,449	1,122	15	10	1	3	-	1
	自然死産	8,995	511	5	4	-	-	-	1
	人工死産	10,454	611	10	6	1	3	-	-
周産期死亡	率 (出産千対)	3.4	3.1	2.3	3.2	-	-	-	-
	数	2,956	151	1	1	-	-	-	-
	妊娠満22週以降の死産	2,378	124	1	1	-	-	-	-
	早期新生児死亡	578	27	-	-	-	-	-	-
婚 姻	率 (人口千対)	4.8	4.7	3.2	3.5	3.0	2.6	2.5	2.5
	数	598,965	33,670	305	211	24	25	17	28
離 婚	率 (人口千対)	1.69	1.68	1.58	1.67	1.74	1.67	1.17	1.08
	数	208,489	12,066	151	101	14	16	8	12
合計特殊出生率		1.36	1.27	-	-	-	-	-	-

* 全国:令和元年(2019)人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)

* 埼玉県及び管内:令和元年埼玉県の人口動態概況(概数)(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

(2) 出生

ア 出生数〔出生時の体重・管内・市町別〕

平成30年

	総数	500g 未満	500g ～	1,000g ～	1,500g ～	2,000g ～	2,500g ～	3,000g ～	3,500g ～	4,000g ～	4,500g ～	5,000g 以上	不詳
管内	517	1	1	1	3	43	218	199	46	5	-	-	-
秩父市	362	-	1	-	2	25	153	143	34	4	-	-	-
横瀬町	46	-	-	-	-	6	21	17	2	-	-	-	-
皆野町	47	-	-	-	1	7	18	16	5	-	-	-	-
長瀬町	25	-	-	-	-	2	9	9	4	1	-	-	-
小鹿野町	37	1	-	1	-	3	17	14	1	-	-	-	-

* 埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

日本国外で出生及び日本国籍を持たない子は含まれていない。

イ 出生数〔母の年齢(5歳階級)・管内・市町別〕

平成30年

	総数	15歳 未満	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50歳 以上	不詳
管内	517	-	4	59	157	176	99	20	2	-	-
秩父市	362	-	3	40	109	129	66	13	2	-	-
横瀬町	46	-	-	9	14	16	6	1	-	-	-
皆野町	47	-	1	4	15	10	15	2	-	-	-
長瀬町	25	-	-	2	10	10	2	1	-	-	-
小鹿野町	37	-	-	4	9	11	10	3	-	-	-

* 埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

日本国外で出生及び日本国籍を持たない子は含まれていない。

(3) 死亡数・死因〔死因簡単分類別・埼玉県・管内・市町別〕

平成30年

分類コード	死因簡単分類	埼玉県	管内	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
				合計	899	133	153	127
01000	感染症及び寄生虫症	1,213	29	17	4	2	1	5
01100	腸管感染症	106	2	-	-	1	-	1
01200	結核	97	2	1	-	-	1	-
01201	呼吸器結核	84	1	-	-	-	1	-
01202	その他の結核	13	1	1	-	-	-	-
01300	敗血症	542	9	5	2	1	-	1
01400	ウイルス肝炎	165	12	9	1	-	-	2
01401	B型ウイルス肝炎	22	2	2	-	-	-	-
01402	C型ウイルス肝炎	132	10	7	1	-	-	2
01403	その他のウイルス肝炎	11	-	-	-	-	-	-
01500	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	3	-	-	-	-	-	-
01600	その他の感染症及び寄生虫症	300	4	2	1	-	-	1
02000	新生物<腫瘍>	20,135	355	220	29	37	20	49
02100	悪性新生物<腫瘍>	19,475	343	210	28	36	20	49
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	383	4	2	-	1	1	-
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	670	11	7	1	1	-	2
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	2,492	39	23	6	3	3	4
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	1,880	43	29	3	6	-	5
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	875	20	12	1	2	1	4
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	1,192	25	15	3	2	1	4
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	905	31	20	-	3	3	5
02108	膵の悪性新生物<腫瘍>	1,705	24	16	2	1	1	4
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	44	1	-	-	-	-	1
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	3,821	53	30	5	9	3	6
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	81	1	1	-	-	-	-
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	804	11	7	-	1	1	2
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>	396	2	1	-	-	1	-
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>	271	8	6	-	-	-	2
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	708	14	6	3	-	-	5
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	394	6	2	2	1	-	1
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	153	2	1	-	-	1	-
02118	悪性リンパ腫	675	14	8	1	2	3	-
02119	白血病	396	9	7	-	2	-	-
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	217	2	1	-	-	-	1
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	1,413	23	16	1	2	1	3
02200	その他の新生物<腫瘍>	660	12	10	1	1	-	-
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	148	4	4	-	-	-	-
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	512	8	6	1	1	-	-
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	225	3	2	-	-	-	1
03100	貧血	116	2	2	-	-	-	-
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	109	1	-	-	-	-	1
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	1,144	33	11	13	4	1	4
04100	糖尿病	744	16	9	1	2	1	3
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	400	17	2	12	2	-	1

分類コード	死因簡単分類	埼玉県	管内					
				秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
05000	精神及び行動の障害	1,022	31	23	-	7	1	-
05100	血管性及び詳細不明の認知症	923	27	20	-	6	1	-
05200	その他の精神及び行動の障害	99	4	3	-	1	-	-
06000	神経系の疾患	2,199	36	23	1	3	2	7
06100	髄膜炎	10	-	-	-	-	-	-
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	109	1	1	-	-	-	-
06300	パーキンソン病	495	7	5	-	1	-	1
06400	アルツハイマー病	817	12	7	-	2	-	3
06500	その他の神経系の疾患	768	16	10	1	-	2	3
07000	眼及び付属器の疾患	-	-	-	-	-	-	-
08000	耳及び乳様突起の疾患	1	-	-	-	-	-	-
09000	循環器系の疾患	17,215	444	263	35	52	34	60
09100	高血圧性疾患	350	16	9	-	4	1	2
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	166	9	8	-	-	1	-
09102	その他の高血圧性疾患	184	7	1	-	4	-	2
09200	心疾患(高血圧性を除く)	10,805	251	150	27	20	18	36
09201	慢性リウマチ性心疾患	111	1	-	-	-	-	1
09202	急性心筋梗塞	1,938	56	25	10	2	4	15
09203	その他の虚血性心疾患	3,032	47	32	3	5	3	4
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	526	12	6	-	4	2	-
09205	心筋症	160	1	1	-	-	-	-
09206	不整脈及び伝導障害	1,224	45	29	5	1	1	9
09207	心不全	3,645	86	55	9	8	8	6
09208	その他の心疾患	169	3	2	-	-	-	1
09300	脳血管疾患	4,910	143	81	6	25	12	19
09301	くも膜下出血	614	23	16	1	2	1	3
09302	脳内出血	1,424	39	24	3	4	4	4
09303	脳梗塞	2,724	76	39	2	16	7	12
09304	その他の脳血管疾患	148	5	2	-	3	-	-
09400	大動脈瘤及び解離	859	24	16	1	3	3	1
09500	その他の循環器系の疾患	291	10	7	1	-	-	2
10000	呼吸器系の疾患	9,934	188	125	20	15	10	18
10100	インフルエンザ	165	1	1	-	-	-	-
10200	肺炎	5,481	78	49	9	6	6	8
10300	急性気管支炎	10	-	-	-	-	-	-
10400	慢性閉塞性肺疾患	856	21	12	1	2	-	6
10500	喘息	66	4	2	1	-	1	-
10600	その他の呼吸器系の疾患	3,356	84	61	9	7	3	4
10601	誤嚥性肺炎	1,537	48	38	5	2	1	2
10602	間質性肺疾患	1,058	20	13	2	3	1	1
10603	その他の呼吸器系の疾患(10601及び10602を除く)	761	16	10	2	2	1	1
11000	消化器系の疾患	2,476	52	28	4	5	7	8
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	121	2	2	-	-	-	-
11200	ヘルニア及び腸閉塞	320	5	3	-	1	-	1
11300	肝疾患	862	15	9	2	1	2	1
11301	肝硬変(アルコール性を除く)	466	5	4	-	1	-	-
11302	その他の肝疾患	396	10	5	2	-	2	1
11400	その他の消化器系の疾患	1,173	30	14	2	3	5	6

分類コード	死因簡単分類	埼玉県	管内					
				秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	129	4	4	-	-	-	-
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	441	7	4	1	1	1	-
14000	腎尿路生殖器系の疾患	1,793	51	28	3	6	2	12
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	162	3	1	-	-	-	2
14200	腎不全	1,211	29	17	2	4	2	4
14201	急性腎不全	137	1	1	-	-	-	-
14202	慢性腎不全	839	18	10	2	4	2	-
14203	詳細不明の腎不全	235	10	6	-	-	-	4
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	420	19	10	1	2	-	6
15000	妊娠, 分娩及び産じょく	2	-	-	-	-	-	-
16000	周産期に発生した病態	19	-	-	-	-	-	-
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	-	-	-	-	-	-	-
16200	出産外傷	-	-	-	-	-	-	-
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	11	-	-	-	-	-	-
16400	周産期に特異的な感染症	2	-	-	-	-	-	-
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	3	-	-	-	-	-	-
16600	その他の周産期に発生した病態	3	-	-	-	-	-	-
17000	先天奇形, 変形及び染色体異常	113	4	1	-	1	1	1
17100	神経系の先天奇形	6	1	1	-	-	-	-
17200	循環器系の先天奇形	47	-	-	-	-	-	-
17201	心臓の先天奇形	31	-	-	-	-	-	-
17202	その他の循環器系の先天奇形	16	-	-	-	-	-	-
17300	消化器系の先天奇形	3	-	-	-	-	-	-
17400	その他の先天奇形及び変形	27	2	-	-	-	1	1
17500	染色体異常, 他に分類されないもの	30	1	-	-	1	-	-
18000	症状, 徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	6,556	186	96	14	11	39	26
18100	老衰	4,322	161	81	12	10	37	21
18200	乳幼児突然死症候群	5	-	-	-	-	-	-
18300	その他の症状, 徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	2,229	25	15	2	1	2	5
20000	傷病及び死亡の外因	3,109	89	54	9	9	8	9
20100	不慮の事故	1,661	59	36	5	4	7	7
20101	交通事故	221	7	6	-	-	-	1
20102	転倒・転落・墜落	444	28	15	4	2	5	2
20103	不慮の溺死及び溺水	176	2	-	-	-	2	-
20104	不慮の窒息	386	8	3	1	1	-	3
20105	煙, 火及び火炎への曝露	51	1	1	-	-	-	-
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	21	-	-	-	-	-	-
20107	その他の不慮の事故	362	13	11	-	1	-	1
20200	自殺	1,176	22	12	4	4	1	1
20300	他殺	19	-	-	-	-	-	-
20400	その他の外因	253	8	6	-	1	-	1
22000	特殊目的用コード	-	-	-	-	-	-	-
22100	重症急性呼吸器症候群[SARS]	-	-	-	-	-	-	-
22200	その他の特殊目的用コード	-	-	-	-	-	-	-

* 埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

(4) 死亡率順位〔死因別・管内〕

年次	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率
平成8年	悪性新生物	2.47	脳血管疾患	1.72	心疾患(高血圧性を除く)	1.41	肺炎	0.68	不慮の事故	0.36
平成9年	悪性新生物	2.47	脳血管疾患	1.82	心疾患(高血圧性を除く)	1.48	肺炎	0.92	不慮の事故	0.42
平成10年	悪性新生物	2.71	脳血管疾患	1.83	心疾患(高血圧性を除く)	1.65	肺炎	0.79	不慮の事故	0.45
平成11年	悪性新生物	2.64	脳血管疾患	1.59	心疾患(高血圧性を除く)	1.46	肺炎	0.94	不慮の事故	0.38
平成12年	悪性新生物	2.67	心疾患(高血圧性を除く)	1.76	脳血管疾患	1.72	肺炎	0.80	不慮の事故	0.36
平成13年	悪性新生物	2.74	脳血管疾患	1.61	心疾患(高血圧性を除く)	1.53	肺炎	0.75	不慮の事故	0.37
平成14年	悪性新生物	3.04	心疾患(高血圧性を除く)	1.65	脳血管疾患	1.28	肺炎	0.89	不慮の事故	0.35
平成15年	悪性新生物	2.82	心疾患(高血圧性を除く)	1.59	脳血管疾患	1.41	肺炎	0.70	不慮の事故	0.43
平成16年	悪性新生物	3.07	脳血管疾患	1.73	心疾患(高血圧性を除く)	1.52	肺炎	0.94	不慮の事故 老衰	0.40
平成17年	悪性新生物	3.18	心疾患(高血圧性を除く)	2.01	脳血管疾患	1.75	肺炎	1.08	不慮の事故	0.54
平成18年	悪性新生物	3.10	心疾患(高血圧性を除く)	1.80	脳血管疾患	1.30	肺炎	0.99	不慮の事故	0.48
平成19年	悪性新生物	3.00	心疾患(高血圧性を除く)	2.10	脳血管疾患	1.80	肺炎	1.19	老衰	0.53
平成20年	悪性新生物	3.30	心疾患(高血圧性を除く)	1.90	脳血管疾患	1.70	肺炎	1.19	老衰	0.78
平成21年	悪性新生物	3.43	心疾患(高血圧性を除く)	1.82	脳血管疾患	1.75	肺炎	1.07	老衰	0.73
平成22年	悪性新生物	3.58	心疾患(高血圧性を除く)	2.38	脳血管疾患	1.44	肺炎	1.20	老衰	0.73
平成23年	悪性新生物	3.52	心疾患(高血圧性を除く)	2.41	脳血管疾患	1.48	肺炎	0.97	老衰	0.87
平成24年	悪性新生物	3.47	心疾患(高血圧性を除く)	2.37	脳血管疾患	1.49	肺炎	1.16	老衰	1.01
平成25年	悪性新生物	3.61	心疾患(高血圧性を除く)	2.69	脳血管疾患	1.49	肺炎	1.17	老衰	0.91
平成26年	悪性新生物	3.54	心疾患(高血圧性を除く)	2.67	脳血管疾患	1.32	老衰	1.25	肺炎	1.21
平成27年	悪性新生物	3.52	心疾患(高血圧性を除く)	2.39	老衰	1.47	脳血管疾患	1.34	肺炎	1.31
平成28年	悪性新生物	3.51	心疾患(高血圧性を除く)	2.51	老衰	1.43	脳血管疾患	1.41	肺炎	1.00
平成29年	悪性新生物 <腫瘍>	3.61	心疾患(高血圧性を除く)	2.80	老衰	1.45	脳血管疾患	1.22	肺炎	0.80
平成30年	悪性新生物 <腫瘍>	3.53	心疾患(高血圧性を除く)	2.58	老衰	1.65	脳血管疾患	1.47	肺炎	0.80

* 死亡率に用いた数値(死亡率:人口千対)

死亡数: 埼玉県保健統計年報 平成16年まで「死亡数(年齢(5歳階級)・性・死因(死因簡単分類)・保健所・市町村別)」、平成17年以降「死亡数(死因(選択死因)・性・保健所・市区町村別)」(埼玉県保健医療部保健医療政策課)【注意:年によって表題が異なる場合あり】

人口: 国勢調査年は「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(日本人人口)」(総務省統計局)、それ以外の年は「埼玉県推計人口(10月1日現在)(総人口)」(埼玉県総務部統計課)

(5) がんの死亡数〔部位別・管内〕

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)
総数	364	100.0	358	100.0	352	100.0	356	100.0	343	100.0
口唇、口腔及び咽頭	4	1.1	6	1.7	6	1.7	4	1.1	4	1.2
食道	8	2.2	9	2.5	9	2.6	10	2.8	11	3.2
胃	37	10.2	40	11.2	48	13.6	38	10.7	39	11.4
結腸	38	10.4	34	9.5	42	11.9	46	12.9	43	12.5
直腸S状結腸移行部 及び直腸	15	4.1	8	2.2	16	4.5	13	3.7	20	5.8
肝及び肝内胆管	46	12.6	44	12.3	30	8.5	28	7.9	25	7.3
胆のう及びその他の胆道	27	7.4	19	5.3	21	6.0	21	5.9	31	9.0
膵	22	6.0	36	10.1	22	6.3	33	9.3	24	7.0
喉頭	2	0.5	1	0.3	2	0.6	1	0.3	1	0.3
気管、気管支及び肺	58	15.9	58	16.2	60	17.0	47	13.2	53	15.5
皮膚	2	0.5	1	0.3	2	0.6	1	0.3	1	0.3
乳房	12	3.3	15	4.2	11	3.1	11	3.1	11	3.2
子宮	5	1.4	4	1.1	7	2.0	4	1.1	2	0.6
卵巣	5	1.4	5	1.4	4	1.1	6	1.7	8	2.3
前立腺	13	3.6	11	3.1	17	4.8	16	4.5	14	4.1
膀胱	12	3.3	7	2.0	8	2.3	17	4.8	6	1.7
中枢神経系	2	0.5	6	1.7	4	1.1	2	0.6	2	0.6
悪性リンパ腫	11	3.0	14	3.9	6	1.7	14	3.9	14	4.1
白血病	5	1.4	12	3.4	10	2.8	8	2.2	9	2.6
その他のリンパ組織、 造血組織及び関連組織	6	1.6	5	1.4	3	0.9	6	1.7	2	0.6
その他	34	9.3	23	6.4	24	6.8	30	8.4	23	6.7

* 埼玉県保健統計年報「死亡数(年齢(5歳階級)・性・死因(死因简单分類)・保健所・市町村別)」(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

【注意】()内の記載順が異なるなど、年によって表題が異なる場合あり

(6) 諸率の年次推移〔全国・埼玉県・秩父保健所管内〕

○ 各率の算定に用いている人口

全 国	国勢調査年 = 「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(日本人人口)」(総務省統計局)
埼 玉 県	通常年 = 「10月1日現在推計人口(日本人人口)」(総務省統計局) ※埼玉県の人口は1,000人未満四捨五入(厚生労働省「人口動態統計」で比率算出に用いている数値)
秩父保健所管内	国勢調査年 = 「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(日本人人口)」(総務省統計局) 通常年 = 「埼玉県推計人口(10月1日現在)(総人口)」(埼玉県総務部統計課)

○ これらの表を作成するにあたり使用した資料

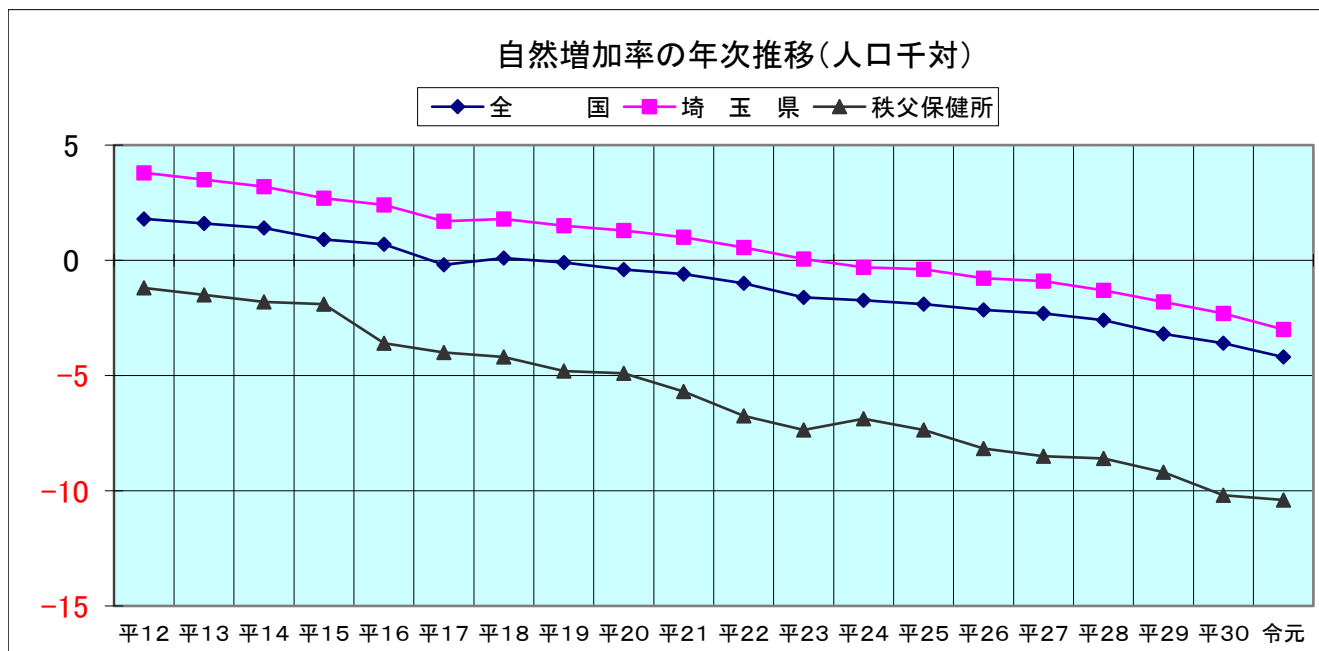
全 国	「厚生統計要覧」、「令和元年(2019)人口動態統計(確定数)の概況」(厚生労働省)
埼 玉 県	「平成11年～16年人口動態統計(確定数)」(厚生労働省)、「平成11年～30年埼玉県保健統計年報」、「平成30年埼玉県の人口動態概況(確定数)」、「令和元年埼玉県の人口動態概況(概数)」(埼玉県保健医療部保健医療政策課〔旧健康福祉部健康福祉政策課〕)
秩父保健所管内	

※ 平成30年9月に、厚生労働省が三重県の人口動態調査の報告漏れについて公表し、その後、全都道府県に対し、報告漏れ調査が行われました。この結果、平成16・18・21～29年の都道府県からの報告漏れ(平成31年3月29日公表)について、再集計・データの更新が行われました。

※ 令和2年度版秩父保健所事業概要作成に当たり、過去の調査結果の一部については、厚生労働省及び埼玉県保健医療部保健医療政策課が公表している数値に統一しています。令和元年度までの事業概要に掲載されている数値とは一致しない年がありますので、年次推移を利用する場合には御留意ください。

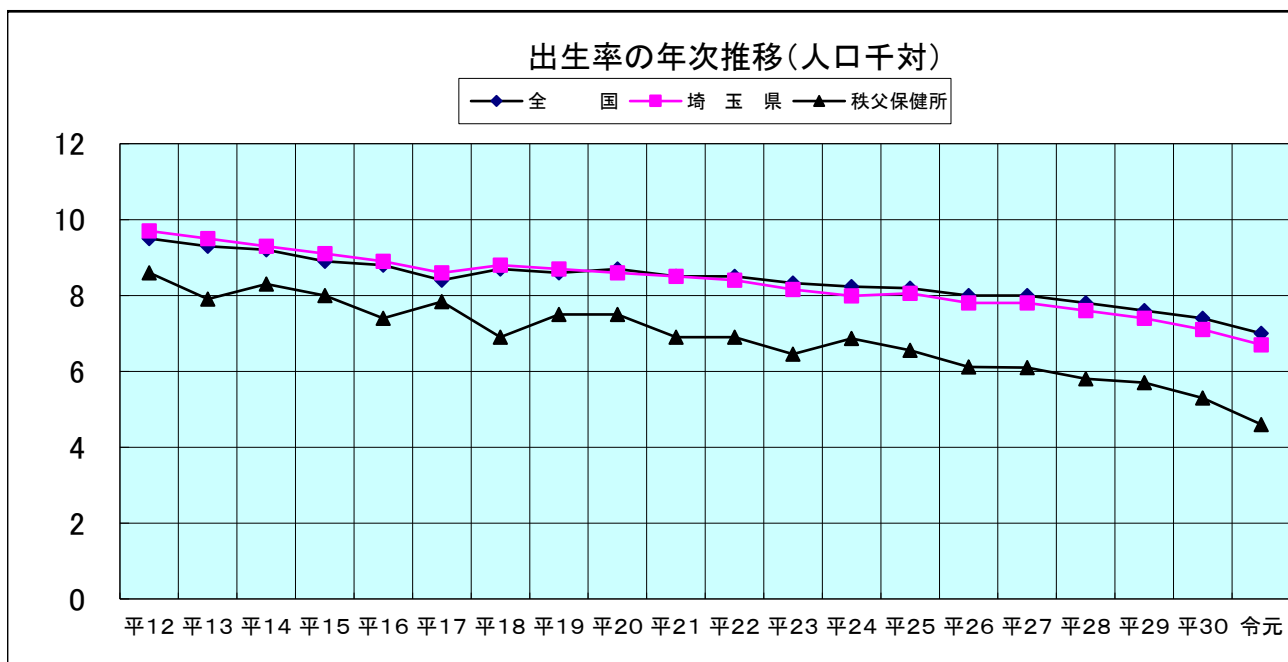
※ 令和元年の数値は概数のため、後日公表される確定数による数値とは異なる場合があります。

ア 自然増加率の推移



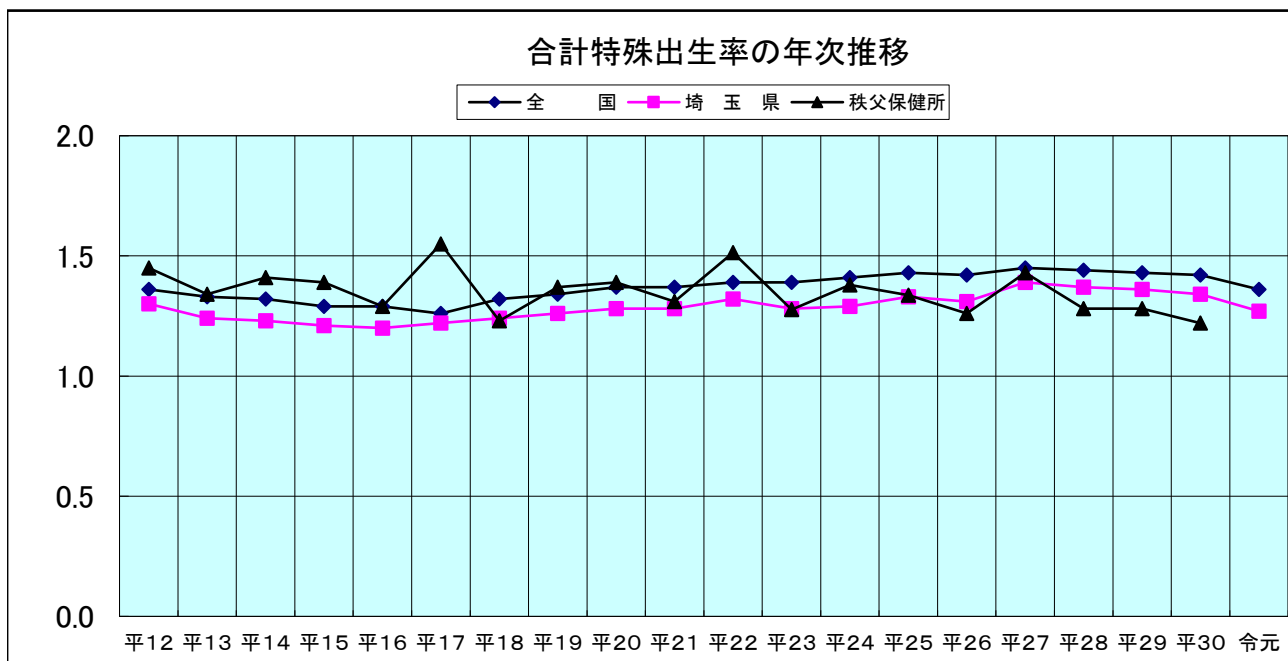
	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元
全 国	1.8	1.6	1.4	0.9	0.7	-0.2	0.1	-0.1	-0.4	-0.6	-1.0	-1.6	-1.7	-1.9	-2.1	-2.3	-2.6	-3.2	-3.6	-4.2
埼 玉 県	3.8	3.5	3.2	2.7	2.4	1.7	1.8	1.5	1.3	1.0	0.6	0.1	-0.3	-0.4	-0.8	-0.9	-1.3	-1.8	-2.3	-3.0
秩父保健所	-1.2	-1.5	-1.8	-1.9	-3.6	-4.0	-4.2	-4.8	-4.9	-5.7	-6.8	-7.4	-6.9	-7.4	-8.2	-8.5	-8.6	-9.2	-10.2	-10.4

イ 出生率の推移



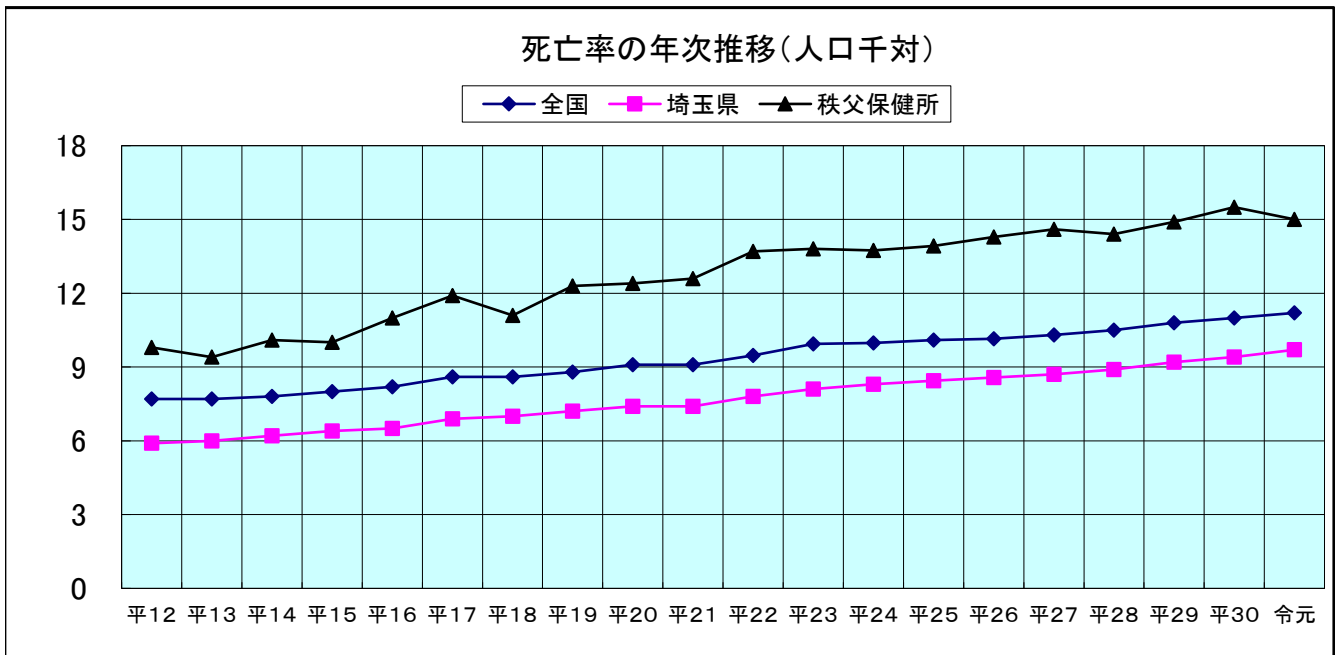
	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元
全 国	9.5	9.3	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0
埼 玉 県	9.7	9.5	9.3	9.1	8.9	8.6	8.8	8.7	8.6	8.5	8.4	8.2	8.0	8.1	7.8	7.8	7.6	7.4	7.1	6.7
秩父保健所	8.6	7.9	8.3	8.0	7.4	7.8	6.9	7.5	7.5	6.9	6.9	6.4	6.9	6.6	6.1	6.1	5.8	5.7	5.3	4.6

ウ 合計特殊出生率の推移



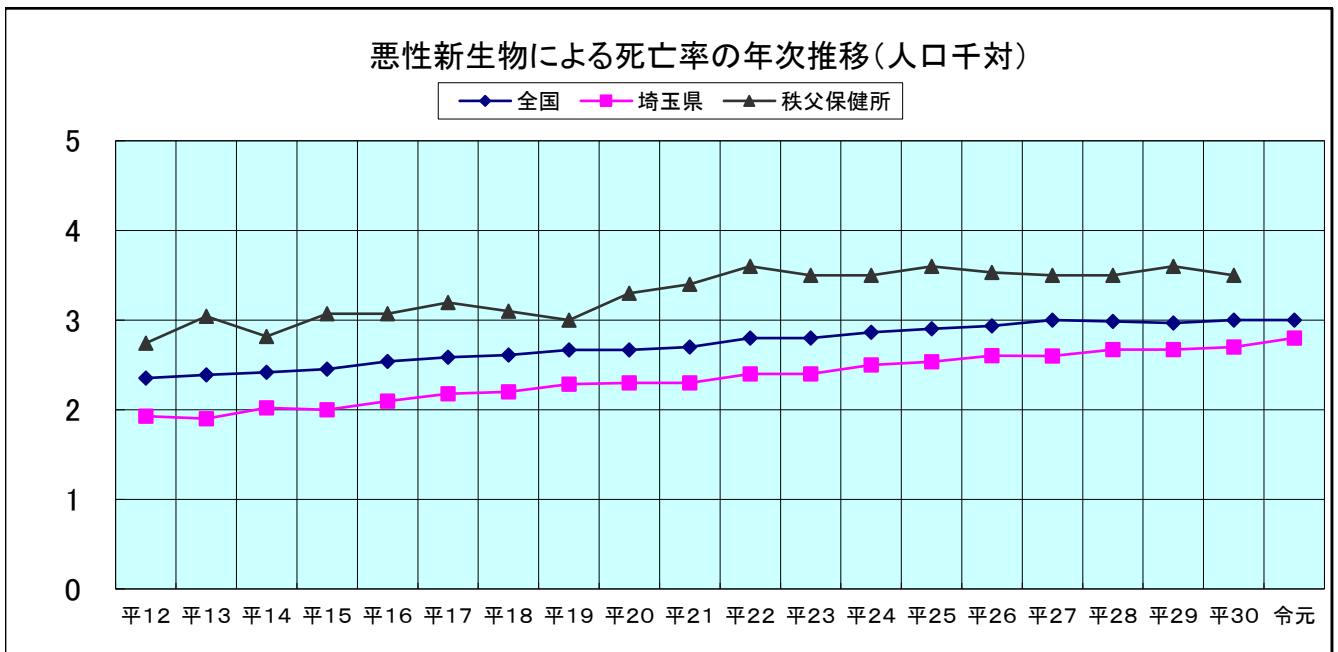
	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元
全 国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36
埼 玉 県	1.30	1.24	1.23	1.21	1.20	1.22	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29	1.33	1.31	1.39	1.37	1.36	1.34	1.27
秩父保健所	1.45	1.34	1.41	1.39	1.29	1.55	1.23	1.37	1.39	1.31	1.51	1.28	1.38	1.34	1.26	1.43	1.28	1.28	1.22	

エ 死亡率の推移〔全死亡及び三大死因〕



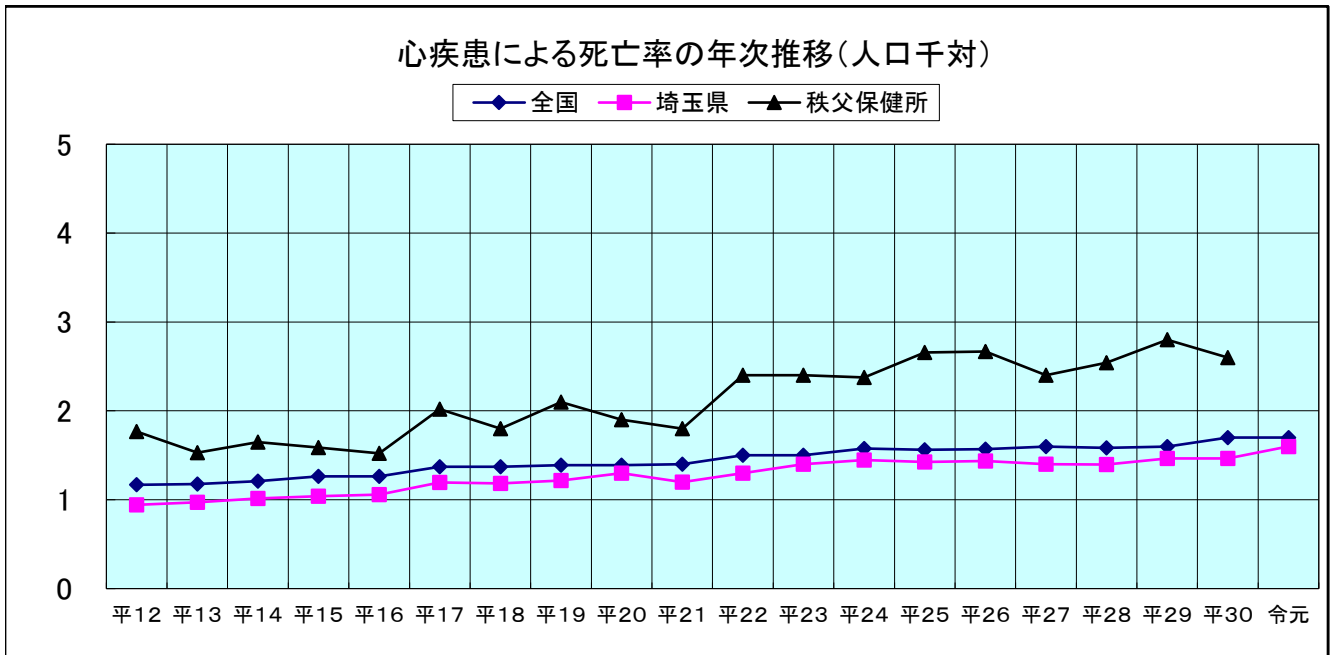
	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元
全 国	7.7	7.7	7.8	8.0	8.2	8.6	8.6	8.8	9.1	9.1	9.5	9.9	10.0	10.1	10.1	10.3	10.5	10.8	11.0	11.2
埼 玉 県	5.9	6.0	6.2	6.4	6.5	6.9	7.0	7.2	7.4	7.4	7.8	8.1	8.3	8.4	8.6	8.7	8.9	9.2	9.4	9.7
秩父保健所	9.8	9.4	10.1	10.0	11.0	11.9	11.1	12.3	12.4	12.6	13.7	13.8	13.7	13.9	14.3	14.6	14.4	14.9	15.5	15.0

〔 悪性新生物 〕



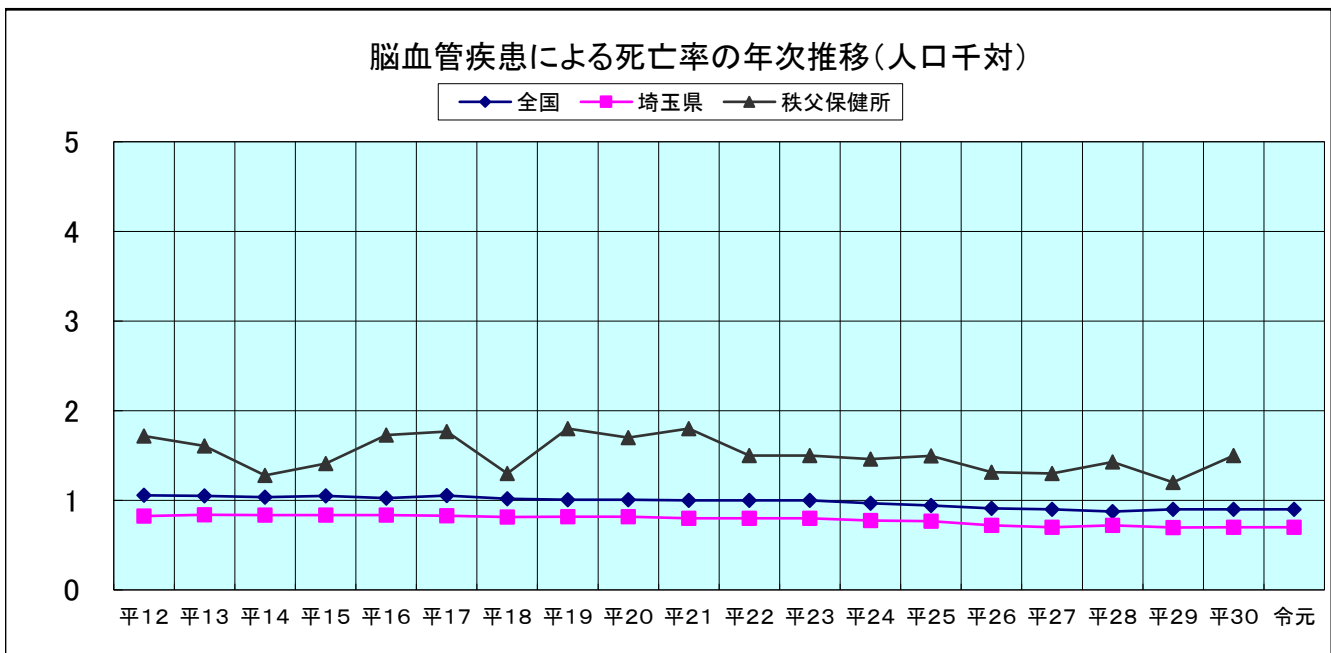
	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元
全 国	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
埼 玉 県	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8
秩父保健所	2.7	3.0	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.0	3.3	3.4	3.6	3.5	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	3.6	3.5	3.5

[心 疾 患]



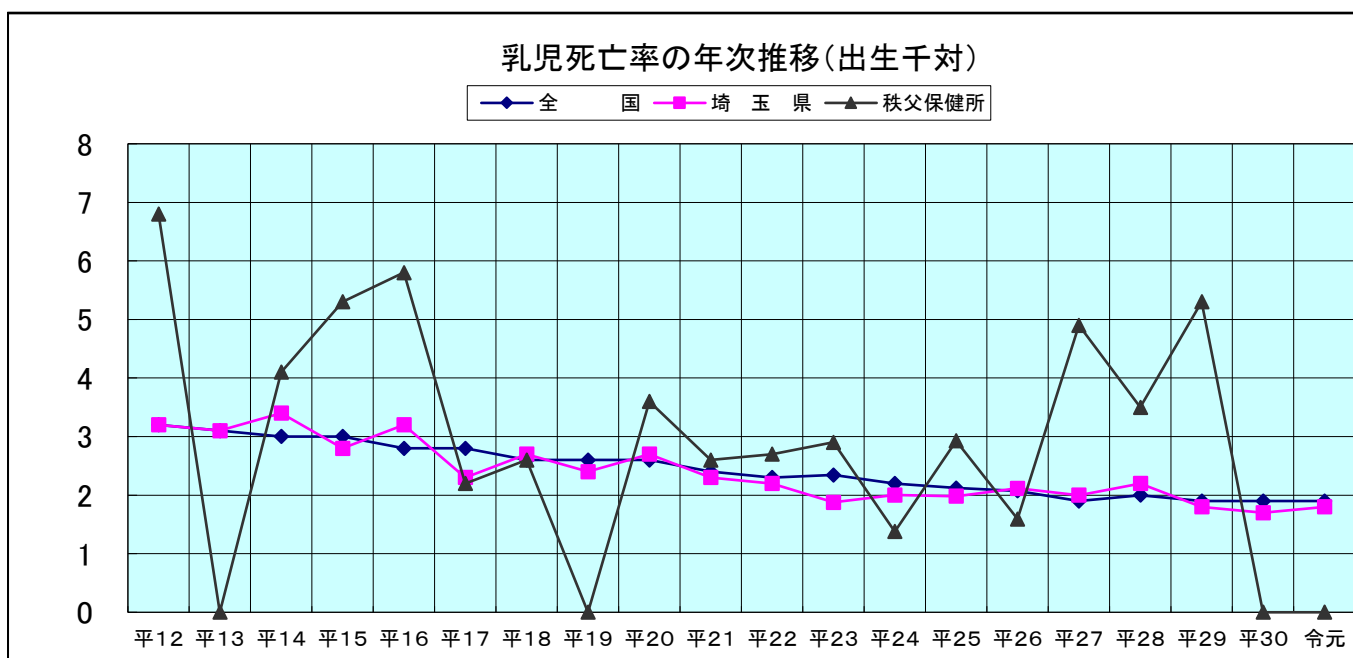
	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元
全 国	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7
埼 玉 県	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6
秩父保健所	1.8	1.5	1.6	1.6	1.5	2.0	1.8	2.1	1.9	1.8	2.4	2.4	2.4	2.7	2.7	2.4	2.5	2.8	2.6	

[脳 血 管 疾 患]



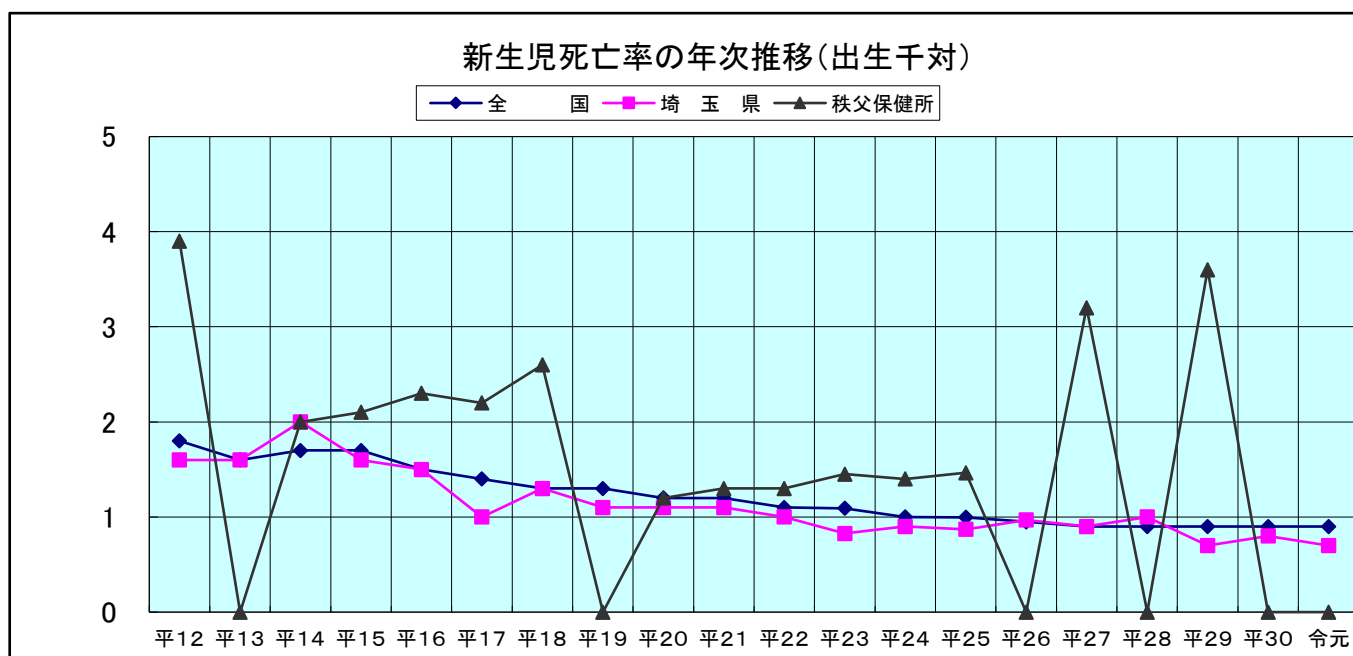
	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元
全 国	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
埼 玉 県	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
秩父保健所	1.7	1.6	1.3	1.4	1.7	1.8	1.3	1.8	1.7	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	1.3	1.3	1.4	1.2	1.5	

オ 乳児死亡率の推移



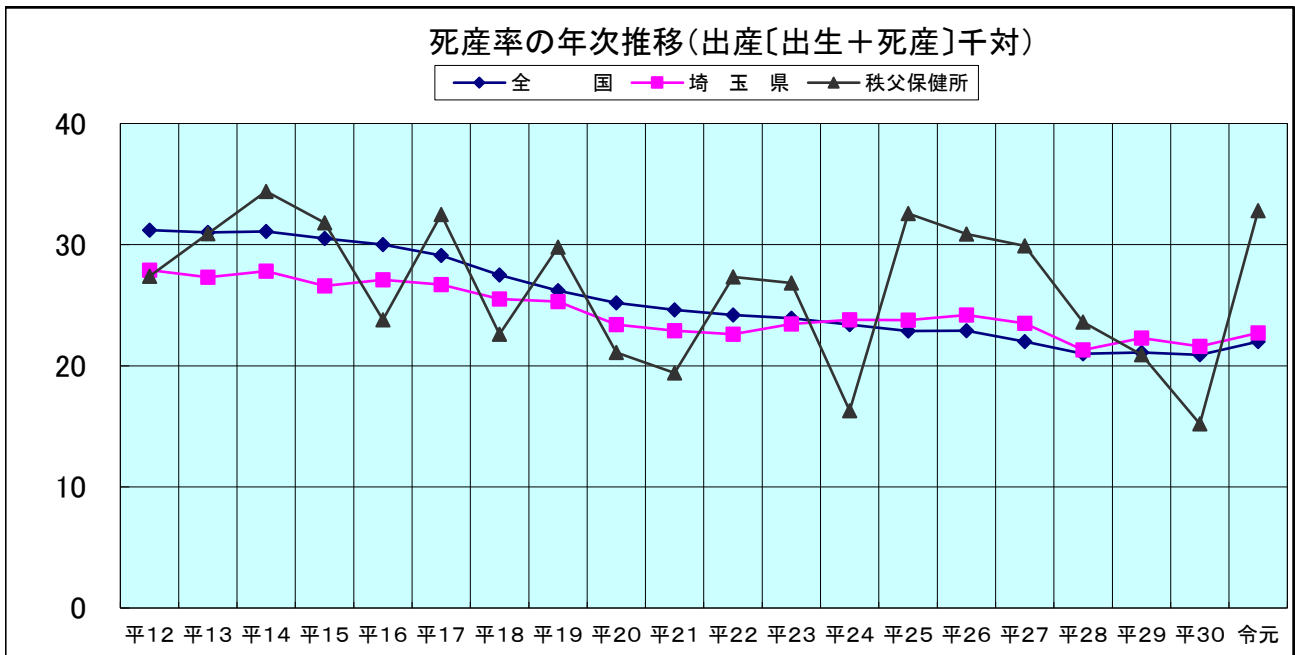
	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和
全 国	3.2	3.1	3.0	3.0	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9
埼 玉 県	3.2	3.1	3.4	2.8	3.2	2.3	2.7	2.4	2.7	2.3	2.2	1.9	2.0	2.0	2.1	2.0	2.2	1.8	1.7	1.8
秩父保健所	6.8	-	4.1	5.3	5.8	2.2	2.6	-	3.6	2.6	2.7	2.9	1.4	2.9	1.6	4.9	3.5	5.3	-	-

カ 新生児死亡率の推移



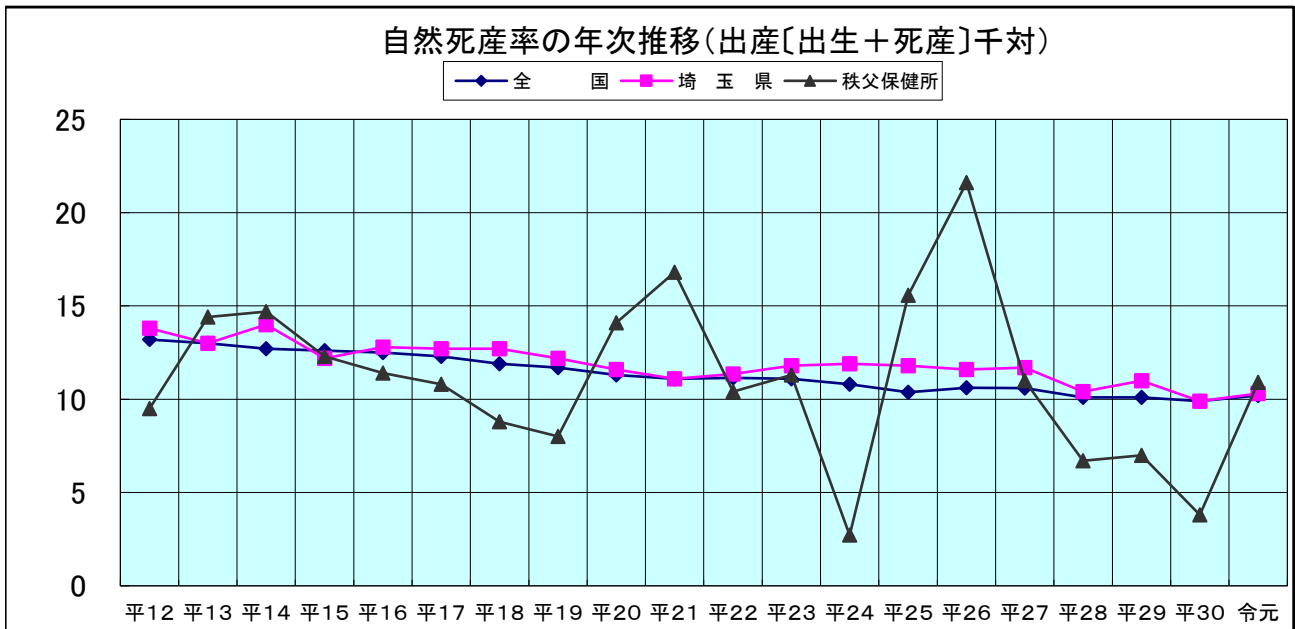
	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和
全 国	1.8	1.6	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
埼 玉 県	1.6	1.6	2.0	1.6	1.5	1.0	1.3	1.1	1.1	1.1	1.0	0.8	0.9	0.9	1.0	0.9	1.0	0.7	0.8	0.7
秩父保健所	3.9	-	2.0	2.1	2.3	2.2	2.6	-	1.2	1.3	1.3	1.5	1.4	1.5	-	3.2	-	3.6	-	-

キ 死産率の推移



	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元
全 国	31.2	31.0	31.1	30.5	30.0	29.1	27.5	26.2	25.2	24.6	24.2	23.9	23.4	22.9	22.9	22.0	21.0	21.1	20.9	22.0
埼 玉 県	27.9	27.3	27.8	26.6	27.1	26.7	25.5	25.3	23.4	22.9	22.6	23.4	23.8	23.8	24.2	23.5	21.3	22.3	21.6	22.7
秩父保健所	27.4	30.9	34.4	31.8	23.8	32.5	22.6	29.8	21.1	19.4	27.3	26.8	16.3	32.6	30.9	29.9	23.6	20.9	15.2	32.8

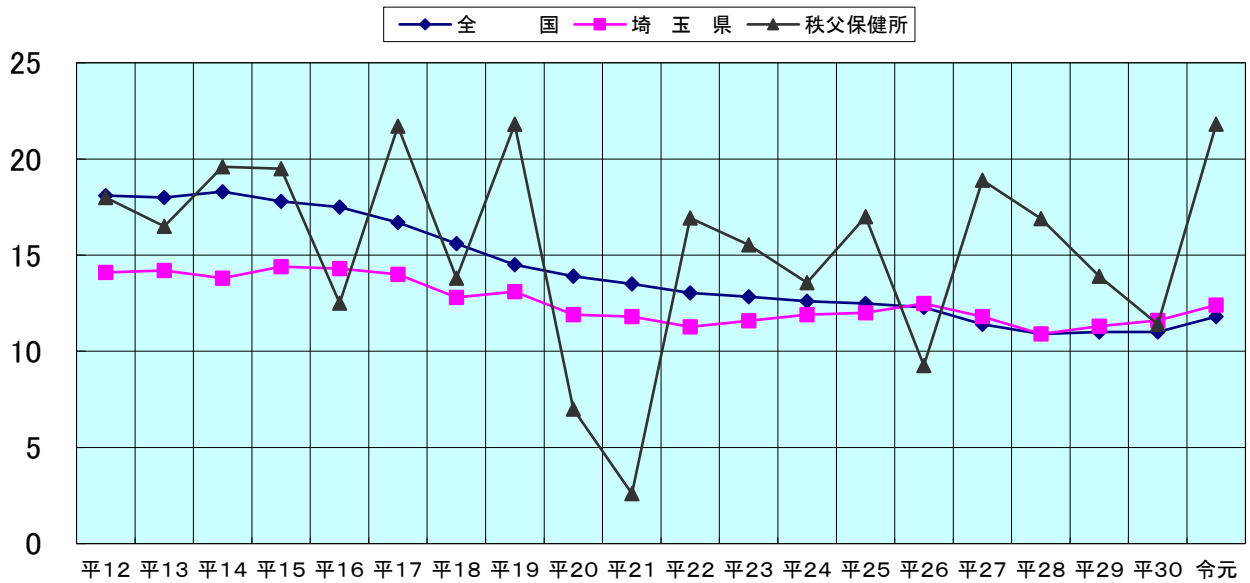
〔自然死産率〕



	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元
全 国	13.2	13.0	12.7	12.6	12.5	12.3	11.9	11.7	11.3	11.1	11.2	11.1	10.8	10.4	10.6	10.6	10.1	10.1	9.9	10.2
埼 玉 県	13.8	13.0	14.0	12.2	12.8	12.7	12.7	12.2	11.6	11.1	11.3	11.8	11.9	11.8	11.6	11.7	10.4	11.0	9.9	10.3
秩父保健所	9.5	14.4	14.7	12.3	11.4	10.8	8.8	8.0	14.1	16.8	10.4	11.3	2.7	15.6	21.6	11.0	6.7	7.0	3.8	10.9

〔人工死産率〕

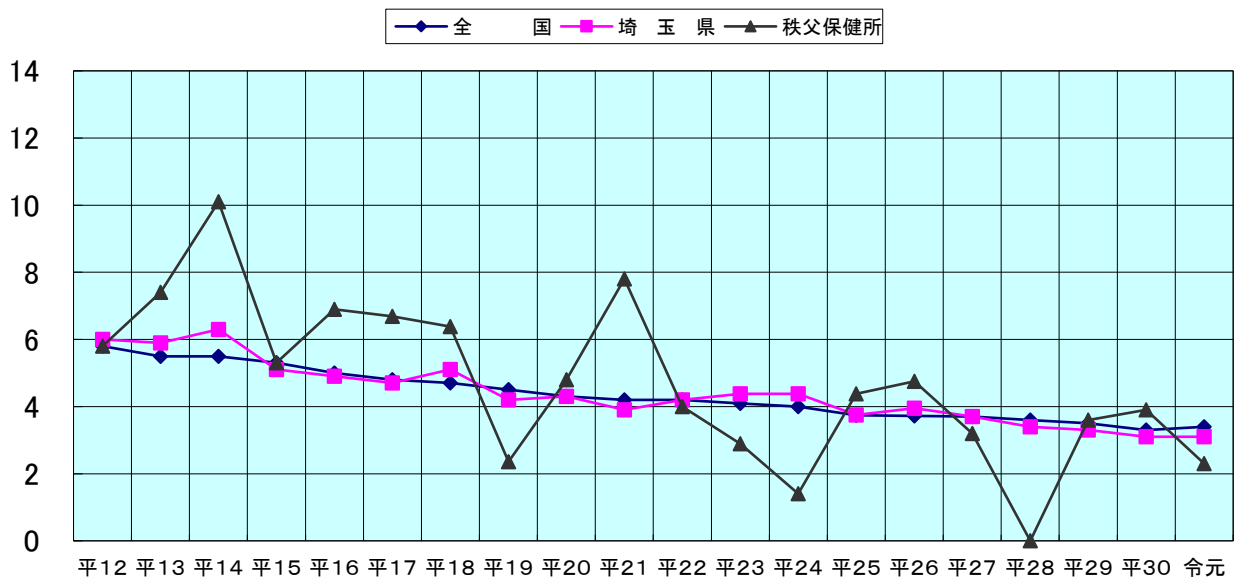
人工死産率の年次推移(出産〔出生＋死産〕千対)



	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和
全 国	18.1	18.0	18.3	17.8	17.5	16.7	15.6	14.5	13.9	13.5	13.0	12.8	12.6	12.5	12.3	11.4	10.9	11.0	11.0	11.8
埼 玉 県	14.1	14.2	13.8	14.4	14.3	14.0	12.8	13.1	11.9	11.8	11.3	11.6	11.9	12.0	12.5	11.8	10.9	11.3	11.6	12.4
秩父保健所	18.0	16.5	19.6	19.5	12.5	21.7	13.8	21.8	7.0	2.6	16.9	15.5	13.6	17.0	9.3	18.9	16.9	13.9	11.4	21.8

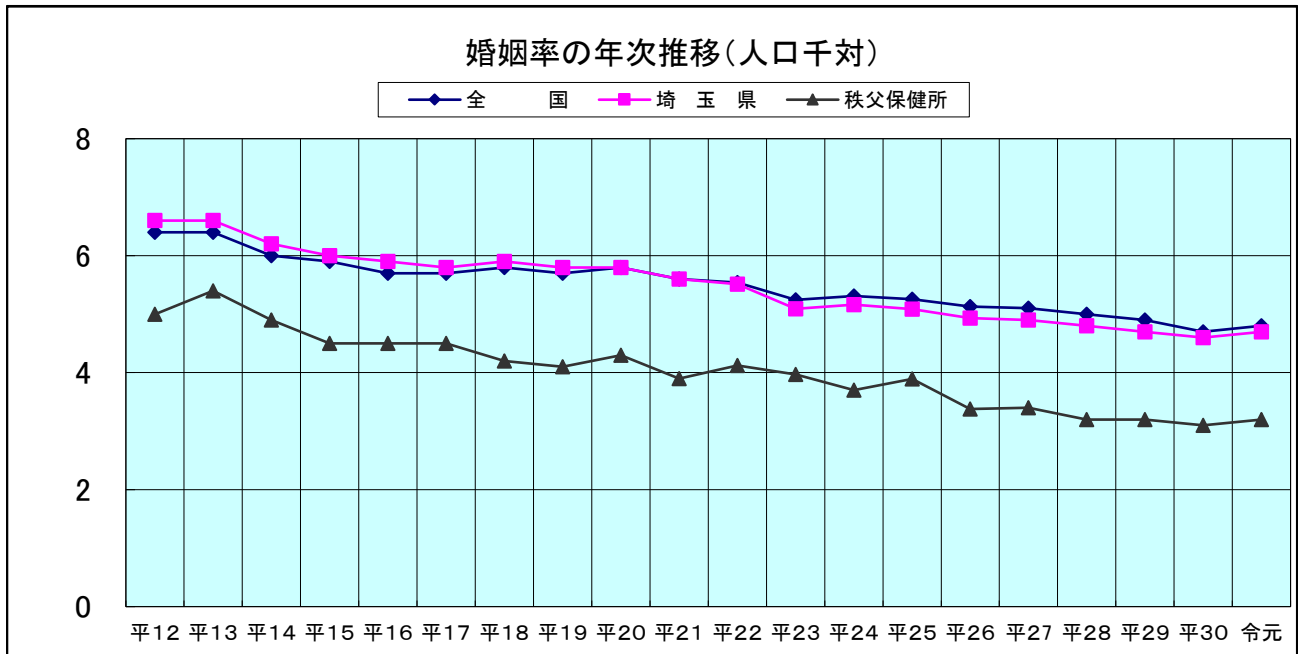
ク 周産期死亡率の推移

周産期死亡率の年次推移(〔出生＋妊娠満22週以降の死産〕千対)



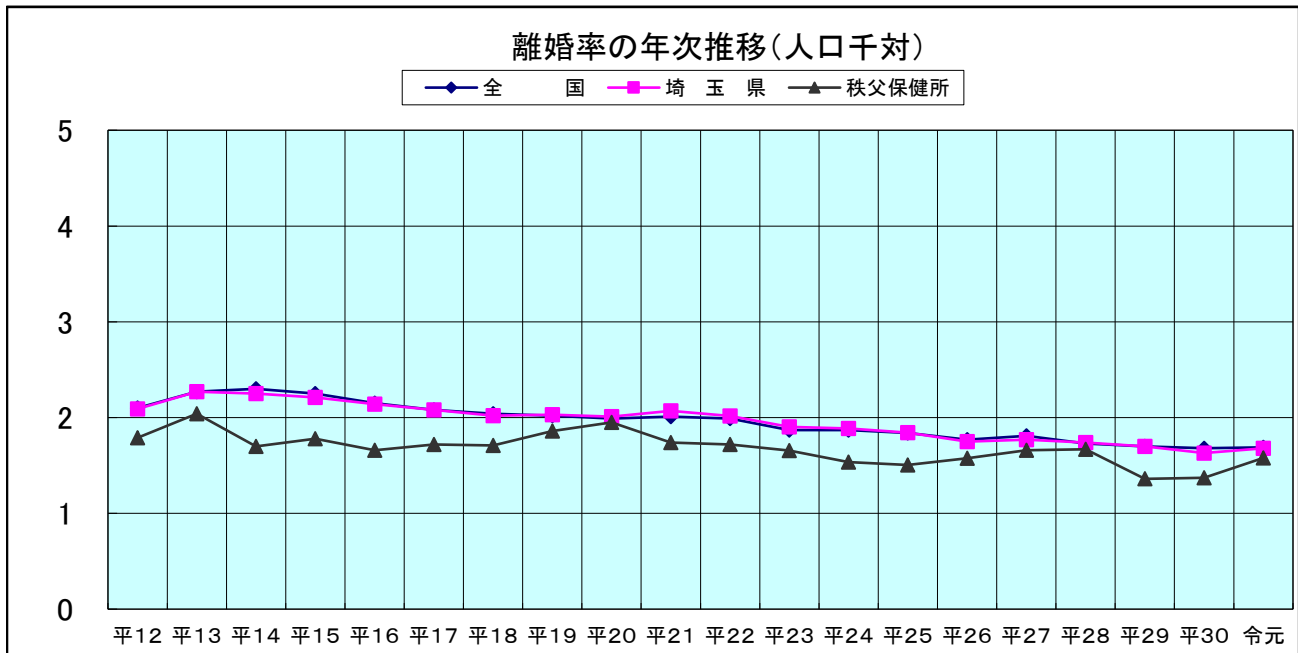
	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和
全 国	5.8	5.5	5.5	5.3	5.0	4.8	4.7	4.5	4.3	4.2	4.2	4.1	4.0	3.7	3.7	3.7	3.6	3.5	3.3	3.4
埼 玉 県	6.0	5.9	6.3	5.1	4.9	4.7	5.1	4.2	4.3	3.9	4.2	4.4	4.4	3.7	4.0	3.7	3.4	3.3	3.1	3.1
秩父保健所	5.8	7.4	10.1	5.3	6.9	6.7	6.4	2.4	4.8	7.8	4.0	2.9	1.4	4.4	4.8	3.2	-	3.6	3.9	2.3

ケ 婚姻率の推移



	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元
全 国	6.4	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7	4.8
埼 玉 県	6.6	6.6	6.2	6.0	5.9	5.8	5.9	5.8	5.8	5.6	5.5	5.1	5.2	5.1	4.9	4.9	4.8	4.7	4.6	4.7
秩父保健所	5.0	5.4	4.9	4.5	4.5	4.5	4.2	4.1	4.3	3.9	4.1	4.0	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.1	3.2

コ 離婚率の推移



	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元
全 国	2.10	2.27	2.30	2.25	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70	1.68	1.69
埼 玉 県	2.09	2.27	2.25	2.21	2.14	2.08	2.02	2.03	2.01	2.07	2.02	1.90	1.89	1.84	1.75	1.77	1.74	1.70	1.63	1.68
秩父保健所	1.79	2.04	1.70	1.78	1.66	1.72	1.71	1.86	1.95	1.74	1.72	1.66	1.53	1.51	1.58	1.66	1.67	1.36	1.37	1.58

第5 参考資料

1 秩父保健所感染症診査協議会委員 令和2年11月1日現在

氏名	委員構成
石塚 史郎	医師
奥野 暁子	医師
佐藤 洋一	司法書士

2 埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会委員 令和2年11月1日現在

氏名	所属団体及び役職名
井上 靖	秩父郡市医師会 会長
平沼 清史	秩父郡市歯科医師会 会長
今泉 直樹	秩父郡市薬剤師会 会長
島村 寿男	秩父市立病院 病院長
吉川 信一郎	つむぎ診療所 院長
西 秀夫	秩父脳外科内科クリニック 院長
松本 靖	秩父市保健医療部 次長兼保険年金課長
飯島 玲子	秩父市立病院 看護部長
長妻 容子	横瀬町母子愛育会 会長
山口 アヤ子	秩父市食生活改善推進員協議会 会長
横田 佳子	秩父市 保健医療部長
平沼 朋子	横瀬町 健康づくり課長
浅見 幸弘	皆野町 健康福祉課長兼参事
中畝 康雄	長瀬町 健康福祉課長
大久保 築世	小鹿野町 保健課長
町田 進	秩父消防本部 消防長
大木 正仁	秩父福祉事務所 所長
関井 秀明	秩父保健所 所長

3 埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会 地域医療構想作業部会委員

令和2年11月1日現在

氏名	所属団体及び役職名
西 秀夫	秩父郡市医師会 副会長
平沼 清史	秩父郡市歯科医師会 会長

今泉 直樹	秩父郡市薬剤師会 会長
島村 寿男	秩父市立病院 病院長
花輪 峰夫	医療法人花仁会 秩父病院 院長
山田 昌樹	医療生協さいたま生活協同組合 秩父生協病院 院長
桂 浩二	医療法人俊仁会 秩父第一病院 院長
本強矢 郁夫	本強矢整形外科病院 院長
清水 大貴	医療法人彩清会 清水病院 理事長
若山 昌彦	埼玉医療生活協同組合 皆野病院 院長
内田 望	国民健康保険町立小鹿野中央病院 院長
青木 伸一	全国健康保険協会埼玉支部 業務グループ長
松本 靖	秩父市保健医療部 次長兼保険年金課長
飯島 玲子	秩父市立病院 看護部長
横田 佳子	秩父市 保健医療部長
平沼 朋子	横瀬町 健康づくり課長
浅見 幸弘	皆野町 健康福祉課長兼参事
中畝 康雄	長瀨町 健康福祉課長
大久保 築世	小鹿野町 保健課長
関井 秀明	秩父保健所 所長

4 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会委員

令和2年11月1日現在

氏 名	所属団体及び役職名
大久保 毅	医療法人俊仁会 秩父第一病院 副院長兼在宅診療部長
宍戸 美智代	秩父訪問看護ステーション 所長
小泉 忠弘	秩父市 障がい者福祉課 主幹
邊見 翔吾	横瀬町 健康づくり課 主事
設楽 久美子	皆野町 健康福祉課 主査
福島 陽子	長瀨町 健康福祉課 副主幹
大久保 順子	小鹿野町 保健課 主任保健師
宮崎 廣志	秩父公共職業安定所 統括職業指導官
黒沢 武徳	秩父消防本部 警防課 主席主幹
関井 秀明	秩父保健所 所長

5 関係団体

令和2年11月1日現在

団体名	会長（代表者）	備考
秩父郡市医師会	井上 靖	
秩父郡市歯科医師会	平沼 清史	
秩父郡市薬剤師会	今泉 直樹	
秩父保健所管内食品環境衛生協会	島田 憲明	
秩父保健所管内狂犬病予防協会	島崎 健司	
秩父保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	土橋 元孝	
秩父保健所管内調理師会	若林 富雄	
秩父郡市精神保健福祉会	山崎 かや	
秩父地域保健師会	原 恵子	

6 健康相談等日程表

(1) 健康相談

令和2年度

相談内容	実施日	受付時間	対象者等
結核接触者健診	毎月第2月曜日	9:00～10:00	結核患者の家族及び接触者 (予約制)
子どもの心の健康相談（医師）	奇数月第2火曜日	13:30～15:00	(予約制)
子どもの心の健康相談（公認心理師）	偶数月第4金曜日	14:00～16:00	(予約制)
ひきこもり専門相談	奇数月第1火曜日	13:30～15:00	(予約制)
HIV・性感染症検査・相談〔B型・C型肝炎検査を含む。〕	毎月第2水曜日	9:00～10:00	(予約制)
	毎月第4火曜日	17:30～18:30	(予約制)

※ 随時、電話相談も受け付けています。

祝日等の場合は変更又は中止することがあります。

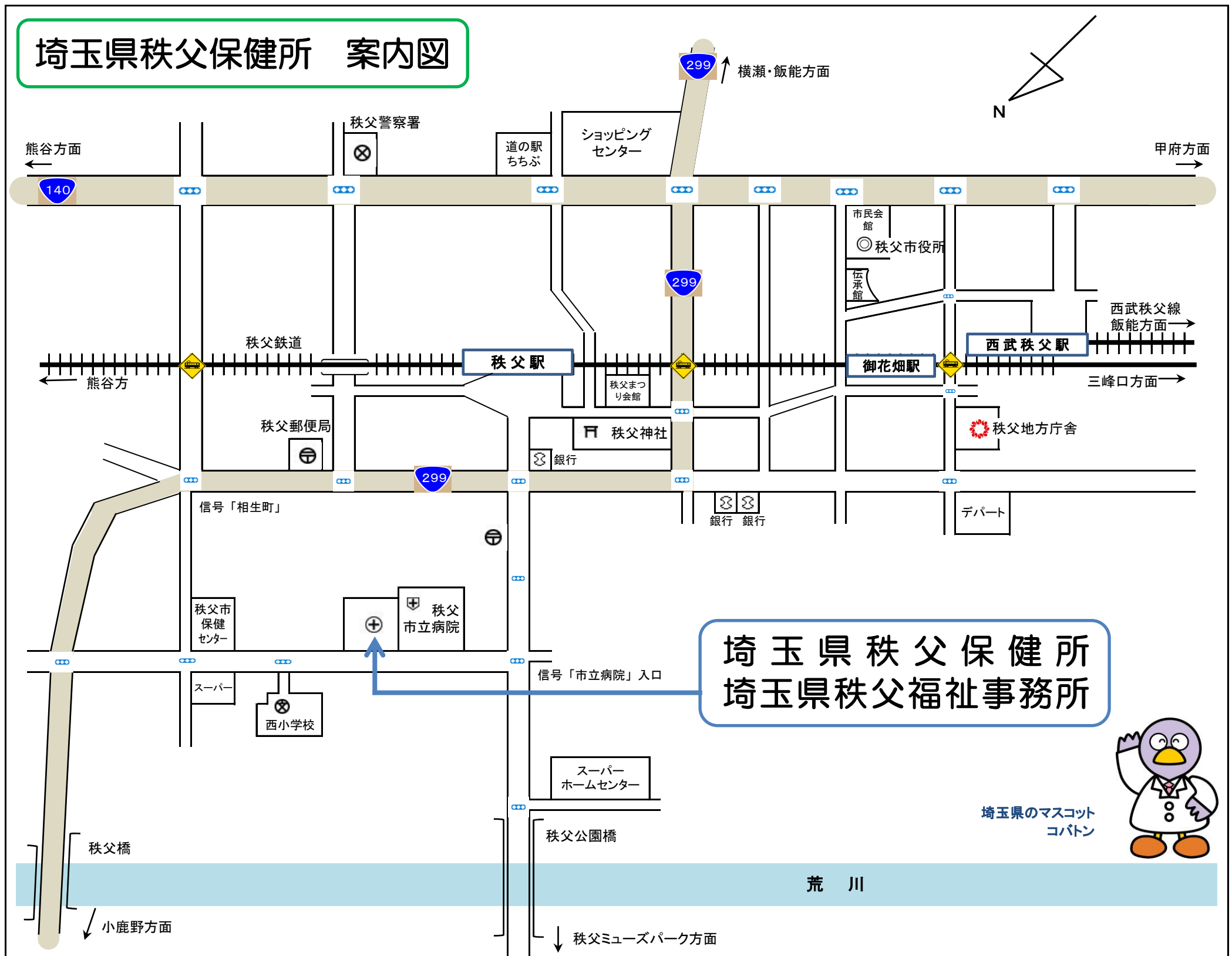
(2) 検査

令和2年度

検査項目	受付日	受付時間	備考
水質検査	毎月第2・4月曜日	9:00～10:00	

※ 祝日等の場合は実施していません。

翌日が祝日等の場合は、変更又は中止することがあります。



令和2年度版 事業概要

令和2年11月発行

編集・発行 埼玉県秩父保健所

〒368-0025 埼玉県秩父市桜木町8番18号

電話 0494-22-3824

FAX 0494-22-2798

メールアドレス t223824@pref.saitama.lg.jp

ホームページURL <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0713/>

彩の国  埼玉県